

「行政不服審査制度の見直しについて（案）」の意見募集結果一覧

番号	分類	意見内容
1	個人	<p>「行政不服審査制度の見直しについて（案）」第2、2.（2）【第1案】1. ○5（第7ページ）には、「審査請求が不適法であり、却下する場合」とあります。そして、これには、不服申立人適格がない場合も含まれると解されます。</p> <p>しかし、現在、行政事件訴訟法の「法律上の利益がある者」についての新たな裁判例が出てきているといった状況があります。このため、不服申立人適格の有無の判断は、不明確であり、紛争性が強い問題です。</p> <p>また、却下は、不服申立人の権利を否定する処分であり、救済の必要性が高い処分です。</p> <p>したがって、不服申立人適格を欠くことを理由とした不適法却下は、行政不服審査会等による統制を及ぼす必要性が高く、「審査請求が不適法であり、却下する場合」であっても、不服申立人適格を欠くことを理由とする場合は、除くべきだと思います。</p>
2	個人	<p>審理員を設置する必要はない。</p> <p>不服の対象となった行政行為の処分庁が、総務省ではない場合には、総務省行政評価局を審査庁とすることが良い。</p> <p>不服の対象となった行政行為の処分庁が、総務省ではある場合には、内閣府を審査庁とすることが良い。</p>
3	個人	<p>20年当時の改正案では、最上級庁に審査を一本化し、それに不服がある場合は、訴訟に移行するという点で非常に簡潔で分かりやすかった。しかし、現在の検討案では、最上級庁に審査請求をゆだね、さらにその裁決に不服があれば、訴訟か再審査請求かを請求人が選択できるとすると、いったい、どこが再審査請求の受け皿となるのかよくわからない。審査体制構築に係る有形無形のコストも十分に考慮に入れることが必要ではないか。</p> <p>20年当時の案のように分かりやすく簡潔な制度にするべきではないか。また、不服がある場合は、通常は、速やかに審査請求がなされるものであり、6ヶ月の期間でも十分長すぎると思う。</p>
4	個人	<p>行政庁の審査請求の裁決と、裁判の判決結果で、多く乖離がみられる点に着眼をしていただきたいと思います。また、行政庁は、最高行政機関に審査を申し立てても、審査員が同省内の職員である場合、どうしても処分した職員と同じ行政組織職員であり、まったくの第三者にはなり得ないという点にも着眼していただきたいと思います。これは、各省庁の出先機関で処分をする際にも、各省の最高行政機関と相談して処分していることが多くあります。また、各省の職員は各省の長が人事権を持ち、全くの第三者のように振舞われない点にあります。他方、国民からすれば、行政庁内がこのような実情にありながら、最高行政機関に期待して審査請求する結果となります。このような現実を打破する改革が必要であります。それには、不服申し立てをする各省庁等と、全く関わりがなく、国民目線で審判出来る者を審判員とすることです。例えば、各々の分野に精通し、かつ、行政機関とは関わりがない弁護士・司法書士の方々を審判員とすることも一つだと思います。これにより、裁判結果との乖離も減少し、国民が審査裁決後の裁判提起減少にも寄与します。国民にとっては裁判では、時間と費用・精神的苦痛が長期にわたり、その負担は多大です。他方、裁判で行政庁側は法務省の担当官が、仕事として担当し、各省庁の最高機関の担当官も、仕事として対応するだけです。これらの国民負担と行政庁側の負担を考えれば、行政不服審査制度が国民にとって大きな救済となり、かつ、有意義なものとならなければなりません。</p> <p>このことをよく御高察いただきたいと思います。</p> <p>例えば、最近多い精神疾患による自殺などの例ですと、処分長は各労基署長ですが、その処分については上級庁の各労働局や厚生労働省と打ち合わせを行って処分決定し、審査請求は各労働局の労災補償課の審査官が審理しますが、法律上は各審査官は独立した裁判官のような形態となっていますが、実情は労災補償課長の部下職員であり、各労働局長の人事権のもとの一職員です。さらに再審査請求となりましても、厚生労働省と関わりがある審査会の方々の審理となり、厚生労働省の省益が多かれ少なかれ加わるものと思います。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>このように、各省庁の組織体を考えますと、行政機関というものは、各々組織体を保守する実情があることが、お分かりになると思われます。</p> <p>このような実情は、何十年後には変革があるかも知れませんが、長年変革はありません。従いまして、このようなことが払しょくされない中での、国民に利益となる不服審査制度でありますから、各省庁の力が及ばずに公正に法令に従って審理できる機関を審理機関としなければいけないと思います。</p> <p>それから、申立期間は3か月よりも6か月がよろしいかと思ひます。制度の確定状態によっては、1年ということも一つだと思ひます。</p> <p>弁護士の先生などと相談したり、各・立証資料を用意したりするとしたら、長い期間であることもよいのではないかと思ひます。逆に、行政機関は長い期間は嫌うと思ひます。</p> <p>審査請求期間を過ぎれば「あー、良かった」などと思ふ処分者の方々もおられると思ひます。</p>
5	個人	<p>土地を購入した18年前に行政不服審判制度を利用して、土地取得に伴う税金についての不服を申し立てました。内容は仮換地前の地積に対して換地後の地目を基準にした税金を取られたことについてでした。申し立てに対し、回答はおおよそ以下の通りでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 申し立ての経緯(履歴)を詳細に記述 2) 行政の手続きは正しいという判断で却下 <p>私は手続きに対して不服を言っているのではなく、換地前の地積(換地後の地積の約2.5倍)に対し換地後の地目を基準にした税額を払わされている矛盾に対し不服を申し立てているにもかかわらず、「手続きは正しいので、不服については却下」という判断を下されました。話が噛み合わないまま結局は泣き寝入りという状況で、この制度が有効に機能しているとは考えられませんでした。</p> <p>提案として、第三者を介在させ、回答が申請者の意図に対して回答されたものかどうかというチェック機能を持たせて欲しいと思ひます。</p>
6	個人	<p>論点は多数ありますが、おおむね20年法案を大幅に変更する必要はないと考えます。複数の考え方がある点は、合意できたなら法案に盛り込み、出来なかった点は引き続き検討すればよろしいと思ひます。改正案が提出されたなら、速やかな成立を願っています。</p> <p>気になるのが、代理人制度に関する点です。</p> <p>「他士業等への代理権賦与には反対」、「代理権の賦与を希望」という団体の意見です。前者は弁護士会、後者は行政書士会と想定されますが、後者を支持したいと思ひます。</p> <p>弁護士は行政法規に精通する者は少なく、現行司法試験合格者でも専門に扱う者は少ないと聞きます。そのような者がただ反対するのは、既得権益の確保以外の何者でもなく、規制緩和の流れにも逆行するものです。試験科目に行政法が含まれている行政書士の方が、能力は担保されているのは明らかです。行政書士が研修後、試験に合格したならば代理権を付与することは、十分に考えられると思ひます。</p> <p>以下は、本案とは少し離れるので、参考程度という感じでお読みください。</p> <p>本案には行政訴訟制度との調整が必要な点もあり、不服審査制度とは別に、行政事件訴訟法も今回の改正とは関係なく、平成16年以来のさらなる改正が必要になるかもしれません。</p> <p>その時には、行政訴訟のそれなりの割合を占めている国家賠償制度の見直しをお願いしたいと思ひます。不服申立てに劣らない、重要な救済制度であるからです。</p> <p>国家賠償法は、制定以来改正されておらず、解釈に委ねられている点が多いものです。異論のない解釈は明文化するなど、不服申立てと同様、わかりやすいものにする時が来ていると思ひます。</p> <p>関係のない話もありますが、本案は合意を得られると思ひます。</p> <p>国会に提出されたならば、速やかな審議と成立を改めて願ひ、私の意見といたします。</p>
7	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当時間がかかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかと懸念もあつております。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上つています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不</p>

番号	分類	意見内容
		<p>十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意するべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置して、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること
8	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、認定までに相当時間がかかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかと懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数あります。その理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくくなる懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題です。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化も懸念されます。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること
9	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当長期間かかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化を図る必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度、運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化となった場合には、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念もあります。</p> <p>つきましては、迅速化及び現場実情を踏まえた審理の実現を図るという観点から、行政不服審査法改</p>

番号	分類	意見内容
		<p>正の見直しに伴う地方公務員災害補償法見直しについては、以下の点に留意すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審査請求は引き続き存置し、その場合、再審査請求と取消し訴訟とは選択可能な制度とする。 2. 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入する。
10	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当長期間かかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化を図る必要がある。一方で、現場実情を十分踏まえた審査が行われていないのではという懸念もある。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多く、それをめぐって公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っている。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからであり、このことから、現行制度、運用上の課題があると考え。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化となった場合には、これまで以上に現場の実情に基づいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念がある。</p> <p>迅速化及び現場実情を踏まえた審理の実現を図るという観点から、行政不服審査法改正に伴う地方公務員災害補償法見直しについては、以下の点に留意すべきと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審査請求は引き続き存置し、その場合再審査請求と取消し訴訟とは選択可能な制度とする。 2. 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入する。
11	個人	<p>平成 20 年改正案では、当分の間新法は適用せず、旧法（現行法）が引き続き効力を有するもの多数設けられる予定であった（附則 4 条等）。</p> <p>その結果、行政不服審査には、新法が適用されるものと旧法が適用されるものが混在することとなり、行政不服審査の申立てをしようとする者は、新法が適用されるのか、旧法が適用されるのかを逐一確認しなければならないこととなった。</p> <p>そして、旧法が適用される場合には、旧法の法律の内容を確認する必要も生じるところ、現在広く市販されている六法等には廃止法令が掲載されることは稀であるので（旧憲法程度しか掲載されないのが通例である。）、新旧法令の混在は、行政不服審査を申し立てようとする者に過剰な負担を強いる可能性がある。</p> <p>そこで、新法が施行された後も旧法と同じ効果を持たせる必要がある場合には、個別法に旧法に倣った規定を設けるなどの方法により、新旧法混在という分かりにくい状態を解消することを要望する。</p>
12	個人	<p>地方公務員災害補償基金審査会の運営について意見を申し述べます。</p> <p>改正案説明資料では、請求人の利便性は確保されるとなっておりますが、「必要であると認めるとき」の判断基準が明確にされていません。</p> <p>費用負担等の面から考えても、ほぼすべての請求人が居住地に近い支部ごとでの審査を希望することは自明の理であります。</p> <p>したがって、支部に審査員を置き、一部の審理手続きを委任するような運営方法は中途半端と言わざるを得ません。</p> <p>地方公務員を取り巻く環境の厳しさから、公務に起因する精神疾患が増加の一途をたどっている今日の状況を考慮すれば、より請求者・現場に近い支部ごとで今以上の十分な審査が行われることを切望しています。</p> <p>せめて、現行制度の維持存続を最低限の希望としてお願い申し上げます。</p>
13	個人	<p>行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情に基づいた審査となりにくいのでは</p>

番号	分類	意見内容
		ないかという懸念があります。支部審査会は存置し、支部段階の審査の迅速化を図る方向での措置をお願いします。
14	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当長期間かかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化を図る必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度、運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化となった場合には、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念もあります。</p> <p>つきましては、迅速化及び現場実情を踏まえた審理の実現を図るという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法見直しについては、以下の点に留意すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審査請求は引き続き存置し、その場合、再審査請求と取消し訴訟とは選択可能な制度とする。 2. 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入する。
15	団体	<p>地方公務員災害補償制度において、脳・心疾患、精神疾患等の公務上外の認定まで、相当時間がかかっている実態があります。請求人の負担を考えると、現場の実情を十分踏まえた審理を行うことと、そしてなによりも審査の迅速化が必要です。</p> <p>また地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。公務外取消し訴訟により、原告が勝訴する判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについて、別紙の点に留意すべきであると考えます。</p> <p>【総務省案】 最上級行政府（大臣等）への審査請求に一元化。</p> <p>【意見】 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること</p> <p>【総務省案】 再審査請求は、「審査請求」の採決を経た後の救済手法としてなお意義を有すると認められた場合は、存続することが妥当。</p> <p>【意見】 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは選択可能な制度とすること</p>

番号	分類	意見内容
		<p>【総務省案】 審理手続については2008年法案と同じ。</p> <p>【意見】 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること</p>
16	団体	<p>今回の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しに対して、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化となった場合について、これまで以上に、現場の実情にもとづいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があります。</p> <p>このことは、申立人の権利救済といった面から大いに問題があると考えます。また、本部審査会における審査件数が増加し、参与の負担増、調査の形骸化、といったことも心配されます。</p> <p>つきましては、迅速化、及び現場の実情を踏まえた審理の実現をはかるために、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意していただきますよう意見を申し述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。
17	個人	<p>今回の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しに対して、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化が議論されているとのことですが、仮に支部審査会が廃止され、本部審査会に一本化されるようなことになれば、本部審査会が3合議体が増やされたとしても案件（年間150～160件）が多すぎて十分に審査することが困難にならないでしょうか？</p> <p>また、申請者は意見を述べるために、わざわざ東京の基金本部の審査に参加しなくてはならなくなり、現在のように、当地の支部審査会において、直接、地元関係者からの意見を聞きながら判断することが難しくなります。この結果、公務災害認定の取り組みが困難になってしまうのでは、と考えます。</p> <p>このようなことから、現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続するよう、強くお願いいたします。</p>
18	個人	<p>私は、本部審査会参与としての立場から現状の地方公務員災害補償制度の課題について、意見を提出させていただきます。</p> <p>現在の地方公務員災害補償制度では、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当の時間がかかっていて、請求人（本人、遺族）の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があると思います。また、審査を見ていると、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかと出てきています。</p> <p>地方公務員災害補償で、認定外と判断された場合は、裁判所に公務外取り消し訴訟を起こすわけですが、その中で争われるのは、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定となることが多くあります。裁判では、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認め、原告勝訴となる事例も多くあります。このことは、現行制度及び運用上の課題があるからだと考えています。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと考えます。また、申立人の権利救済といった面で問題があると思います。本部審査会参与としては、審査件数が大幅に増加し、それに対応できない事態が起り、それによる審査の形骸化といったことが考えられます。</p> <p>また、迅速化という観点からも国家公務員のように使用者責任を明確化し、公務災害の請求は所属長</p>

番号	分類	意見内容
		<p>が責任を持って行うことをすることにより、一段と早く審理することができるのではないかと考えます。以上のことを踏まえ、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるといふ観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申し立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること
19	団体	<p>地方公務員災害保障制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当の期間を要するという問題点があり、審査の迅速化をはかる必要がある。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていない事例がある。</p> <p>このことから、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っている。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めていることから、現行制度、運用上の課題があることは明らかである。</p> <p>今般の行政不服審査法改正に伴い、地方公務員災害補償制度において、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化という見直しがされることは、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査がおこなわれにくくなるという懸念があり、申し立て人の権利救済の面で問題である。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増と審査の形骸化といった懸念も生じる。</p> <p>したがって、迅速化、及び現場の実情を踏まえた審理の実現を図る観点から、行政不服新作法改正に伴う地方公務員災害保障法を以下のとおり見直すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審査請求と訴訟との選択可能な制度とする。 2. 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申し立てがあった場合は、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申し立て人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入する。
20	団体	<p>現在の地方公務員災害補償制度の認定に至るまでには時間が多くかかっており、請求人の負担軽減のためには、迅速な審査の必要があります。</p> <p>また、公務に起因する災害かどうかを判断するための事実認定が、処分者と請求人との間で争点となることがあり、公務外取消し訴訟に発展する場合があります。そのなかには、原告勝訴の判決も相当数あり、主な理由として、審査段階での事実認定が不十分であることや現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めています。このようなことから、現行制度及び運用上の課題があると考えます。</p> <p>行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、ますます現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと懸念があります。申立人の権利救済といった面でも、より現場に近いところで審査をすべきです。</p> <p>迅速化や現場の実情をふまえた審理の実現をはかるため、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意する必要があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟が選択可能な制度とすること 3 審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認め、対審的な審理構造を導入すること
21	個人	<p>見直しに関する趣旨である「公正性が確保され、かつ、利用しやすい制度とするとともに、国民の権利利益の救済手法を充実する」という視点は大きいに賛成いたします。</p> <p>「行政処分に関する争訟には、専門技術性が高いものも多いため、行政にあっては、専門性を有する職員が多く存在するほか、迅速かつ適切な解決を図るため、第三者機関を設けるなど事案の内容に応</p>

番号	分類	意見内容
		<p>じた紛争処理の仕組みが設けられている。」 これに関しては、理解はできます。 それがゆえに、国民にとって使いにくい（分かりにくい）制度となっていると思われれます。</p> <p>「個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。」との事ですが、上記の通り「行政処分に関する争訟には、専門技術性が高いものも多いたるところ・・・」との事であれば、それらに関し、「国民の権利利益の救済手法を充実する」と言う基本的考えを実現するためには、専門的知識を有する代理人制度とは別に検討すべきものではないと考えます。</p> <p>ですので、それに関して各法令の関係性及び実情を踏まえご意見申し上げます。</p> <p>まず、行政不服審査法の第1条にはこのように目的が示されています。</p> <p>「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」</p> <p>次に、弁護士法の第1条第2項後段にはこのように弁護士の使命が示されています。</p> <p>「社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」</p> <p>次に、行政書士法の第1条の中段から後段にかけて、このように目的が示されています。</p> <p>「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。」</p> <p>これらから、まず行政不服審査制度は「国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図る」ことを目的にしており、行政書士制度は「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的」としています。</p> <p>この事から、不服にいたる前段階である行政に関する手続き、不服に至った際の専門的知識を有しているのは、行政は当然の事ながら行政書士も同様であると言えます。</p> <p>では、専門技術性が高い内容に関し、処分が下され、不服申立を行うのは誰なのか、言うまでも無く処分を受けた者です。</p> <p>それでは、専門技術性が高い内容に関し、処分を受けた者がその処分内容や不服申立の手続きを、申立期間内に理解し手続きを行うことが出来るか。それはなかなか難しいはずですが。</p> <p>だからこそ、代理人制度が定められていると考えます。つまり、「国民の権利利益の救済手法を充実する」ことを考える時に代理権の付与については「別に検討」すべきものではないはずですが。</p> <p>では、その処分を受けた者が代理人に依頼するに際し、許認可等の内容から処分に関して、代理人に適切かつ正確に説明し依頼する事が出来るか。答えはノーではないかと考えます。なぜなら、それができるのであれば、代理人を利用することなく、自身で不服申立が行えるからです。</p> <p>更に加え、処分を受けることとなった手続き等の申請に関し、自身ではなく、専門家に依頼している場合はどうか。そのような場合は、更に本人は説明することが難しいでしょう。</p> <p>では、ここで言う専門家とは誰か、言うまでも無く行政書士であると考えます。なぜなら、行政書士法の第1条の2にはこのように定められているからです「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類・・・（中略）を作成することを業とする。」</p> <p>つまり、処分された者がどのような申請を行ったのかを最もよく理解している者（専門技術性を有する者）は紛れも無く行政書士です。</p> <p>各法令も目的と実情（事実）を直視するのであれば、行政庁に対する不服申立の代理権を行政書士に与えないことは、各法令の目的に合致しないばかりか、国民の権利利益の救済手法をも阻害していると考えます。</p> <p>では、その阻害の原因は何か。</p> <p>第一に、現在の制度の問題があります。それに関しては、まさに検討中の改正において国民に使いやすい制度になってゆくものと思われれます。</p> <p>第二に、個別法で定められているもの以外の代理権が弁護士のみとなっていることにあります。</p> <p>そもそも、ここで言う「専門技術性」とは、訴訟の専門技術性ではなく、19ページにあるように「裁</p>

番号	分類	意見内容
		<p>判所による訴訟の審理の前に、専門技術的知見を有する行政庁において争点及び証拠が整理されることは、より迅速かつ円滑な事案の解決に資するものと考えられる。」と言う「行政手続き的知見に関する専門性」を言っているのです。</p> <p>もし、行政書士に対し、この不服申立の代理権を与えることが不安であれば、司法書士が簡易裁判所の代理権を持つことができるのと同様の制度を作り、認定行政書士のみ代理権を持つと言うことで、国民の権利を担保することができるはずです。</p> <p>もし、この認定制度で担保ができないと言うのであれば、司法書士の認定制度も担保されているとはいえないことになると考えます。</p> <p>弁護士は他の士行への代理権付与に常に反対をしますが、その考え方は、弁護士法の第1条で示す「基本的人権を擁護」ではなく、単に「弁護士の職域の擁護」をしているのみで、「社会秩序の維持及び法律制度の改善」に努めているとは到底言えないと考えます。</p> <p>国民にとって、依頼する先が弁護士のみと言う事では、経済的、精神的負担でしかなく正に「公正性が確保され、かつ、利用しやすい制度とするとともに、国民の権利利益の救済手法を充実する」と言う制度趣旨に反するものと言わざるを得ないと考えます。</p> <p>また、行政書士試験においては、行政不服審査法も試験科目とされていること、行政書士は国家及び地方公務員出身者が多くいること等を踏まえ、不服申立の代理権を与えることに反対する事自体に疑問があります。</p> <p>よって、行政書士への不服申立の代理権を与えること、その他行政庁への申請の代理代行の行える士業へは不服申立の代理権を与えるべきであり、それは「別に検討」されるべきものではないと考えます。</p>
22	個人	<p>運用については、必ずかつて審査請求して撥ね付けられた第三者（行政に不信と不服を持っている立場の者）でなければなりません。</p> <p>官庁もブラック企業と同じで所詮は『面倒なことは水際で弾き飛ばせ』という発想しかありませんから公平公正にするなんて無理な話です。</p> <p>事務官ですら撥ね付けられる有様ですから、官僚に運用させようなんてもっての外だと思えます。</p> <p>必ず訴えて撥ね付けられた被害者（第三者）でないと公平公正な判断はできないと考えます。</p> <p>（注）個人に関する情報が含まれている部分については、削除いたしました。</p>
23	団体	<p>【総務省案】</p> <p>4. 再調査の請求</p> <p>行政庁の処分について、法律に「再調査の請求」をすることができる旨の定めがあるときに、「再調査の請求」をすることができるものとする。</p> <p>この場合においても、不服申立人は、「再調査の請求」をすることなく、審査請求をすることができるものとするについては、更に検討を進める。</p> <p>【意見】</p> <p>国税においては、不服申立前置を維持したうえで、現行の「二重前置」を審査請求に一元化すること。また、不服申立ての基本構造の例外として、「再調査の請求」を創設し、これと審査請求との選択制とすること。（その場合、行政庁の運営上の整備が必要となる。）</p> <p>【理由】</p> <p>国税通則法には、異議申立てと審査請求との二つの不服申立て制度があり、審査請求に際しては、青色申告に係る更正に不服がある場合等所定の場合以外には、原則として、異議申立前置主義が採用されている。また、20年法案では、法律に「再調査の請求」が前置されている場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない旨記載されており、納税者利便の観点から見直す必要がある。したがって、「再調査の請求」については、前置を強制するのではなく、審査請求を求めると再調査の請求を求めるとは、納税者の選択に委ねることとすべきである。平成23年度税制改正において国税通則法が改正され、青色申告以外のすべての申告者に対して処分時の理由付記が実施されることとなったことに鑑みれば、青色申告等以外の申告者に対して異議申立前置を強制する実益はもはや乏しいといえる。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>【総務省案】</p> <p>1. 審理員による審理手続として、審理手続の計画的進行、弁明書の提出、反論書等の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出、物件の提出要求、参考人の陳述及び鑑定の要求、検証、審理関係人への質問、審理手続の計画的遂行、手続の併合又は分離、審理員による執行停止の意見書の提出、審理手続の終結及び審理員意見書に関する規定を置くものとする。</p> <p>2. 前項のほか、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、行政不服審査法の規定により提出された書類その他の物件の閲覧又は謄写を求めることができるとし、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>なお、謄写を認める場合には、実費の範囲内で手数料の納付を求めることができるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 国税における審査請求手続は、書面審理を原則とするものの、審査請求人の申立てがあったときは、原処分庁の出席のもとで、審査請求人の口頭意見陳述を認める対審的構造に改めること。併せて争点及び証拠の整理の規定を設けること。</p> <p>(2) 国税における審査請求においては、証拠書類の閲覧・謄写の範囲について、原処分庁から提出された書類等の閲覧は認められているが（国税通則法第96条第2項）、国税審判官の所持する証拠書類についても同様の規定を制定すること。また、証拠書類の謄写についても必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 標準審理期間を定めること。</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 国税通則法は、審査請求に異議申立てに関する規定（国税通則法第84条第1項及び第2項）を準用する規定（国税通則法第101条第1項）を置き、審査請求人の口頭意見陳述に関する規定を設けているが、対審的構造に基づく手続としては不十分である。</p> <p>(2) 審査請求人等の手続保障の充実が図られることとなる。また、税務については、複雑な税額計算等、閲覧のみでは対処し難い事例が多いことから、証拠書類の謄写が必要である。</p> <p>(3) 国税庁では、運用により、異議申立ては3か月、審査請求は1年と、それぞれ目標処理期間を定めており、いずれも例年90%以上という処理実績である。行政不服審査法においても、審査請求に係る標準審理期間を規定することにより、審査請求がより有効に機能することとなる。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から3月（当該処分について「再調査の請求」をしたときは、当該「再調査の請求」についての決定があったことを知った日から1月）を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>また、「再審査請求」については、正当な理由があるときを除き、裁決があったことを知った日から1月を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>※ 審査請求期間を取消訴訟の出訴期間と同一の6月とするものの可否については、更に検討を行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国税における不服申立期間は、行政事件訴訟法の出訴期間と平仄を合わせ、6か月に延長すること。</p> <p>【理由】</p> <p>不服申立期間の延長により、納税者が権利救済を受ける機会を担保することとなる。国税は不服申立前置であるので、不服申立期間を徒過するとその時点で残りの出訴期間が無意味になるという不合理があり、また、租税法主義の下、訴えの提起のための訴状作成と異議申立書や審査請求書の作成の事務負担の難易度は異なるものではないので、不服申立期間と出訴期間は同じ期間であるべきである。</p> <p>【総務省案】</p> <p>不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>① 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか）、</p>

番号	分類	意見内容
		<p>② 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか）、</p> <p>③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか）</p> <p>【意見】</p> <p>（１）国税においては、不服申立前置を維持したうえで、現行の「二重前置」を審査請求に一元化すること。</p> <p>（２）納税者利便の観点から、より簡易迅速な救済を可能とする「再調査の請求」の創設は適切であり、これと審査請求との選択制とすること。（その場合、行政庁の運営上の整備が必要となる。）</p> <p>【理由】</p> <p>現行制度は納税者の権利救済手段として機能していると考えられる。</p> <p>平成 23 年度税制改正大綱では、不服申立前置のあり方について次のとおり述べられている。</p> <p>イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること</p> <p>ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日）の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること</p> <p>ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること</p> <p>ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること</p> <p>以上のとおり、不服申立制度が、裁判所の前さばきとして、争点の明確化や同じ争点の事案の整理等に機能していること、不服申立段階で棄却等された後、その結果に納得する納税者もいること、前置主義を廃止した場合、訴訟件数が相当数増加することも考えられ、他の訴訟事件の迅速な裁判等に影響が予想され、効率的な司法行政に逆行する恐れがある。</p> <p>また、国税については不服申立ての基本構造の例外として、現行の異議申立てに相当する「再調査の請求」を認めることは必要であるが、現行の異議申立前置主義は廃止し、審査請求との自由選択主義とすべきである。その理由は、上記「第 2 1. 不服申立構造等 4. 再調査の請求」において述べたとおりである。</p>
24	団体	<p>行政不服審査は、現場の実情にあったものである必要があります。</p> <p>それには審査の迅速化をはかる必要があります。</p> <p>地方公務員災害補償制度では、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定まで相当な時間を要しており、請求人に多大な負担を与えています。また、期間が長期に渡ると、より現場の実情を十分に踏まえた審査が行われれないということも懸念されます。</p> <p>地方公務員災害補償では、請求人と処分者の間で、公務に起因する災害か否かを判断する事実認定が訴訟の争点となることが多くあります。それをめぐり、公務外認定取消訴訟が数多く起こっており、原告勝訴の判決も相当数にのぼっています。その理由として、審査段階での事実認定が不十分であることや、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないこと等を裁判所が認めていることがあがっています。</p> <p>行政不服審査法見直しにともなって、地方公務員災害補償制度の見直しを行った際に、支部審査会を廃止し基金本部での審査を一元化すると、「審査件数が増大し本部審査会、審査会参与の負担が大きくなる」、「それにより、審査が形骸化し、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査を行うことが難しくなる」など、申立人救済という視点で問題です。</p> <p>長期の審査による請求人の負担軽減、現場の実情を踏まえた審理の実現をはかるためにも行政不服審査法改正の見直しにともなう地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意する必要があります。</p> <p>1 申立人の権利救済という視点を軸とし、行政不服審査法改正の見直しにともなう地方公務員災害補償法の見直しを行うこと。</p> <p>2 支部審査会は残存させること。そして、支部段階審査の迅速化をはかる措置を講じ、審査の長期化にともなう請求人の負担軽減をはかること。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>3 再審査請求は継続して設置し、請求人に不満があった場合には再審査請求と取消訴訟を選択できる制度とすること。</p> <p>4 審理官は、審査請求人等から申し立てがあった場合、「口頭意見陳述の機会を与える」「申立人から処分庁等への質問権を認める」などができるよう、対審的な審理構造を導入すること。</p>
25	団体	<p>行政不服審査法を50年振りに抜本的な法改正を行い、制度を取り巻く環境が大きく変化しているという観点から、審理の公平性を確保するといった趣旨は一定理解出来ます。</p> <p>しかしながら、不服申立構造を審査請求に一元化する事に関しては、問題点があると考えます。審査の迅速化という点では、申し立て人の負担は軽減されますが、「訴訟までに二度の不服申立を義務付けることが国民にとって大きな負担を強いる」という部分に疑問を感じます。訴訟となれば、個人の金銭面での負担が生じます。再審査請求と選択可能な制度とありますが、「例外的に」という部分が分かりにくいです。再調査となれば審理員が変更されるのでしょうか？</p> <p>また、最上級行政庁が判断した事案を、再審査で別の判断が出来るのでしょうか？裁判を例にすると、「地方裁判所」「高等裁判所」「最高裁判所」と、それぞれ異なる機関で判断されています。その事を踏まえた上での議論をお願いします。</p> <p>また、今回の見直しにより、「地方公務員災害補償制度」の不服申立も、同じ内容になってしまいます。公務上災害の認定には、相当な日数を要するという問題点を抱えています。さらに、ここ数年、事例も「脳・心疾患」から「精神疾患」まで多岐に渡っています。現場の実情を十分に踏まえた審査をする必要があります。現在でも公務外取り消し訴訟が、数多く発生し、原告勝訴の判決も相当数に上っています。</p> <p>今回の見直しで、審査が中央に一元化された場合、今以上に現場の実情を踏まえることが困難になると考えられます。</p> <p>公務員災害補償制度における、不服申立については、特例を設けるなどの措置を講じて、請求人の不利益にならないような制度を創設して頂きますようお願いいたします。</p> <p>「審査の迅速化」と「十分な審査」という、相反する意見になっていますが、是非議論をお願いします。</p>
26	団体	<p>2頁(第2の1の2) 「審査請求は、処分庁の最上級行政庁に対してするものとする」という方針案について…</p> <p>税については、国税不服審判所に対する審査請求が維持されるものと思われるが、それ以外の処分(酒類行政関係、不作為の審査請求等)については、最上級行政庁(国税にあっては、国税庁長官)に審査請求をすることとなる。しかし、これでは処分庁である税務署長等から地理的にも遠隔地となり、また、事実認定等が絡む事案であれば最上級行政庁(国税庁長官)では適切な対応が困難であることも想定されることから、非効率となることが予想される。</p> <p>2頁(第2の1の4) 「再調査の請求と審査請求との選択については、更に検討を進める」という方針案について…</p> <p>見直し案では、争点の整理がされていない案件等について上記の選択を認めることとした場合には、全体として審理が長期化するおそれもあるとして、その点についても考慮しつつ、更に検討を進めるとしているところである。そこで、税務に関する不服申立てについては、平成26年1月からの白色申告等に関する全面的な理由付記についての執行状況等も勘案しながら、慎重な検討を求めたい。</p> <p>5頁(第2の2の(1)の1) 「審理員による審理」…</p> <p>見直し案では再調査の請求については、「審理員による審理」の制度がどのように適用されるかは明らかではないが、「再調査の請求」についても、審理員が審理とする制度が望ましい。もっとも、今回のパブコメには記載されていないが、かつて公表されていた「行政庁から独立して権限を行使する審理官制度」の採用については、例えば、国税にあってはその賦課徴収に関する最終責任者である国税庁長官の権限との関係から問題であるから採用すべきではないと考える。</p> <p>6頁(第2の2の(2)の第1案及び第2案) 「行政不服審査会(仮称)への諮問」…</p> <p>第三者機関への諮問の仕組みは設けないとする第2案によるべきである。審理員による審理に加えて屋</p>

番号	分類	意見内容
		<p>上屋という感じがあり、また、不服申立制度の簡易迅速の重視という考え方に反するからである。</p> <p>10頁(第2の3) 「審理手続」…</p> <p>本見直し案では、再調査の請求における審理手続がどのような制度になるのかは明らかではないが、処分庁がその処分を見直すのであるから、弁明書および反論書の提出等の手続は、必要ないと考える。なお、原処分庁から提出された書類等の閲覧のほか、相当の手数料を徴してその書類等の謄写を認める制度の採用については、賛成である。</p> <p>12頁(第2の4) 「不服申立期間」…</p> <p>始審的不服申立期間の3か月に賛成である。</p> <p>14頁(第3の1) 「処分等の求めに関する制度の創設」…</p> <p>基本的に賛成であるが、不服申立期間を徒過した処分や後発的更正の請求でその請求期限を徒過したものについては、「処分等の求め」ができないことを明らかにする必要がある。</p> <p>18頁(第3の2) 「不服申立前置制度の見直し」…</p> <p>大量回帰性という特質を有する税に関する事件について、裁判所の処理能力が確保できるという予測が立てば、不服申立てと出訴との選択制とすべきである。</p> <p>20頁(第3の3) 「代理人制度」…</p> <p>今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべきとする意見に賛成である。</p>
27	個人	<p>最上級行政本庁への請求しかできない制度では、請求する者の負担が増加する可能性がある。例外規定を設けて、地方支部での請求を認める制度にしてほしい。</p>
28	団体	<p>【総務省案】</p> <p>(第2案) 第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>下記①が意見です。</p> <p>① 部審査会の存置と、支部段階での審査の迅速化をはかる措置を講じること。</p> <p>② ①の意見の理由</p> <p>兵庫では、とりわけ精神疾患の公務上外の認定にかかる事案が増加しています。災害発生から請求受理、裁決にいたるまで、短くて4年、長い場合は10年を超えている事例があります。請求人の負担をできるだけ軽くするために、審査を迅速にすすめる必要があります。</p> <p>口頭意見陳述希望も多いのですが、兵庫県は広域であるため、神戸市まで来るのに数時間かかる人もいます。支部審査会がなくなると、中央まで行く時間と経費の負担は大きく、口頭意見陳述をあきらめるケースが出るのが予想されます。それでは、申立人の権利救済の点において、現状に逆行することとなります。</p> <p>また、兵庫県支部・本部審査会において審査中の事案には、訴訟になる可能性のあるものが数件あり、訴訟件数の増加が見込まれています。この要因として、審査段階での事実認定の不十分さ、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことが考えられます。支部が廃止され、本部での審査一元化となれば、現場の実情に基づいた審査から遠ざかる懸念があります。さらに、本部での審査件数が大幅に増加し、審査の形骸化や遅れが危惧されます。</p> <p>よって、支部審査会を存置し、さらに支部段階での審査の迅速化をはかる措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(注) 個人に関する情報が含まれている部分については、削除いたしました。</p>
29	団体	<p>第1 「基本的な考え方」について</p> <p>1 見直し案が行政不服審査制度の抜本的改正を目指している点は基本的に歓迎するが、個別の論点については再検討すべきものが少なくない。</p> <p>行政不服審査法(昭和37年法律第160号、以下「行審法」という。)が制定後抜本的改正のないまま50年間が経過し、国民の権利意識の向上、少子超高齢社会の到来などの社会経済状況の変化に対応していないことは指摘のとおりである。今回の見直し案は、平成20年に行審法の改正案及びその関連法案(以下「20年法案」という。)を基本的に維持しつつ、これを改める必要性につき関係各府省</p>

番号	分類	意見内容
		<p>及び団体より意見があった事項について検討を行い取りまとめられたものである。</p> <p>2 行審法の制定後、1993年（平成5年）には行政手続法（平成5年法律第88号、以下「行手法」という。）が制定され、また、2004年（平成16年）には行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号、以下「行訴法」という。）が大改正され、国民の権利救済を充実させる方向での法制定・改正が相次いでなされている。</p> <p>これらと比較したとき、行審法の定める行政不服審査制度は、国民の権利救済の観点から不十分であって、抜本的な見直しが急務である。この点、行手法1条1項は「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」との目的を掲げており、かかる目的は行政不服審査制度の見直しにおいても必須である。</p> <p>第2 「行政不服審査法の見直し」について</p> <p>1 不服申立構造等</p> <p>見直し案は、①不服申立てを処分庁の最上級行政庁に対してする審査請求に一本化することを原則とし、②例外的に個別法で再調査の請求（仮称）及び再審査請求（同）の仕組みを設けることができるものとした上、③不服申立人が再調査の請求をすることができる場合でも審査請求をすることができることについては更に検討を進める、④再審査請求をすることができる場合に、再審査請求の裁決を経なければ取消訴訟を提起することができない旨の規定は置かない方向で更に検討を進める、としている。</p> <p>(1) 基本構造</p> <p>異議申立てを廃止し、原則として審査請求に一本化した上、例外的に個別法で「再調査の請求」という制度を新設することを認め、主に社会保険関係や税法関係等の大量になされる処分について、処分庁に対して簡易な手続きで事実認定の可否の見直しを求める手続きを設ける余地を残している。</p> <p>この点、現行の異議申立て制度は一定程度の認容例があり、相応の救済機能を果たしている。また、不服申立てが審査請求のみに一本化されると、従前は二段階の救済手続きのいずれかで救済が得られていた社会保険等の分野においては逆に救済の可能性が低くなる。</p> <p>したがって、現行法の異議申立て制度は残すべきであって、国民が異議申立てと審査請求とを選択できるようにすべきである。</p> <p>なお、見直し案では、審査請求が処分庁の最上級行政庁に対してなされることから、審理は殆どが東京都及びその近郊で行われることとなる。これでは、地方在住者の権利救済の途が閉ざされるという不都合が生じるから、このような不都合を解消する手段を併せて設けるべきである。</p> <p>(2) 再調査の請求</p> <p>「再調査の請求」という用語については、調査をしてほしい旨の申し出と誤解を受けるおそれがある。処分庁による調査への対応に多大の負担を伴う場合や、申立人側が処分は取り消してほしいが再度の調査は受けたくないという場合も考えられる。例えば「再度の考察の請求」あるいは「見直しの申立て」等の適切な用語に変更すべきである。</p> <p>(3) 再審査請求</p> <p>見直し案は、再審査請求を例外的な位置付けとした上で、取消訴訟との関係では前置を要求しない方向で検討している。</p> <p>この点、再審査請求は、現行行審法でも、社会保険等分野によっては一定の救済機能を果たしているものもあるので存続すべきである。一方、国土交通大臣に対する建築確認処分の再審査請求など実質的に機能していないものもあり、それらは廃止すべきである。再審査請求制度を存続するとしても、早期の権利救済との見地から、取消訴訟との関係では前置主義は廃止すべきである。</p> <p>(4) 不服申立人適格</p> <p>行政実務・裁判実務は、不服申立人適格について行訴法9条の原告適格と同様に解釈している。</p> <p>しかし、行訴法の原告適格の範囲を広げるべきことは別として、早期の権利救済を図るとの見地からは、不服申立人適格を原告適格よりも広く考えることは可能であって、当該行政活動によって現実の不利益（事実上の損害）を受ける蓋然性のある個人や団体者にも不服申立人適格を認めるべきであ</p>

番号	分類	意見内容
		<p>る。この点、不服申立制度の審理の対象が、行政活動の違法性だけでなく不当性にも及ぶことからすれば、幅広く行政活動の適正さを担保する制度設計がなされるべきである。</p> <p>この点、消費者、環境、文化財保護等の公益目的で活動している団体には、その目的を阻害する行政活動について不服申立人適格を認めることは、適法・適切な行政運営の確保にとって非常に有益である。</p> <p>2 審理体制</p> <p>(1) 審理の主宰者</p> <p>審査請求の審理は原則として審理員が行うものとした上、この審理員は審査庁に所属する職員のうちから選任されるが審査請求に係る処分に関与していない者でなければならず、かつ、審査庁は審理員となるべき者の名簿を作成してこれを公にしておかなければならないとしている。</p> <p>この見直し案の制度設計は、審理主宰者の独立性担保と審理に必要な実務的知識・経験を有する者の確保という双方の要請を考慮した結果と思われ、その視点自体は適切と考える。しかし、審理主宰者の独立性をより高めるといふ見地からは不十分であり、審理員を各省庁から完全に切り離したものとする（審理員が退官後に出身省庁に戻ったり、天下り先のあっせんを出身省庁から受けたりすることも禁止する）制度とすべきである。将来的には米国のALJ（行政法審判官）制度を参照して身分保障を受ける審理員の資格制度を新設し、身分保障と職務の独立性を確保すべきである。</p> <p>また、制度をより良いものとするためには、審理官だけでなくその下で執務する事務局部門にも有能な人材を得ることが必要であるから、この点についても配慮すべきである。</p> <p>(2) 第三者機関</p> <p>第三者機関への諮問の仕組みを設けるかどうかに関して、これを設けるとする「第1案」と、設けないとする「第2案」の2つが並列的に挙げられている。これらのうち「第1案」においては、総務省に行政不服審査会（仮称）を、地方公共団体に執行機関の附属機関を置いた上、審査庁は審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、原則として同審査会に諮問しなければならないこととしている。</p> <p>たとえ審理員制度を導入したとしても、審理員は行政内部の行政職員であることから客観性に限界があり、審理の客観性・公平性を確保するためには第三者機関による諮問制度を導入すべきである。その点で、上記の案うちでは「第1案」が適切と考える。このように第三者機関に諮問する制度としては、既に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）の規定する情報公開・個人情報保護審査会があり、同審査会の運用も一定の成功を収めていることから、これを踏襲すれば良い。</p> <p>なお、地方公共団体でも導入が容易となるよう、複数の地方公共団体で事務組合を設けて対応することを検討すべきである。また、第三者機関の第三者性を堅持するため、当該機関及びこれを補佐する事務局の人事についても、中立性、公正性及び独立性に十分に配慮されるべきである。</p> <p>(3) 審理手続</p> <p>審理員による審理手続きとして、審理手続きの計画的進行、弁明書の提出、反論書等の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出、物件の提出要求、参考人の陳述及び鑑定等の要求、検証、審理関係人への質問、審理手続きの計画的遂行、手続きの併合又は分離、審理員による執行停止への意見書の提出、審理手続きの終結及び審理員意見書に関する規定を置くとともに、審査請求人又は参加人には提出された書類その他の物件の閲覧・謄写権を認めるとされている。他方、対審審理や公開審理は行わない方向で検討されている模様である。</p> <p>これらの審理手続きに関する規定は、概ね20年法案に規定されていたところと同様であるが、不服申立人の手続的権利の見地から、不服申立人が求めた場合には対審的審理を行わなければならないとし、公開審理を求める権利も保障すべきである。口頭審理については議事録を作成し、インターネット上で公開すべきである。また、審理員が収集した資料は閲覧・謄写の対象とすべきである。さらに、審理の円滑と充実のため、審査請求人の申し出によって、いわゆる所在尋問のように、審理員が審理機関の所在地以外の場所での関係者への質問や検証を行えるように規定を設けるべきである。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>加えて、不服申立ての紛争解決機能を高めるため、申立てに対して一方的に判断する場とするのではなく、事案によっては協議や和解を行うことも可能とすべきである。</p> <p>(4) 不服申立期間</p> <p>審査請求は処分を知った日から3月を、再審査請求については裁決を知った日から1月を、それぞれ不服申立期間とした上で、審査請求期間を6月とすることの可否については更に検討を行うとしている。</p> <p>この点、国民の司法的救済の途を狭めないよう、不服申立期間は処分のあったことを知った日から6月に延長すべきである。</p> <p>また、第三者の不服申立てが容易になるようにインターネットの活用等が検討されるべきである。</p> <p>第3 「行政手続法の改正」について</p> <p>1 処分等の求め</p> <p>(1) 義務付け・差止めに係る手続きのあり方</p> <p>申請に対する処分又は不作為についての審査請求に関しては、上級行政庁である審査庁は、裁決で処分庁又は不作為庁に対し処分をすべき旨を命じることができるとして申請型義務付けの手続きを認める一方で、非申請型義務付けに係る手続き及び差止めに係る手続き並びに仮の義務付けに係る手続きを設けることは適切でないとしている。</p> <p>しかし、国民の権利利益が害されるおそれのある行政活動に対しては、広く救済の方法が与えられるべきであり、申請型義務付けだけでなく、非申請型義務付け及び差止めも新設すべきである。ただし、これらの手続きと行訴法上の手続きは並行して認めるべきであり、審査請求前置主義は採用すべきではない。</p> <p>また、現行行審法の執行不停止原則を維持するのは改め、執行又は手続の続行によって損害が生じるのであれば、審査庁は執行停止をしなければならない旨を規定すべきである。</p> <p>(2) 処分等の求め</p> <p>何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためになされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、権限を有する行政庁等に対し、その旨を申し出て当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申し出を受けた行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは当該処分又は行政指導をしなければならないとしている。</p> <p>上記のような制度を設けること自体は良いが、見直し案においては行政庁等が調査の結果を申出人に通知する義務が規定されていないのは問題である。これでは単なる職権発動の申出と変わらないので、手続法である以上は結果の通知義務も含めて規定すべきである。</p> <p>2 行政指導の中止等の求め</p> <p>行政機関が違法行為の是正を求める行政指導を行う場合、その相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと見料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないとしている。</p> <p>上記のような制度を設けること自体は良いが、見直し案においては申出人に対して申出に基づいて調査した内容とその結果について通知することが規定されていないことは問題である。規制権限を有する行政機関のする行政指導の相手方に生じる事実上の不利益を考慮すれば、申出人に対して手続きの結果を通知することをも義務付けるべきである。</p> <p>第4 「関係法令の改正」について</p> <p>1 いわゆる「裁定的関与」について</p> <p>いわゆる裁定的関与（地方公共団体の機関がした処分について、個別法の規定に基づき、国が審査請求又は再審査請求の手続きを通じて行う関与）に係る不服申立てについても、改正後の行政不服審査法（以下「新法」という。）を適用するとされている。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>地方公共団体においても行政不服審査の客観性・公平性を確保すべきとの要請は国と変わらないし、現行の行審法に基づく不服申立てと新法に基づく不服申立てが混在することは混乱を来すばかりか、一般の国民にとってはいわゆる裁定的関与に係る分野の不服申立てかどうかを見極めることは困難であり、救済の妨げともなりかねないので、見直し案に示されているように一律に新法を適用すべきである。</p> <p>2 不服申立前置</p> <p>行政において不服申立てをその専門技術性に依じて迅速かつ適切に審理する仕組みとなっており、かつ、不服申立てを経ることによって裁判所の負担が大きく軽減される処分（その例として、大量に不服申立てがなされる処分や高度の専門技術性等を要する処分）については、不服申立前置の制度を存置する理由があるとしている。</p> <p>しかし、不服申立手続きを採るか裁判手続きを採るかは国民の選択に任せるべきであって、不服申立前置主義は採用すべきでない。</p> <p>3 代理人制度</p> <p>個別の士業への代理権の付与について、「それぞれの士業の性格を踏まえて検討されるべきものであり、今般の行政不服審査制度の見直しとは、必ずしも趣旨・目的を同じくするものではないと考えられる。」としている。</p> <p>しかしながら、見直し案が「第1 基本的な考え方」で述べているとおり、行政不服審査制度は、違法・不当な行政の処分によって侵害された国民の権利利益を救済することを目的とした制度であって、その趣旨・目的からすれば、現行制度（原則として弁護士）を変更し他の士業の代理権を認めるべき必要性は認められない。</p> <p>むしろ不服申立ての代理は、究極的には司法的救済、すなわち行政訴訟も視野に入れて行う必要があるものであって、上記趣旨・目的からすれば行政訴訟の訴訟代理権を有するプロフェッションである弁護士が初期の段階から関与するのが適当である。弁護士には、他士業と異なり、法曹として厳格な資格登録要件が定められているばかりでなく、紛争を取り扱うプロフェッションとして継続的な倫理教育がなされ、かつ、行政官庁や裁判所による監督を一切排除した「弁護士自治」による独立性が担保されている。現行法制度上、国民の権利利益の救済という役割を担うべきことが期待された職種は弁護士であり、現行行審法も当然、そのようなスタンスにたっている。</p> <p>要するに、行政不服審査制度の趣旨・目的、士業の性格いずれの点からみても、弁護士以外の者に不服申立ての代理権を付与すべき積極的な立法事実は存しないというべきであって、実務上最も国民の権利利益に影響を及ぼす代理権の付与について、「今般の行政不服審査制度の見直しとは、必ずしも趣旨・目的を同じくするものではない」とする見直し案は不可解というほかない。</p> <p>第5 その他</p> <p>見直し案においては、今次の法改正が実現した場合に、その改正法の施行状況を踏まえて再改正の要否を検討する旨が盛り込まれていない。</p> <p>しかし、今次の改正は審理員や行政不服審査会の創設をはじめとかなり大規模なものとなることから、改正法の施行後に改善すべき点が明らかとなる可能性が高い。また、今次の改正の課題として検討されていたにもかかわらず、将来の課題として積み残されつつある論点も多い。</p> <p>そこで、改正法の附則において、再改正の機会があることを明記しておくべきである。</p>
30	個人	<p>今回の行政不服審査法の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、審査請求を地方公務員災害補償基金本部審査会に一段階化することとされています。支部審査会では地元の事情に通じた審査委員が丁寧な審査を行うことができますし、費用のかかる訴訟の前段に審査請求の機会が複数あることや口頭意見陳述のために上京する必要がないということは、より請求しやすい制度ということができます。仮に、新たに設けられる「審査員」が請求者の地元で口頭意見陳述などの一部手続きを実施するにしても、第三者機関ではないことから請求人にとっては公平な審理が行われるか不安があります。よって、制度見直しにあたって次の点を考慮いただきたいと思います。</p> <p>1. 現在の支部審査会、本部審査会による2段階審査を継続すること。また仮に本部審査会に一段階化</p>

番号	分類	意見内容
		<p>する場合でも「審査員」は基金以外の第三者から選任すること。</p> <p>2. 請求人から申立てがあった場合、処分庁等への質問できるようにすること。</p>
31	個人	<p>【総務省案】</p> <p>審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の最上級行政庁に対してするものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>私は、過去の経験から、地方公務員災害補償制度においては、次の理由から現行の支部審査会、本部審査会による審査制度を維持すべきと考えます。</p> <p>① 申立人の負担（時間と費用）と正確な審査を考えると、身近な自治体に審査会があることが大切だと考えます。東京での審理は、申立人にとって出席することも含めて大変な負担になります。負担が大きくなると本来救済されるべき被災者（及びその家族）が、審査請求そのものを断念せざるを得ないという不幸な事態を招いてしまいます。</p> <p>② 地方公務員の職務には、地方によって異なる様々な仕事があります。その地方にあっては、当然と思えることが他の地域の人には知られていないものもあります。（例：鹿児島では、野犬の捕獲は慣例的に市町村の仕事とされている）その多様な職務の態様は、その地方でなければ判断できえないと思います。これは、公務上災害であるための立証にかかわる問題だと考えます。</p> <p>③ 審査の一元化により、本部審査会における審査件数が集中し、これまでよりも審査期間が長期化する可能性があります。また、審査の結論を急ぐがための審査の形骸化も懸念するところです。</p> <p>二審制を維持した場合の迅速化の担保として、支部審査会で「公務外の災害」と判断された場合には、基金本部に対する再審査請求と取り消し訴訟を選択できる制度にしたらいと考えます。</p> <p>総務省の説明によると「審理手続きについては、審理員の職権判断により柔軟に対応することが適切であり、対審構造をとることはなじまないものと考えられる。」とありますが、むしろ、私は、審査請求人等から申し立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、また、申立人に処分庁への質問権を認めるなど対審的な審理構造を取り入れることで正確な審査結果が得られると考えます。</p>
32	個人	<p>一般市民が国を相手に何かを申請する、あるいは国から不利益処分を受けるということは、国税の申告や行政情報開示請求などを除くと、現在ほとんど見当たらず、本案は、あまり地方自治のことを考えて作られた内容ではないように感じられる。</p> <p>例えば、</p> <p>1. 市町村の自治事務に該当することの多い民生分野の、給付行政の申請に係る不服申立てを含めて、現行の「異議申立て」から「審査請求」に一元化する意図は何なのか？ 法律に定めがある場合を除いて、審査請求をすべき上級庁のあり得ない自治事務において、いったい何が変わるのか？</p> <p>2. 法の対象とするものは、法令に基づいた行政処分と不作為に限定されるのか？ もし要綱に基づいてなされた決定がその対象とならないのなら、市町村の自治事務に該当する民生分野の、給付行政の申請に係る手続きにおいて、本案は、引き続き無力なのではないのか？等々。</p> <p>前述を補足すれば、多くの市町村では、民生分野の各施策は要綱によって定められていることも多く、こうしたケースでは申請が却下された場合でも、行政不服審査法による救済の対象とはならない可能性が高いため、よって、決定庁は、処分性がないことを事由に、不服申立てを門前払いすることにつながる。</p> <p>また、小児慢性特定疾患治療研究事業（児童福祉法）や特定疾患治療研究事業（要綱）による医療費の支給制度も、研究事業という処分性のなさを理由に、不服申立てはできないと解釈されている。</p> <p>そもそも不服申立てを受理するか否か判断する裁量権を、行政側が握っていることが問題で、市民の側がそれに対抗するには訴訟しかないというのが、この問題の本質ではないだろうか。</p> <p>手続きシステム（事前／行政手続法・行政手続条例）と救済システム（事後／行政不服審査法・行政事件訴訟法）の双方を、もっと包括的に整えないと、実効性が確保できないと思う。</p>
34	団体	<p>○審査に長時間要している現状を改善する一方で、現場の実状を十分に踏まえた審査は行われてないと</p>

番号	分類	意見内容
		<p>考えています。そこで、支部審査会は存続し、支部段階審査の迅速化を図る適切な措置が求められます。</p> <p>○また、再審査請求も引き続き存続させ、すくなくとも、再審査請求と取り消し訴訟とは選択可能にすることが、請求者の利益になるものと考えます。</p>
35	個人	<p>【総務省案】 第2 1. 不服申立構造等 2. 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の最上級行政庁（処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは外局である庁の長等である場合は当該処分庁、処分庁の上級行政庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合は当該主任の大臣又は外局である庁の長等）に対してするものとする。</p> <p>【意見】 請求の受理から審査・事実認定までを最上級庁が一元的に行うことが、事務処理の長期化を招くことは明白であり、制度見直しの趣旨に反している。</p> <p>また、審査を受ける者の困難度合が増し、審査請求そのものを断念せざるを得ない結果を招く可能性がある。</p> <p>【総務省案】 第2. 審理体制 1. 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。</p> <p>【意見】 地方公共団体で働く地方公務員の多様な実態を十分踏まえた審査を行うためには、各県を基本に行うことが望ましい。</p> <p>制度の趣旨を汲みつつ、実態に即した運用が可能な審査機関がある場合、従前どおりそちらの審査機関を活用すべきである。</p>
36	団体	<p>第2 2. 審理体制 【総務省案】 （第2案）第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること</p> <p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当時間がかかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかと懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じる必要があると考えます。</p>
37	団体	<p>第2 1. 不服申立構造等 【総務省案】 4. 再調査の請求</p>

番号	分類	意見内容
		<p>行政庁の処分について、法律に「再調査の請求」をすることができる旨の定めがあるときに、「再調査の請求」をすることができるものとする。</p> <p>この場合においても、不服申立人は、「再調査の請求」をすることなく、審査請求をすることができることにについては、更に検討を進める。</p> <p>【意見】</p> <p>国税に関する処分は、処分庁による税務調査を経ているものであり、処分庁である税務署は全国各地に設置されているので、処分庁による見直しの機会として「再調査の請求（仮称）」を設けることには賛成。</p> <p>現行国税通則法上、異議申立前置主義が採られているが、「再調査の請求」は審査請求との自由選択とすべき。現行、青色申告者は自由選択であるが、相当数の青色申告者は異議申立てを経てから審査請求をしているので、青色申告者以外の納税者を自由選択としたとしても多くの納税者は異議申立てを経由することが想定される。また、平成 23 年度税制改正において国税通則法が改正され、青色申告以外のすべての申告者に対して処分時の理由付記が実施されることとなったことに鑑みれば、青色申告等以外の申告者に対して異議申立前置を強制する実益はもはや乏しいといえる。</p> <p>なお、税務調査のやり直しを納税者にイメージさせてしまうので、「再調査の請求」という名称は相応しくない。現行の「異議申立て」という名称でよい。</p> <p>【総務省案】</p> <p>5. 再審査請求</p> <p>法律に特別の定めがある場合には、審査請求に対する裁決に不服がある者は、法律で定めるところにより、「再審査請求」ができるものとする。</p> <p>具体的な「再審査請求」の審理手続等については、更に検討を進める。なお、「再審査請求」の裁決を経なければ取消訴訟を提起することができない旨の規定は置かない方向で、更に検討を進める。</p> <p>【意見】</p> <p>迅速性を考慮して「再審査請求」の手続きは不要。</p> <p>【総務省案】</p> <p>（不服申立人適格）</p> <p>○ 不服申立人適格については、訴訟制度の原告適格と密接な関係を有しているところ、行政事件訴訟法の「法律上の利益がある者」についての新たな裁判例が出てきている状況を踏まえ、引き続き、現行制度を維持することが適当と考えられる。</p> <p>○ また、団体争訟制度の導入については、行政実務にも大きな影響を与えることが予想されること、幅広い検討が必要であり、訴訟制度における検討等を勘案しつつ、今後検討されるべき課題と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>近年の判例に鑑みて申立人適格範囲を拡大すべき。</p> <p>第2 2. 審理体制</p> <p>（1）審理の主宰者</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。</p> <p>2. 審査庁は、審査庁に所属する職員（「4.」の名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁に通知しなければならないものとする。ただし、行政委員会若しくは審議会等（地方自治法 138 条の 4 第 1 項又は第 3 項に規定する機関を含む。）が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は審査請求人が審査請求書の不備を補正しないとき等に当該審査請求を却下</p>

番号	分類	意見内容
		<p>する場合はこの限りでない。</p> <p>3. 審理員は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者でなければならないものとする。</p> <p>4. 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、適当な方法により公にしておかななければならないものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>① 審理の公正性を確保することが国民の信頼につながることから、専門的な知識を有する行政の専門官だけでなく、専門知識と豊富な経験を有する民間人を外部登用すべきである。税務行政においては、税理士等を活用することが、国民に対する中立性・公正性への配慮となる。</p> <p>② 任用基準は定めるとともに併せて任期付職員の任用についてはノーリターナルルールを規定化する。</p> <p>③ 将来的には研修資格制度の導入も検討の余地あり。</p> <p>(2) 第三者機関</p> <p>【総務省案】</p> <p>【第2案】</p> <p>第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>第2案に賛成する。裁決の客観性・公平性・中立性を高めるに有効かもしれないが、審理体制に民間人を登用することにより、公平性が保てる。さらに厳しい財政状態でより行政のスリム化をすべきでありより裁判所への迅速なる審理に委ね、不服申立人の請求を迅速に解決すべきである。</p> <p>第2 3. 審理手続</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審理員による審理手続として、審理手続の計画的進行、弁明書の提出、反論書等の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出、物件の提出要求、参考人の陳述及び鑑定の要求、検証、審理関係人への質問、審理手続の計画的遂行、手続の併合又は分離、審理員による執行停止の意見書の提出、審理手続の終結及び審理員意見書に関する規定を置くものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国税における審査請求手続は、書面審理を原則とするものの、審査請求人の申立てがあったときは、審査請求人と処分庁間の質問権を認める口頭意見陳述とすることにより対審的構造に改めるべき。併せて争点及び証拠の整理の規定を設けるべき。</p> <p>【総務省案】</p> <p>2. 前項のほか、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、行政不服審査法の規定により提出された書類その他の物件の閲覧又は謄写を求めることができることとし、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>なお、謄写を認める場合には、実費の範囲内で手数料の納付を求めることができるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国税における審査請求においては、処分庁から提出された書類等の閲覧は認められているが(国税通則法第96条第2項)、国税審判官の所持する証拠書類についても同様の規定を設けるべき。また、閲覧を認める以上、当然に謄写についても認めるべき。</p> <p>第2 4. 不服申立期間</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から3月(当該処分について「再調査の請求」をしたときは、当該「再調査の請求」についての決定があったことを知った日</p>

番号	分類	意見内容
		<p>から1月)を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>また、「再審査請求」については、正当な理由があるときを除き、裁決があったことを知った日から1月を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>※ 審査請求期間を取消訴訟の出訴期間と同一の6月とすることの可否については、更に検討を行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国税における不服申立期間は、行政事件訴訟法上の出訴期間と平仄を合わせ、6か月に延長するべき。国税は不服申立前置であるので、不服申立期間を徒過するとその時点で残りの出訴期間が無意味になるという不合理があり、また、租税法律主義の下、訴えの提起のための訴状作成と異議申立書や審査請求書の作成の事務負担の難易度は異なるものではないので、不服申立期間と出訴期間は同じ期間であるべき。</p> <p>第4 1. いわゆる「裁定的関与について」</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. いわゆる「裁定的関与」に係る不服申立てについても、改正後の行政不服審査法（以下「新法」という。）の規定を適用するものとする。</p> <p>2. いわゆる「裁定的関与」に係る法律については、現在の不服申立先を維持することを基本として、改正後の行政不服審査法を適用するための規定の整備を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>いわゆる「裁定的関与」については、有用性は否定できないが、地方分権改革の観点からは、審理員制度の中で工夫して裁定的関与の仕組みをなくしていくことが望ましい。</p> <p>第4 2. 不服申立前置</p> <p>【総務省案】</p> <p>不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>① 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか）、</p> <p>② 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか）、</p> <p>③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか）</p> <p>【意見】</p> <p>国税は、不服申立てが大量であり、第三者的機関たる国税不服審判所が審理を行うことから、現行の審査請求前置は維持すべき。ただし、上記「第2 1. 不服申立構造等」で述べたとおり、二重前置を強制する実益は乏しいので、現行の異議申立前置は廃止し自由選択制とすることにより、一段階の不服申立前置とすべき。</p> <p>第4 3. 代理人制度</p> <p>【総務省案】</p> <p>個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【意見】</p> <p>税務に関する不服申立てについては、高度の専門性を有する税理士が行うべきであり、代理人の範囲を拡大しないことが、国民に対する安心感と信頼を得ること、申告納税制度の充実と発展につながる。</p>
38	個人	<p>(1)「行政不服審査法の見直し」1「不服申立構造等」3「再調査の請求」(2～3頁)について審査請求の他にこのような制度を設けることに賛成である。税や社会福祉給付のように大量の処分について、行政がケアレスミスや単純な評価選択の違いから国民にとって不利益な処分が課される場合も</p>

番号	分類	意見内容
		<p>少なくない。このような場合、専門職の税理士、弁護士、社会保険労務士などの指摘によって、処分庁が自ら簡易に是正できる現行の制度がある。これは国民に対する救済措置として現に機能しており、廃止すべきものではなく残置すべきである。</p> <p>名称は、制度の誤解を招き運用に影響を及ぼすようなものは避けるべきである。</p> <p>(2) 同2「審理体制」(1)「審理の主宰者」(5～10頁)について 審理員は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者でなければならないとの点は、賛成である。更に人材を外部から登用すべきである。審理員は、審理員意見書を作成しこれを審査庁に提出することになっており(6頁)、審査請求の過程で重要な役割を担うことになっている。かかる審理員に公正性、中立性が保障されていることが、審査請求に対する判断の公正性、中立性を確保するための重要な手立てとなるからである。</p> <p>(3) 同(2)第三者機関について 賛成である。年金記録確認の問題でも第三者委員会という第三者機関が大いに威力を発揮し、多くの国民の支持を得た。国の行政のみならず、大相撲の八百長問題や民間企業の不祥事でも、当事者から一步距離を置いた第三者機関を設置して問題点を客観的に分析し対処することが最近の当然の手法ともなり、それが市民などの信頼回復に役立っていると思われる。今新たに行政不服審査法を改正するにあたり、社会に広く受容されているこのような社会的課題解決の枠組みを採用することは、必然的な時代の要請と言うべきである。</p> <p>(4) 同4「不服申立期間」について 3月とすることには反対である。行政事件訴訟法の今般の改正である出訴期間6月と平仄を合わせるべきである。行政不服審査制度が今般の改正により充実したものとなった場合、行政不服審査は従来の行政事件訴訟の機能・役割を代替する重要な救済機関に発展する可能性が大きい。そうなれば訴訟並みの事前準備も必要となるところであり、不服申立期間も訴訟並みの期間とする必要がある。</p> <p>(5) 第3「行政手続法の改正」1「処分等の求め」2「行政指導の中止等の求め」について 行政事件訴訟法に新たに設けられた義務付け(非申請型)、差止めについては、処分に至る前の行政過程として位置づけられるとして、処分の事前手続きに関わる問題であり、行政不服審査法にかかる手続きを設けると行政手続法等の事前手続きと輻輳するおそれがあり、処分に至る前の行政過程が複雑化するのではないかと指摘され、行政手続法の中に盛り込むべきとされている。</p> <p>しかし、行政手続法の手続の主宰者は原則行政庁とされている。行政不服審査法に設置されれば主宰者は審理員、第三者機関となり、判断の公正性、中立性で圧倒的な差異が生じることになる。義務付け、差止めは訴訟法でも認められているものであり、事前の救済という側面が捨象されすぎている嫌いがある。手続の輻輳は、例えば、事前救済としての差止めなどが不服審査に継続すれば、行政手続法による手続の進行は不服審査の結論が出るまで中断となるなどの措置で回避することも考えられる。是非不服審査法に設置すべきである。</p>
39	個人	<p>審査請求については、最上級庁(本部)への一元化のみでなく、引き続き下級庁(地方支部)での対応が可能となるよう例外規定等を設ける必要がある。その場合の、再審査請求については、訴訟との自由選択制は見直しに案で示されているとおりであるが、あくまでも審査請求(下級庁)、再審査請求(最上級庁)という対応が可能な制度としなければならない。</p>
40	団体	<p>第2 1. 不服申立構造等</p> <p>【総務省案】</p> <p>3. 審査請求のほか、「再調査の請求で(仮称、以下同じ。)」及び「再審査請求(仮称、以下同じ。)」の仕組みを例外的に設けることができる。</p> <p>【意見】</p> <p>○例外的に設けることができることは賛成。例外を設ける場合の考え方として、行政不服審査法の改正に伴って個別法を改正する場合、当該個別法の目的・目標に照らして判断される必要がある。</p> <p>○今般の行政不服審査法改正に伴い、地方公務員災害補償法も改正となる。現行制度では、再審査請求</p>

番号	分類	意見内容
		<p>が認められている。</p> <p>その理由は、地方公務員災害補償法の目的が、①地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を迅速かつ公正に行うこと、②このため、公務災害補償に関して違法又は不当な決定があった場合、簡易迅速な手続により地方公務員の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することからである。</p> <p>○地方公務員災害補償制度では、再審査請求を廃止し、審査の一元化を行い、地方公務員災害補償基金本部での審査に一元化した場合、審査機会の減少に伴い、災害に起因する事実認定が不十分になるのではといった懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題がある。また、本部審査会における審査件数が増加し、処理人員の制約上から審査に関わる時間が、これまで以上に長くなることが予想される。</p> <p>○以上のように、地方公務員災害補償制度の改正にあたって、再審査請求が廃止された場合は、不服申立人の権利利益の簡素迅速な救済、及び不服審査の迅速化という観点から問題があり、地方公務員災害補償制度の目的を達するためには、再審査請求を存置することが必要と考えられる。</p>
41	個人	<p>第1 不服申立構造等</p> <p>1 再調査の請求</p> <p>法律に規定のない場合でもできるようにする。ただし、審査請求の前置制度にすべきでなく、選択制とすべきである。この請求をして、6ヶ月以内に応答がないときは、審査請求もしくは直接訴訟ができることとし、その場合、再調査請求をしたときに審査請求がされたものとみなすこととする。</p> <p>2 不服申立人適格</p> <p>行政庁の処分について、現実に（アメリカでの in fact）不利益（injury）を受ける者、および利害関係のある公益目的活動団体にすること。</p> <p>第2 第三者機関</p> <p>第1案が適切と考える。この人事については、中立公正な人事面での独立性が必要である。かつ、その事務局の設置を義務づけ、その職員についても当該行政活動からの中立公正と、かつ、独立性の補償を配慮すべき規定をおくべきである。</p> <p>以下の規定が参考になります。</p> <p>（注）</p> <p>① 韓国の行政審判法では、5条で直近上級行政庁を裁決庁とし、そこに6条で行政審判委員会を置く。その委員は、弁護士有資格者、大学法律学教育者、4級以上の公務員であったもの等とされている。</p> <p>② 台湾の訴願法52条では、高級職員及び1/2の社会公正人、学者、専門家よりなる訴願委員会の委員の過半数出席とし、その過半数で訴願決定をするとされている。その決定には、反対意見も書かれるようになっています。</p> <p>〈地方公共団体における第三者機関のあり方〉</p> <p>事務組合による共同設置を可能にする。単独設置も含めて第三者機関のあり方は国の場合に準じるものとする。</p> <p>第3 審査請求手続と審理手続</p> <p>1 審査請求期間</p> <p>行訴法に合わせて処分があったことを知った日から6ヶ月とすべきである。</p> <p>2 口頭による審査請求</p> <p>原則的に認めるべきである。その場合20年法案19条の手続によるものとする。</p> <p>その際、処分庁又は審査庁は口頭請求に対応できる窓口と人員を配置する。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>3 審理員による審理手続 口頭意見陳述、参考人の陳述、検証、審理関係人への質問等は、審査請求人の請求により、審理員とその事務局員が適切な現地に出頭して行うことができることとする。 審理員についても、その非常勤の嘱託調査委員として、弁護士、学者、専門家を配慮・任命すべきである。</p> <p>4 執行停止 執行停止の申立てがあった場合において、執行又は手続の続行によって生ずる損害があると認められるときは、審査庁は執行停止をしなければならないとする。ただし、個別法に特別の規定がある場合を除く。</p> <p>第4 行政手続法の改正 1 義務づけ・差止めに係る手続 申請型のみならず、非申請型についても認めるべきである。及び差止めにかかる手続も認めるべきである（区画整理法の仮換地処分、換地処分は、非申請型処分であるが、直接不利益を受けることがある）。 2 行政指導中止等の求め 行政指導は、行政処分の申請の前提として行われることが多い（例：事前協議）。 「みなおし案第3の1」の是正のための見直しを求めた時、指導の相手方に不利益のおそれあることを考えれば、行政庁等が必要な調査を行い、必要な指導等をする場合、その結果の内容とその理由を相手方に通知する義務を定めるべきである。</p> <p>第5 関係法令の改正 1 裁定的関与について これについては、一律に新法を適用すべきである。 2 不服申立前置 国民の権利利益の迅速な救済の観点からこれを要する必要性はない。</p>
42	個人	<p>2012年1月から当方宅前の手抜マンション建替えが開始されました。 その際、工事説明がなされましたが建築主の代理人でもない紛争代行業者が近隣住民に対していかげんな全体説明や個別訪問による説明を行い、虚偽やデタラメな点を指摘しても全く態度を変えようとしません。 さらに、挨拶と称して近隣住民に暴力を振るい、強行に施行業者と組んで着工した経緯があります。 又、行政（横浜市建築局 中高層調整課）にあっせん、調停を申し立てましたが建築主・施工者は出席を拒否し、近隣住民の申立内容に対し虚偽の回答・説明を行い、その点の真偽を解明しようとしても不調のまま工事は進んでおります。 建築主・施工者側の虚偽の回答があっても行政は全く調べようともせず、虚偽説明の確証を提出しても行政はそれを審議する場ではない、勝手に司法手段に出ればとの姿勢で行政としての機能が働いておりません。 建築主・施工者が届出だけをすれば施行に関する諸問題は好き放題行い、施行中止のペナルティーが無い現在では近隣住民の陳情は無視されているのが実情です。 実際に当方には弁護士の代理人がたてられ、書面による質問状を提示しても「法的に回答の必要なし」、電話連絡しても無視、訪問しても門前払い、拳句の果てには仮処分申請を申立て、認められました。 近隣住民は何の落ち度も無いのに手抜マンション建替えによる騒音・振動・粉塵の被害を被り、過酷な生活環境を強いられております。 今後、マンション建替えは多数発生するものと思われ、このような辞退はなくなるべきです。 届出さえすれば工事施工できると云う条例や法律は見直し、近隣住民の申立があれば担保金等無くても即時中止が出来るようにされるべきだと存じます。 (注) 個人に関する情報が含まれている部分については、削除いたしました。</p>

番号	分類	意見内容
43	団体	<p>現行の地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当の時間がかかっています。請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからであり、このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えています。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかといった懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること
44	団体	<p>審査の迅速化と現場の実情をふまえた審理の実現を図るため、次の点に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査の中央への一段階化は行わず、支部審査会は存続し、支部審査の迅速化の措置を行うこと。 ○再審査請求を存置し、取消訴訟との選択可能な制度とすること。 ○対審的な審理構造を導入し、審査請求人からの申し立てに対して、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負うこととし、申立人から処分庁等への質問権を認めること。
45	団体	<p>行政不服審査法の見直しについて意見を述べます。</p> <p>現在、地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当時間がかかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。また、審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外と判定された取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えています。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと考えられます。また、申立人の権利救済といった面で問題があります。さらに、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった可能性も否定できません。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること

番号	分類	意見内容
		<p>3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申し立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること</p>
46	団体	<p>多くの災害補償の認定において公務に起因する災害か的事实認定が争点となっています。そして、公務外とされた事案が裁判において取り消されるケースも多くあり、その理由として、審査段階での事実認定が不十分であることや現場の実情をふまえた公務外判定でないことがあげられています。ここに、現在の制度や運用上の課題があると考えます。</p> <p>したがって、今回の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについては、現場の実情にもとづいた審査となりうるのかどうかの検討が十分行われる必要があります。また、支部審査会の廃止の場合、本部での審査件数の増加やそれによる負担増や審査の質の低下も危惧されます。</p> <p>よって、支部審査会は廃止せず、迅速化をはかる措置を検討するべきであると考えます。</p> <p>また、再審査請求は引き続き残し、再審査請求と取り消し訴訟を選択可能とするべきであります。</p> <p>さらに、対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申し立てがあった場合について、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めるべきであります。</p>
47	個人	<p>支部審査会の廃止は、本部審査会が取り扱う件数が大幅に増加することです。そうすると、書面だけによる審査となっていく可能性が否めず、審査の形骸化につながると判断し、支部審査会廃止に反対します。</p>
48	個人	<p>「行政不服審査制度の見直しについて(案)」14ページの第3 行政手続法の改正の「1. 処分等の求め」についての意見です。よろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な制度ではなく、弁護士等の公共性の高い士業に対する懲戒請求や公益に著しい支障が生じる場合などの措置請求など、既存の制度のように、必要性の高いものに限って、個別の法律の改正で対応すべきである。 ・「何人も・・・できる。」という表現だと、あらゆる者に権利を付与したように読める。必要性・公益性の高くないものについても、権利として、ただ単に思料しただけで措置を求めることができるようにすることについては疑問である。 ・「法令に違反する事実がある場合において」とあり、場合を限定しているような書き方になっているが、「法令に違反する事実がある」かどうかは、客観的には、行政などが調査しないと分からない(最終的には裁判所で確定するものである)ので、措置を求める段階では「法令に違反する事実がある」ことは分からないのではないかと。「法令に違反する事実がある」こと自体も、措置請求者が思料することだと思われるので、「法令に違反する事実がある場合において、その是正・・・」ではなく、「法令に違反する事実があり、その是正・・・」ではないか。 ・この規定を根拠に、権利濫用的に行政にあらゆる措置を求めるケースが増大することは、容易に想定できる。国・地方の財政が厳しい中、その場合の行政上の人的・財政的コストが確保される保証はあるのか。財政的な裏付けもなく制度を設けることは、末端の行政の職員に負担が行くだけで、その分、本来行われるべき行政サービスに十分に手が回らなくなることになるだけではないか。 ・このような制度を設けると、私人間で紛争がある場合に、一方当事者がその紛争を有利に進めるために措置請求をしてくることが予想される。本来私人間で解決すべき問題に、行政が関与してくる場面も想定され、あらゆる処分及び法律に基づく行政指導について、一般的な制度として設けることには疑問である。個別的な十分な検討が必要である。 ・「法令違反行為の是正に関する手続であり、申出要件を絞る理由がなく、また、申出要件の審査の事務負担が生ずる」とあるが、法令違反行為かどうかは行政側が調査しなければ明らかにはならないものであり、調査しなければならない以上、申出要件がないからといって事務負担の軽減になっているとは思われない。逆に申出要件を絞るべきであると考えるが、一般的な制度としてはそのような要件を設けることは困難であろうし、設けたとしても抽象的なものにならざるとえないので、運用に困るのではないかと。 ・あらゆる処分及び法律に基づく行政指導について、一般的な制度として、何人にも請求する権利を付

番号	分類	意見内容
		<p>与することの立法事実や必要性が不明であり、抽象的な議論ではなく、個々の処分及び法律に基づく行政指導について支障が生じないことの検討を、一つ一つ十分に行い、その検討結果を公表していただきたい。</p>
49	団体	<p>第2 1. 不服申立構造等</p> <p>【総務省案】 法律に特別の定めがある場合には、審査請求に対する裁決に不服がある者は、法律で定めるところにより、「再審査請求」ができるものとする。</p> <p>【意見】 法定受託事務につき知事が下級庁に権限を委任した場合、現行法では、知事に対する審査請求に加え、大臣に対する再審査請求ができることとされている。改正案では、「法律の定めのある場合は再審査請求ができる」とされているが、仮に、このような場合に再審査請求ができる旨の規定が個別法に置かれなざることとなると、法定受託事務につき知事が下級庁に権限を委任した場合、被処分者は大臣の裁決を得ることができないこととなってしまう。しかしながら、知事が下級庁に権限を委任するか否かによって、大臣の裁決がなされるか否かが左右されることは、国民の権利救済の観点から望ましくない上、法定受託事務の全国的水準の確保の観点からも適切ではない。そこで、現行法において認められている「権限を委任した場合における再審査請求(行政不服審査法8条1項2号)」の規定は存置すべきと考える。</p> <p>第2 2. 審理体制</p> <p>(1) 審理の主宰者</p> <p>【総務省案】 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。</p> <p>【意見】 客観性・公正性及び実効性のある審査体制が確保されるよう審理員の独立性に配慮した制度とすべきと考える。</p> <p>(2) 第三者機関</p> <p>【総務省案】 【第2案】 第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】 次の理由から、合議制の機関を設置し、同機関に諮問することは望ましくなく、第2案を採用すべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審理員による審理に加えて合議制の機関の審議を行うとなると、簡易迅速な手続による国民の権利救済を阻害することが懸念されること。 ○ 行政各分野に精通した人材を確保することは困難が予想されること。また、仮に確保できたとしても、そのような有能な人材は多忙であることが予想されることから、真に実りのある議論を行うためには、相当長期間にわたる審議を余儀なくされると考えられること。 ○ 審理の客観性については、審理員の専門性向上などの措置を講ずることにより代替可能であること。 <p>第2 3. 審理手続</p> <p>【総務省案】 審理員による審理手続として、…弁明書の提出…に関する規定を置くものとする。</p> <p>【意見】 明白に不適法な請求については、処分庁に弁明書の提出を義務付ける意義は認められないことから、一律の義務化は不相当と考える。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>2 5. その他</p> <p>【総務省案】 不服申立ての手續、不服申立ての処理状況等に関する情報の提供について、必要な措置を講ずるよう努めることについて、更に検討を進める。</p> <p>【意見】 不服申立ての手續、不服申立ての処理状況等に関する情報の提供についての規定は、地方自治体に対して過度の負担を強いるものであることから、導入には慎重であるべきである。</p> <p>その他</p> <p>【意見】 制度導入にあたっては、人材確保や組織体制の整備など地方公共団体に与える影響が極めて大きいことから、十分な準備期間(公布後2年程度)を確保されたい。</p>
50	個人	<p>第2 1. 不服申立構造等</p> <p>【総務省案】5. 再審査請求 法律に特別の定めがある場合には、審査請求に対する裁決に不服がある者は、法律で定めるところにより、「再審査請求」ができるものとする。</p> <p>【意見】 裁定的関与については、現行法においても処分庁とは別の自治体が審査庁とされ、もともと第三者的立場で審理している。これを新法による審理員、審査会等で公正性を高めた手厚い手続とするのであれば、さらに国による形ばかりの再審査請求を制度として残す必要が、公正性の確保の観点からあるとは思えない。</p> <p>国による再審査請求が必要であるなら、裁定的関与をなくし、はじめから国に審査請求するように今回の行政不服審査法改正に合わせて改正するべきである。</p> <p>第2 2. 審理体制(2) 第三者機関</p> <p>【意見】 【総務省案】の【第2案】に賛成する。 行政不服審査の手續において、いくら公正性を高めても、裁決はあくまで行政庁の判断であって、司法の判断とは異なるものである。 第三者機関へ諮問すると費用、人選、人員等がかかり、審理期間も当然長くなるが、それほどその労力をかけて裁決の客観性、公正性を高めた制度を構築する必要があるのか疑問である。</p> <p>第2 3. 審理手続</p> <p>【総務省案】1. のうち、「弁明書の提出」「口頭意見陳述」について</p> <p>【意見】 (「弁明書の提出」について) 20年法案では、弁明書の提出について、28条で、「審理員は、審査庁から氏名されたときは、直ちに、審査請求書(略)を処分庁等に送付しなければならない」とし、23条では審理員による審理手続を経ないで却下することができるのを補正を命じて期間内に応じないとき(1項)、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきとき(2項)に限定している。 現状では、審査請求書の記載からは適法に見えるが、審査庁の調査により(処分庁に審査請求書を送付して)はじめて、却下相当であると判明する案件も多く、このような場合は、処分庁から証拠資料を得たのち、却下裁決の手續をとっている。このような場合にもすべて弁明書の提出を義務づけ、反論書の提出機会があるのは、公正性の観点のみを強調するものであって、簡易迅速を無視する改正ではないか。 (「口頭意見陳述」について)</p>

番号	分類	意見内容
		<p>すべての審理関係人を招集して行うとなると、日程調整にも日にちがかかること、招集された審理関係人が陳述の場に往復する時間を考えると（口陳開催場所が審理関係人の職場と離れている場合は多いと思われる。出先事業所、裁定的関与の処分庁など）、おそらく半日程度とられてしまいますこと、処分に関わった職員の出席が義務づけられると口陳の申出も多くなると予想されること、口陳件数によっては、当該事業に影響すること、口陳を回避するために事業執行において甘い判断に流れたり、又は住民から脅迫される（口陳するぞ）可能性もなくはないと思われる。</p> <p>口陳の場の紛糾以前に、20年法案の口陳制度の実施でどれだけ行政事務の執行が影響を受けるか検証してほしい。公正性の追求によっては、事務執行に多大な遅延をもたらすようでは、法改正の意味はない。</p>
51	個人	<p>審査請求人が閲覧または謄写できる書類が、審査庁に提出された書類に限定されています。日頃扱う建築確認処分を巡る審査請求では、近隣住民等は申し立て適格を認められていながら、肝心の確認処分の内容たる申請図書を請求人が事前に見ることができず、審査会にも処分庁がなかなか提出しないことから、推測による主張を行わざるを得ず、審理の遅延、無駄な主張などが多発しています。特に近年は民間建築確認検査機関が増えたことから、確認処分の根拠となった申請図書は情報公開の対象にもなっておらず、処分庁が提出しない場合、審査請求人はもとより、処分庁も、処分の根拠となった図面等を確認することなく審査・判断を行わなくてはならない事態となっています。審査過程においても審査庁からの提出要望に対して、これを拒否する処分庁が目立っています。少なくとも処分の根拠とした申請図書については、審査請求人が要求すれば処分庁はすべてを審査庁に提出を義務付けた上で、請求人はこれを閲覧謄写できる制度が不可欠です。</p> <p>建築確認先立つ特例緩和許可などは、処分が行われたことが必ずしも公示されないことから、近隣住民等がその処分を知ることが容易ではないことがあります。このような処分については、ある程度期間経過後にそれを前提とした建築確認処分がなされた段階で初めて近隣住民が知るといった場合がありますが、処分から1年を経過していることにより係争できないとされるケースがまま見られます。処分の名宛て人以外が係争する場合には、少なくとも当該処分により工事等を行える状態が継続している限りは、申立を認める必要性があります。</p>
52	団体	<p>支部審査会の廃止をすることは、本部審査会で取り扱う件数がこれまで以上に大幅に増加することにつながります。</p> <p>そうなると、書面だけによる審査となっていく可能性が否めず、審査の形骸化につながると判断し、支部審査会廃止に反対します。</p> <p>支部審査会の存置を強くのぞみます。</p>
53	団体	<p>支部審査会を廃止し基金本部での審査一元化した場合、これまで以上に現場の実情に基く審査とはなりづらいと考えますので、支部審査会廃止に反対します。</p>
54	団体	<p>行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかといった懸念があり、申立人の権利救済といった面で問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること。 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること。 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。
55	団体	<p>取り消し訴訟は、再審査請求の裁決を経なければできない旨の規定は置かずに、再審査請求と取り消し訴訟の選択ができる制度を望みます。</p>

番号	分類	意見内容
56	個人	<p>1 第2第1項第4項および3頁「再調査の請求」の説明について 「再調査の請求」が可能である場合に、審査請求に前置して「再調査」を求めるといふものには反対する。</p> <p>仮に、標記説明中にも懸念のあるとおり、争点が不明確であるため審理が長期化する虞があるにせよ、請求人に対して「要件事実の認定の当否」「法令の解釈」等審査請求する対象を明確にするよう求め、追加の意見書を提出させれば足り、審査請求に係る審理の冒頭において争点を明確化するよう努めることとしたとしても、実質的な「再調査」および審査請求を総合した審理期間は、審査請求単独の場合と比較して変化ないものと思料する。</p> <p>また、「主な意見」では懸念が示されているところであるが、社会保険審査官等は不要であり、即時廃止すべきものと思料する。すなわち、本来の趣旨である専門的知見を有する者による審理が行われているものとは必ずしも見做せず、かつ、当該審理に係る処分がその基準となった法令等に即したものであったかについて、法令解釈に疑義のある判断も見受けられるからである。</p> <p>2 第2第2項（1）について 「審理員」による審査には反対する。原則として、同項第2号の「第三者機関」に対する諮問を行い、同機関において審理を行うべきである。</p> <p>標記説明中「審理員が内部基準等の合理性を検証した上で処分の見直しについて意見を述べることも、運用上可能」などとあるが、こうした推測は、現実には則さない妄言であると言わざるを得ない。例え「審理員」が、審査庁から相対的に独立した機関であったとしても、審査庁に所属する職員が内部基準等の合理性を検証し、従来の基準等を否定することは極端な例外である。そもそも斯様な意見具申が可能であるならば、審理員による審理など不要である。</p> <p>3 第2第2項（2）について 「第1案」第1項中（1）乃至（4）は削除すべき。</p> <p>また、「第三者機関」たる行政不服審査会を、総務省の審議会等として設置するならば、反対する。少なくとも、同省の外局として設置すべきである。可能なら、当該「第三者機関」を内閣に置き、会計検査院と同程度の独立性を持たせることが最良であると思料する。</p> <p>「第三者機関への諮問の仕組みを設ける案について」中「不服申立てに比べると行政訴訟の件数は少なく」などとあるが、これは行政訴訟を提起するとなれば、審査請求人・原告が不服申立てを凌駕する多大な負担を強いられるからであって、「国民の利益の救済に大きな役割を果たしている実態」などというものが具体的にどの程度顕出しているのか、十二分に検証したものとは到底思えない。</p> <p>4 残余の項目（第3項以降）について 「審理員」および「不服申立前置」についての記載は、これを破棄すべきものと思料する。</p>
58	団体	<p>地方公務員災害補償制度において、請求人の負担の面から考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。それゆえ審査の迅速性を確保すべきとの主旨は理解するものの、現場の実情を十分踏まえた審査が行われにくくなるのではないかという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをめぐって、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の課題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、申請者にとっては、審査期間が遠くなり、高等意見陳述時間の削減も予想されるなど、適正な審査が行われなくなりその結果として申請者の権利が大きく侵害される恐れがあります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>よって、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる措置を講じること</p> <p>2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること</p> <p>3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負うとともに、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること</p>
59	個人	<p>第1 ページ： 2 項目： 第2 1. 不服申立構造等 意見： 【総務省案】 2. 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の最上級行政庁（処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは外局である庁の長等である場合は当該処分庁、処分庁の上級行政庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合は当該主任の大臣又は外局である庁の長等）に対してするものとする。 【意見】 現在の行政不服審査法における不服申立構造は、審査請求ができる場合、異議申立てができる場合、その両方ができる場合と構造が複雑であり、利用する国民側からすると使い勝手がよくない。そのため、最上級行政庁への審査請求に一元化する案に賛成する。</p> <p>第2 ページ： 4 項目： 第2 1. 不服申立構造等（不服申立人適格） 意見： 【総務省案】 また、団体争訟制度の導入については、行政実務にも大きな影響を与えることが予想されるところ、幅広い検討が必要であり、訴訟制度における検討等を勘案しつつ、今後検討されるべき課題と考えられる。 【意見】 団体争訟制度の導入については今後の課題となっているが、是非とも早期に実現するよう、本件改正に入れていただきたい。</p> <p>第3 ページ： 6 項目： 第2 2. 審理体制（2）第三者機関 意見： 【総務省案】 第1案 【意見】 審理体制については、原則、審理の主催者として審理員を導入するという。しかし、審理員は完全に独立した外部機関であるわけではない。内部と関係している以上、判断に偏りが生じる可能性を否定できない。そこで、第三者機関として行政不服審査会のような機関ができることを希望する。第三者機関であれば、完全に独立した立場から、正しい判断が期待できる。また、第三者機関では不当性の審査まで行えるうえ、一審制であり、国民が求める判断を速やかに行うことができる非常に優れた体制だと考える。一方、行政の肥大化であるとして反対する意見もあるが、国民にとって使い勝手をよくすることを一番に考えるべきであり、そのような意見には賛成できない。したがって、第2案には強く反対する。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>第4 ページ： 12 項目： 第2 4. 不服申立期間 意見：</p> <p>【総務省案】 1. 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から3月（当該処分について「再調査の請求」をしたときは、当該「再調査の請求」についての決定があったことを知った日から1月）を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>【意見】 不服申立前置である場合、3か月を経過してしまうと出訴できなくなってしまうという不都合がある。よって、取消訴訟の出訴期間と同一にすべきであるとする。</p>
60	個人	支部審査会は残し、支部審査の迅速化を要望します。
61	個人	<p>行政不服審査は現行通り地方、中央の2段階で行うべき。 不服申し立てを行うために東京に行かなければならない時点で、地方にとっては大きなハードルになると同時に、1段階の審査ではその審査が最終判断となり、危険が伴います。 中央段階の判断では、現場主義というより、制度主義や運営主義になりかねず、細かな事案に対応できない可能性が高い。 また、大量の案件をさばくために、判断の簡素化や作業の遅延も心配になる。</p>
62	個人	<p>「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見を一点、送らせて頂きます。 第三者機関の設置についてです。 私は、【第1案】を採用し、第三者機関を設置すべきだと考えます。 なぜなら、処分庁と同じ行政側の人間が審査するのでは、自ずと身内意識が働き、甘くなる可能性を拭い去ることはできないと思うからです。 また、行政内部の共通認識に基づき審査が行われると思いますが、行政内部の共通認識となったものに、外部から風穴を開ける必要がある場面もあるのではないのでしょうか。裁判員制度導入の契機は右の点にあります。行政分野でも同様と考えられます。 そして以上の点は、（案）に基づき審理員が設置されたとしても、審理員が行政の人間である以上同じです。 そうだとすれば、行政に通じつつも利害関係を同じとしない第三者の答申を踏まえることは、健全で国民の要請に叶う不服審査手続きの実現のために必須だと考えます。 なお、（案）によれば、第三者機関を経ることで裁決までの機関が長期化するという懸念があるようです。しかし、第三者機関の機能性機動性を高め、かつ諮問から答申までの時間制限を設けること等により、長期化は一定程度に留めることが可能です。何より、身内判断であるという意味で与えられた結果に納得がいきにくい制度よりも、多少の時間はかかっても透明で結果を受け入れやすい制度であることの方が、より制度利用者にとり望ましい制度であると考えます。 以上です。ご検討頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。 （注）個人に関する情報が含まれている部分については、削除いたしました。</p>
63	個人	<p>【総務省案】 第1案 1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。 【意見】 総務省案に賛成します。</p>

番号	分類	意見内容
		行政救済の実効性のために客観性を担保した第三者機関の関与は必要であると考えます。
64	団体	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>(意見) 行政不服審査法の改正が必要であること、平成20年法案をベースとすることに賛成する。</p> <p>(理由) 行政訴訟制度よりも国民に身近な行政不服審査制度をより使いやすくし、国民の権利利益の救済に資する制度とすることは時代の要請であり、当連合会もかねて抜本的改正の必要性を訴えてきたところである。平成20年法案は、第三者機関である行政不服審査会を設置するなど高く評価すべき点があり、同法案をベースとすべきである。</p> <p>第2 行政不服審査法の見直し</p> <p>1 不服申立構造等</p> <p>(1) 再調査請求及び再審査請求について</p> <p>(意見) 再調査請求及び再審査請求ができる制度とすることには賛成であるが、前置主義をとるべきではない。なお、再調査請求は法律の定めがなくともすべての場合にできるようにするとともに、名称を「再考の申立て」、「見直しの申立て」等とすることが望ましい。</p> <p>(理由) 審査請求以外にも救済の方法があることは、国民の権利利益の救済にとって、有意義である。ただし、行政上の救済が、審査請求や訴訟制度利用の前提となる場合にはかえって無用の手続を利用者に強いることとなりかねないため、前置主義はとるべきではない。</p> <p>さらに、現在の異議申立制度が部分的にせよ機能している現状に鑑みれば、再調査請求のような簡易迅速な行政上の救済手続は、特定の法分野だけでなく、広く一般的に利用可能な制度とすることが望ましい。行政手続法の施行による事前手続の充実を理由にかかる制度が不要であるとの考えや職権見直しを促せば足りるとの意見は、現実に救済を求める利用者の立場に立った意見ではない。</p> <p>なお、少なくとも税務争訟において、「再調査請求」という名称は、納税者側から再度の税務調査を請求するという意味にとられかねず、再度の調査において別の理由で増額更正されるのではないかと懸念を抱くおそれがあるため、「再考の申立て」、「見直しの申立」等の別の名称とすべきである。</p> <p>(2) 不服申立人適格について</p> <p>(意見) 不服申立人適格につき現行制度を維持すべきとの見解に反対であり、少なくとも次期改正の重要課題として附則に明記すべきである。また、団体争訟制度の導入を検討すべきであるとする見解に賛成であり、本改正作業終了後、直ちに検討を開始すべきである。</p> <p>(理由) 不服申立人適格が訴訟制度の原告適格と密接な関係を有しているとしても、行政不服審査は行政上の救済制度としての独自の意義を有しているから、訴訟制度とは別に不服申立人適格を広く設定することは可能である。また、競輪のサテライト施設周辺住民の生活環境にかかる利益が基本的には公益であり、原告適格を基礎づけるものではないとしたサテライト大阪最高裁判決に代表されるように、抗告訴訟の原告適格が限定されている状況下で、行政訴訟制度の施行状況を引き続き参照する必要はなく、拡大する方向で適格に関する規定を改正すべきである。今次改正に間に合わないとしても、適格については様々な議論がありうることから、次期改正の重要事項として引き続き検討すべきである。</p> <p>また、団体争訟制度の導入はかねて懸案事項であり、単に問題提起をするにとどめず、消費者、環境、文化財保護を主たる目的として公益活動を行う団体で一定の活動実績を有する法人に適格を与えるべく、今後具体的な検討作業に入るべきである。</p> <p>2 審理体制</p> <p>(1) 審理の主宰者</p> <p>(意見) 概ね賛成するが、外部登用を積極的に活用すべき旨の明文の規定を置くこと、さらに、将来的にアメリカの行政法審判官（ALJ）にならった制度の創設を検討すべきである。</p> <p>(理由) 審理員制度は評価に値するが、わが国における新たな試みであるため、外部登用など客観性を高めるための工夫を凝らすべきである。制度を動かすのは人であり、審理を主宰する審理員の出自は</p>

番号	分類	意見内容
		<p>制度運用における鍵と言える。すでに第一次判断権が行使された処分について審査をするのであるから、必ずしも高い行政の専門性が必要ではなく、法律家であれば審理の主宰と合理的な判断は可能であり、かえって適切に手続を進行させうるとも言える。また、施行状況を踏まえつつ、さらに充実した行政不服審査制度とするために、ALJを参照した制度の導入も将来的に検討すべきである。</p> <p>(2) 第三者機関</p> <p>(意見) 第1案に賛成する。ただし、諮問対象の限定は行わないか、極力慎重に行うべきである。</p> <p>(理由) 第三者機関の創設は20年法案の最重要改革事項であり、これを放棄することは誤りである。旧政権下の行政救済制度検討チーム案は、第三者機関の創設に消極的であったが、その代わりに審理員制度を強化していた。審理員制度につき20年法案を維持したまま第三者機関の創設を見送ることは、今次改正が20年法案よりも、さらには旧政権の構想よりも大きく後退することとなりかねない。</p> <p>公正性、客観性を確保するためには第三者機関の創設がぜひとも必要である。外部委員の登用など行政不服審査会制度を十分に活用すれば、「屋上屋を架す」ことにはならず、国民にとって裁判所よりも有効な救済ルートとなる可能性が十分にある。審理期間が長期化すると批判もあるが、三審制の裁判手続よりは大いに短縮が可能である。</p> <p>さらに、情報公開・個人情報保護審査会との統廃合によれば行政の肥大化との批判は当たらず、指摘されているように同審査会も特化した分科会を設ければ何ら不都合はない。また、地方分権改革も地方住民の権利利益の救済に資する改革を否定するものではない。</p> <p>事案により諮問を要しない事項もありえようが、要否の判断は常に明確になしうるものではない。諮問の要否を巡る紛争は不毛であり、紛争をかえって複雑なものとするおそれがあり、裁決の違法事由ともなり得ることから、可能な限り審査会に諮問するようにすべきである。</p> <p>3 審理手続</p> <p>(意見) 概ね賛成するが、施行状況を踏まえて、将来的にさらに改正の必要がないか検討すべきである。</p> <p>(理由) 謄写権を認めるなど、20年法案をさらに前進させ、利用者である国民にとって使いやすい制度となっている。まずはこの内容で制度化した上で、新規制度の導入状況を見ながら、必要に応じ再修正をすべきである。</p> <p>4 不服申立期間</p> <p>(意見) 6か月に延長すべきである。また、期間の短縮は真に必要な場合に極めて限定された例外としてのみ許容すべきである。</p> <p>(理由) 紛争化した場合には、裁判において解決まで数年を要する事例は多数あるから、3か月からさらに3か月延長したことで特に紛争が長期化するというものではない。また、6か月に延長すれば、不服申立前置による実質的な取消訴訟の出訴期間短縮という不合理が解消することになる。</p> <p>その他</p> <p>(意見) 裁決例、審査会の答申、さらには審理員意見書については、個人情報、法人情報を伏せた上で、原則として全件を公開するよう義務付けるべきである。また、改正法施行の5年後に、制度施行状況を踏まえ、積み残し課題ともども改正の必要を再検討する機会を、予め附則で法定しておくべきである。</p> <p>(理由) 行政不服審査制度により具体的な紛争が実際にどのように解決されているかを広く国民に知らしめることは、同種紛争の予防や解決に資するだけでなく、公表することで手続に携わる者に緊張感を与え、行政不服審査制度自体が健全に機能することとなる。公開すべきでない情報を除いた上で、全件公開を原則とすべきである。</p> <p>また、今次改正は、審理員や行政不服審査会など重要で抜本的な制度改革となることから、実際の運用を経て、修正、改善すべき点が明らかになる可能性が高い。また、今次改正課題として検討され</p>

番号	分類	意見内容
		<p>ていながら、将来の課題として積み残されつつある課題も多い。附則において改正の機会を明記しておくべきである。</p> <p>第3 行政手続法の改正</p> <p>1 処分等の求め</p> <p>(意見) 規定の創設に賛成するが、行政庁に処理の結果について通知義務を課すべきである。</p> <p>(理由) 何人も申し出ることができるとしても、申出人は実際には一定の利害関係を持った者に限られるはずであるし、行政庁は処分等の求めに応じて何らかの判断をしているはずであるから、処理の結果について通知義務を課しても問題はない。また、処理の結果について通知義務を課すことで、行政庁に対し当該規定を遵守する誘因を与えることができ、適切である。</p> <p>2 行政指導の中止等の求め</p> <p>(意見) 規定の創設に賛成するが、行政庁に通知義務を課すべきである。</p> <p>(理由) 行政指導の中止がされたかにつき明確な通知がなければ、相手方は不安定な地位に置かれることになりかねない。運用上、通知をするのであれば、義務化すべきである。</p> <p>第4 関係法令の改正</p> <p>1 裁定的関与</p> <p>(意見) 賛成する。</p> <p>(理由) 地方行政においても救済体制の充実という今次改正の趣旨を及ぼすべきである。</p> <p>2 不服申立前置</p> <p>(意見) 賛成する。不服申立前置は全廃を前提とし、真に必要性があるもののみ例外的に新設すべきである。</p> <p>(理由) 不服申立前置制度は、不服申立期間が取消訴訟の出訴期間よりも短い場合には実質的な出訴期間制限になり、弊害が大きく、また、例えば憲法問題などは行政上の救済では解決困難であり、そもそも不服申立ての前置を強制する必要性が乏しい場合も少なくない。救済率の低い制度を国民に強制する理由はなく、救済率を上げれば、自由選択主義でも国民は不服申立手続を選択するはずである。自由選択主義の原則をより徹底し、不服申立前置の範囲を縮小すべきである。</p> <p>3 代理人制度</p> <p>(意見) 隣接法律専門職者に対して行政不服審査の代理権を広く付与することには、反対である。</p> <p>(理由) 弁護士の高度の専門的判断は、極めて厳格な資格登録要件、民事裁判の経験、弁護士自治等により担保されているが、隣接法律専門職者にはそのような制度はない。高度な専門能力や倫理規範の裏付けのない者による初期段階での判断に誤りが生じると、直接、国民の権利利益を害することになりかねない。</p>
65	団体	<p>【総務省案】</p> <p>4. 再調査の請求</p> <p>行政庁の処分について、法律に「再調査の請求」をすることができる旨の定めがあるときに、「再調査の請求」をすることができるものとする。</p> <p>この場合においても、不服申立人は、「再調査の請求」をすることなく、審査請求をすることができるものとするについては、更に検討を進める。</p> <p>【意見】</p> <p>「再調査の請求」を行う先は、処分庁ではなく、処分庁の上級庁とすべきである。審査請求は、再調査の請求を行った後、行えるようにすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>社会保険（健康保険、国民年金、厚生年金保険等）、労働保険（労災保険、雇用保険）に関する法律に</p>

番号	分類	意見内容
		<p>基づく支給決定等の行政処分は、①大量、反復、回帰的であること、②その多くは国民生活の安定と福祉の向上に寄与するための保険給付に関する処分であるため早期に確定させる必要があること、③争いのある事実関係において、専門的技術的（医学的判断を含む）知識を用いて判断することを要すること、などの特徴を持っている。</p> <p>現行の審査官に対する審査請求、審査会に対する再審査請求と、審査会における関係者からの意見聴取、委員の合議制による決定、審査官・審査会において請求後3カ月（一部60日）経過しても決定・裁定がないときには再審査請求・出訴できることという制度は、毎年、多数に上る社会保険、労働保険に関する不服申立案件を簡易迅速かつ適切に解決する機能を有している。すなわち、審査請求、再審査請求によって、行政機関の行った処分の当・不当を正すだけでなく、処分内容の変更を促すという現実的な対応ができるとともに、訴訟に至る前に社会保険・労働保険行政における法令解釈・事務処理の統一を図ることにより、訴訟に至った場合の論点の整理を事前に行うという機能を有していると言える。</p> <p>現行の制度が設けられている趣旨は、社会保険・労働保険という多数に上る保険給付等に関する処分について、迅速かつ公正に処理するためには、専門知識を有する特別の審査機関を設け、全国各地で簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と、東京に設置された審査会での慎重な審査と行政機関の判断の統一を図る第二段階の再審査請求を必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性あるものにしようとするにあると考える。</p> <p>以上を踏まえ、制度の見直しを検討されるにあたっては、社会保険、労働保険に関する不服審査に関しては、上に述べたような特徴を有していることを考慮することが必要であり、現行の審査官及び審査会の2段階方式を残し、むしろ審査会の体制を強化する方向で検討していただくようお願いする。</p> <p>また、社会保険庁の廃止に伴い、社会保険審査官がそれ以前の都道府県単位からブロック単位に集約された結果、ブロック局所在地から離れた地に住む国民にとっては、審査官に対して対面により口頭意見陳述等を行うことが著しく困難になった。社会保険審査官の配置のあり方を見直すなどの改善をお願いする。</p> <p>身近なところで行える審査官制度が廃止され、処分庁の再調査と審査会への申し立てに変更された場合には、処分庁の再調査結果に納得することはほとんどないと想定されるので、全国1カ所しかない審査会への申立件数が現状よりさらに増加することが予想される。そうなれば、本制度にとって重要な要素である簡易、迅速性が大きく損なわれることになる。</p> <p>【総務省案】</p> <p>不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか）、 ② 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか）、 ③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか） <p>【意見】</p> <p>社会保険、労働保険に関する不服審査については、審査会への申立てを経て後、訴訟に移行する制度とすべきである。</p> <p>社会保険、労働保険の不服審査については、見直しの3つの条件のいずれにも該当するものであり、不服申立前置は必要である。</p> <p>【理由】</p> <p>社会保険、労働保険に関する法律に基づく支給決定等の行政処分は、①大量、反復、回帰的であること、②その多くは国民生活の安定と福祉の向上に寄与するための保険給付に関する処分であるため早期に確定させる必要があること、③争いのある事実関係において、専門的技術的（医学的判断を含む）知識を用いて判断することを要すること、などの特徴を持っている。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>現行の審査官に対する審査請求、審査会に対する再審査請求と、審査会における労使の関係者からの意見聴取、委員の合議制による決定、審査官・審査会において請求後3カ月（一部60日）経過しても決定・裁定がないときには再審査請求・出訴できることという現行の制度は、毎年、多数に上る社会保険、労働保険に関する不服申立案件を簡易迅速かつ適切に解決する機能を有している。すなわち、審査請求、再審査請求によって、行政機関の行った処分の当・不当を正すだけでなく、処分内容の変更を促すという現実的な対応ができるとともに、訴訟に至る前に社会保険・労働保険行政における法令解釈・事務処理の統一を図ることにより、訴訟に至った場合の論点の整理を事前に行うという機能を有していると言える。</p> <p>現行の制度が設けられている趣旨は、社会保険・労働保険という多数に上る保険給付等に関する処分について、迅速かつ公正に処理するためには、専門知識を有する特別の審査機関を設け、全国各地で簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と、東京に設置された審査会での慎重な審査と行政機関の判断の統一を図る第二段階の再審査請求を必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性あるものにしようとするにあると考える。</p> <p>【総務省案】 個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【意見】 労働社会保険諸法令に関する行政不服審査における代理人の範囲の拡大には強く反対する。</p> <p>【理由】 労働社会保険諸法令に関する不服審査の業務は、書類の作成や提出に比べ、より一層、年金や健康保険あるいは労災保険等に関する幅広い知識と経験が要求される業務であり、現在、社労士に不服申立代理権が認められているのは、専門領域に関する書類作成、提出代行などの業務実績を長年にわたって積み上げてきた後に認められた権限であって、それも社労士の専門領域に限ってのことである。</p> <p>このように不服申立代理権を専門領域に限定していることは、税理士、弁理士、司法書士についても同様である。</p> <p>これまで、行政書士及び司法書士に対して、自らの専門分野以外の領域において不服審査代理権を認めたらどうかという議論があったが、これを認めることは、税理士、弁理士、社労士などの専門士業について、弁護士以外はそれぞれの専門領域が限定されているからこそ、その領域に限って不服審査代理権が認められているという現行の専門士業制度の根幹に関わる重大な変更を行うことであり、こうした変更は専門士業の成り立ちそのものを否定する議論であって、容認できるものではない。</p>
66	個人	<p>「不服申立てを利用しやすくするためのルール」 不服申立てについての総合窓口・ポータルサイトを設置することを提案します。</p> <p>現行の不服申し立ては、申し立てをすべき処分庁を見つけ出し、ホームページにアクセスして、いくつものページを経た後から不服申し立ての申請書・請求書を見つけ出さなければいけません。このことは不服申し立てを利用する際の足枷になっていると考えられます。さらに、処分庁によっては、不服申し立ての資料請求画面と同じページに、不服申し立ての裁決・決定を載せているのが多数あり、不服申し立ての多くが棄却されていることが掲載されています。この裁決・決定の掲載は、不服申し立ての利用を大きく妨げるものであり、不適切であると考えます。</p> <p>(参照：大阪市HP市税にかかる不服申立て http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006853.html)</p> <p>これを改善させるために、不服申し立ての総合窓口・ポータルサイトを設置して、各処分庁へのリンクを行政庁の都道府県別・処分の項目別などに分けて掲示することが必要であると考えます。</p> <p>さらに、各処分庁に不服申し立ての資料請求画面と同じページに裁決・決定を載せないようにさせる必要性があるのではないかと考えます。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>また、不服申し立てを知らない多くの国民のために、不服申し立てについてのガイドラインを提示することも必要になってくると考えます。</p>
67	団体	<p>地方公務員災害保障制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当の期間を要するという問題点があり、審査の迅速化をはかる必要がある。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていない事例がある。</p> <p>このことから、公務外取り消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っている。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めていることから、現行制度、運用上の課題があることは明らかである。</p> <p>今般の行政不服審査法改正に伴い、地方公務員災害補償制度において、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化という見直しがされることは、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査がおこなわれにくくなるという懸念があり、申し立て人の権利救済の面で問題である。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増と審査の形骸化といった懸念も生じる。</p> <p>したがって、迅速化、及び現場の実情を踏まえた審理の実現を図る観点から、行政不服新作法改正に伴う地方公務員災害保障法を以下のとおり見直すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審査請求と訴訟との選択可能な制度とする。 2. 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申し立てがあった場合は、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申し立て人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入する。
68	団体	<p>職場の状況に基く審査を行うよう、支部審査会の存置を要望します。</p>
69	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに相当長期間かかっており、請求人の負担を考えると、審査の迅速化をはかる必要があります。審査に長期間を有している一方で、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではという懸念もあります。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それを巡って、公務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階における事実認定が不十分であること、現場の実情を踏まえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度、運用上の課題があると考えます。</p> <p>今回の行政不服審査法の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化となった場合には、これまで以上に、現場の実情にもとづいた審査が行われにくくなるのではないかといった懸念があり、申立人の権利救済といった面から問題があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化、といったことも心配されます。</p> <p>つきましては、迅速化、及び現場の実情を踏まえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。 2. 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。 3. 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。
70	個人	<p>行政不服審査会について</p> <p>行政不服審査制度によって、裁判所の負担を軽減することができ、早急な紛争解決につながり、かつ</p>

番号	分類	意見内容
		<p>行政のことは行政に判断させたほうが充実した審理ができるというメリットがあるかと思いますが、やはり一般人からすると、役所の人間は冷たいのだ、機械的であるのだ、一般人への対応についてはマイナスのイメージを持っている人が大多数のようです。</p> <p>そうだとすると、同僚に同僚をめぐる紛争を解決させるという仕組みは、やはり信頼を得られないと考えます。</p> <p>それどころか、確かに、行政不服審査法ができた当初は、上記メリットのみを謳歌し、その後、多少の批判がありつつも、その仕組みを「ないよりはまし」として、今まで運用して来たというのが現状で、その頃は「信用」も十分にあったと思います。</p> <p>しかし、人は変化を求めますから、過去の信用が今の信用として機能しているかどうか、はなはだ怪しいです。私は、機能しているとは思いません。</p> <p>議論は、制度改革のためにあります。また、すでにある仕組みを変えることで、なにも知らない人に対しても「何か良くなったのね」という印象を与えることが可能です。</p> <p>何か改革をするのであれば、その際に重要なのは、1. 私人からの信用を勝ち取ること、2. 明確に何か変わったということがわかるということだと考えます。</p> <p>したがって、行政不服審査会を備えることで、おそらくあなたがたが考えているよりもずっと多くの「良い」変化が得られることでしょう。</p>
71	個人	<p>行政不服審査法見直しに伴う、とりわけ地方公務員災害補償制度について意見を述べます。</p> <p>審理の迅速化については賛同できることですが、是非進めていただきたいことです。しかしその対応が、支部審査会を廃止し本部審査会に一段階とすること、審査会委員を3人増員し3合議体により審理することとしていますが、そのことが迅速化に繋がるのかが疑問です。</p> <p>迅速化するのであれば、窓口を増やすことが通常に対応と思われそうですが、本部審査会に一段階となれば、全国の審査請求が一ヶ所に集中することから、真逆の対応であり、むしろ対応により長い時間がかかってしまうのではないかと考えられます。</p> <p>また、本部審査会での一本化は、東京近郊に住む人には抵抗がないのかもしれませんが、地方で審査請求をすとなれば、口頭意見陳述などするには、東京都霞ヶ関に行かねばならず、距離的、時間的、費用的な負担となり、認められている審査請求をする権利を放棄せざるを得ない状況に追い込まれると思います。</p> <p>加えて、本部審査会への一本化は中央集権的な対応と指摘せざるを得ず、そのことは地方分権の流れに逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>以上のことから、見直しにあたっては、次のことにご配慮いただけるようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行のとおり支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。 2. 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、本部審査会に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能とすること。 3. 審査請求人の口頭意見陳述の権利を保障するとともに、申立人から処分庁等への質問を認めるなど、対話、協議による審理構造を導入すること。
72	団体	<p>今回の見直し（案）は、個別の事案に全て対応できるものはないため、今後、行政手続法や行政事件訴訟法、また情報公開関連法制や地方分権も視野に入れた改正を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不服申立構造等 <p>不服申立てにおける手続保障のレベルの向上を図り「審査請求」と「異議申立て」を「審査請求」に一元化することは妥当である。</p> <p>「再調査の請求」および「再審査請求」といった2段階の仕組みは、審理の長期化をもたらす可能性があり、残すべきではない。例外として残す場合には、選択性とすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 審理体制 <p>「審理員」の設置については、当該行政からの独立性の確保といった観点から一定の改善は期待できるが、さらに検討を進める必要がある。</p> <p>審査の制度や手続における中立性や公平性を十分に確保する観点から、第三者機関の設定は妥当であ</p>

番号	分類	意見内容
		<p>る。</p> <p>なお、行政不服審査会の委員は、独立性・公正性を確保するため、国会同意人事とすることを基本とすべきである。</p> <p>また、地方公共団体に審査庁の諮問に応じ調査審議する合議制の機関（執行機関の附属機関）を設置するとしているが、地方においては、人材確保や実効性の確保など克服すべき課題が多く、その機関が機能するかどうかを考えなければならない。さらに国民の権利利益の救済という観点から個別の案件に対応できる仕組みとする必要がある。このような観点から、あらためて検討を進める必要がある。</p> <p>3. 審理手続</p> <p>審理手続について、口頭意見陳述における質問権の新設、閲覧対象の拡大など、手続保障の充実をはかることは評価できる。</p> <p>申立人の権利の保障や処分庁の出席を求め公開による口頭審査を行えるようにし、証拠資料については閲覧や謄写ができるようにすべきである。</p> <p>4. 不服申立期間</p> <p>審査請求期間について、審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等を勘案して、現行の60日を3ヵ月に延長することとしているが、不服申立期間は国民の権利を確保する視点から、行政事件訴訟法の出訴期間に合わせ、最低でも6ヶ月とするべきである。</p> <p>5. その他</p> <p>国民に行政不服審査制度の透明性と理解を浸透させるために、不服申立ての手続、不服申立ての処理状況等に関する情報を提供・公開することは必要である。その際には、個人情報等には十分配慮すべきである。</p> <p>2. 不服申立前置</p> <p>不服申立前置について、所要の見直しを行うとしていることは評価する。今後、裁判への前置を原則廃止とし、例外として残す場合には、国民が選択できる制度とするべきである。</p>
73	個人	<p>【総務省案】</p> <p>第一案について</p> <p>【意見】</p> <p>今まで裁判を起ささないまでも、行政の処分に対して不満を抱いていた国民は多く存在すると考えられる。行政不服審査会（仮）を設置することにより、このような国民の不満を解消することが期待できる。</p> <p>また、行政不服審査会では、裁判所が判断できない当、不当の判断もすることができ、一審制であることから簡易迅速に事件の処理をすることができると思う。</p> <p>したがって、第一案に賛成である。</p> <p>【総務省案】</p> <p>③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか）</p> <p>【意見】</p> <p>裁判所にも専門的にわからないことは多くあると考える。専門性が担保された不服申立前置とすることで、争点が整理され、裁判が円滑に進むことを期待できる。</p>
74	個人	<p>私は日弁連に属し、日弁連には2009年5月2日理事会で決議した法案があります。同法案が私は最もすぐれたものと思いますが、この意見は、それとは離れて、現行法と比べて少しでも良い内容にすべきと考える視点で述べます。</p> <p>1 各論点は、両政権案の積極的な方をすべて取り込んでいただきたい</p> <p>我々は2008年4月の旧々政権法案と、2011年12月の旧政権行政救済制度検討チームとりまとめの両方を見てきました。</p>

番号	分類	意見内容																											
		<p>いま、新政権が法案を作るにあたっては、各論点とも、過去の両政権の積極的な方の案をすべて取り込んでいただきたい。</p> <p>2 積極的とは何か</p> <p>行服法の目的は、国民の権利利益の確保と行政の適正な運営の確保ですが、今回の改正は国民の権利利益の確保手段の前進のためにおこなわれるべきことは明らかです。</p> <p>そのことは、今回の総務省行政管理局の「行政不服審査制度の見直しについて（案）」の第1基本的な考え方の二つ目〇の記載からも明らかです。</p> <p>すなわち、そこには国民の権利意識の変化、行政手続法の制定、行政事件訴訟法の抜本的な改正など行服法をとりまく環境が大きく変化していることが上げられています。これらは、行政の適正な運営の確保をめぐる環境変化ではなく、国民の権利利益のための環境変化であることは明らかだからです。</p> <p>いくつかの論点に絞り、申し上げることとします。</p> <p>3 各論点</p> <table border="1" data-bbox="328 786 1447 1568"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧々政権法案</th> <th>旧政権案</th> <th>あるべき新政権案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存させる異議申立</td> <td>再調査請求</td> <td>略式裁決申立</td> <td>再考請求 再調査は税分野では反国民的。しかし旧政権案も「裁決」の実質は無いので不適切。</td> </tr> <tr> <td>不服申立人適格</td> <td>現行維持</td> <td>原告適格と同様にし、行訴法9条2項のような規定を行服にも入れるなど、実質的な救済範囲の拡大。</td> <td>旧政権案の方が積極的</td> </tr> <tr> <td>審理の主宰等</td> <td>審理員。処分に関与した者除外。例外認める。</td> <td>審理官 弁護士等もうたわれたが、行政0B排除せず</td> <td rowspan="2">旧々政権案の方が積極的。その上で、審理員の独立性、弁護士などからの登用を広く考えるのが適切である。</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>審理員の意見が提出され調査等</td> <td>設けない</td> </tr> <tr> <td>不服申立期間</td> <td>3か月</td> <td>6か月</td> <td>旧政権案が積極的</td> </tr> <tr> <td>義務付け、差止め</td> <td>申請型義務付けと行政指導是正申出を行手法に入れる</td> <td>申請型、非申請型、差止めを行服法に入れる。</td> <td>旧政権案が積極的</td> </tr> </tbody> </table>		旧々政権法案	旧政権案	あるべき新政権案	残存させる異議申立	再調査請求	略式裁決申立	再考請求 再調査は税分野では反国民的。しかし旧政権案も「裁決」の実質は無いので不適切。	不服申立人適格	現行維持	原告適格と同様にし、行訴法9条2項のような規定を行服にも入れるなど、実質的な救済範囲の拡大。	旧政権案の方が積極的	審理の主宰等	審理員。処分に関与した者除外。例外認める。	審理官 弁護士等もうたわれたが、行政0B排除せず	旧々政権案の方が積極的。その上で、審理員の独立性、弁護士などからの登用を広く考えるのが適切である。	審査会	審理員の意見が提出され調査等	設けない	不服申立期間	3か月	6か月	旧政権案が積極的	義務付け、差止め	申請型義務付けと行政指導是正申出を行手法に入れる	申請型、非申請型、差止めを行服法に入れる。	旧政権案が積極的
	旧々政権法案	旧政権案	あるべき新政権案																										
残存させる異議申立	再調査請求	略式裁決申立	再考請求 再調査は税分野では反国民的。しかし旧政権案も「裁決」の実質は無いので不適切。																										
不服申立人適格	現行維持	原告適格と同様にし、行訴法9条2項のような規定を行服にも入れるなど、実質的な救済範囲の拡大。	旧政権案の方が積極的																										
審理の主宰等	審理員。処分に関与した者除外。例外認める。	審理官 弁護士等もうたわれたが、行政0B排除せず	旧々政権案の方が積極的。その上で、審理員の独立性、弁護士などからの登用を広く考えるのが適切である。																										
審査会	審理員の意見が提出され調査等	設けない																											
不服申立期間	3か月	6か月	旧政権案が積極的																										
義務付け、差止め	申請型義務付けと行政指導是正申出を行手法に入れる	申請型、非申請型、差止めを行服法に入れる。	旧政権案が積極的																										
75	個人	<p>【総務省案】7頁</p> <p>【第2案】第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>簡易・迅速性が落ちることになることから、第三者機関への諮問は不要であり第2案にすべきと考えます。</p> <p>第三者機関への諮問は、より客観性・公正性を確保する目的と考えますが、行政による裁決である以上限界があると考えます。国民としては、高い客観性・公正性は司法に期待するのであって、行政による裁決については簡易・迅速性こそ期待するものです。</p> <p>もちろん、まったく客観性・公正性がなくてよいという意味ではありませんが、今回の見直しで、相対的とはいえ独立性のある審理員制度を設けることで十分であり、それ以上を求めることで簡易・迅速性が落ちることの方が問題と考えます。</p>																											

番号	分類	意見内容
		<p>【総務省案】 17頁</p> <p>2. いわゆる「裁定的関与」に係る法律については、現在の不服申立先を維持することを基本として、改正後の行政不服審査法を適用するための規定の整備を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>簡易・迅速性を高めるため裁定的関与は廃止し、不服申立先は処分を行った団体内の機関にすべきと考えます。</p> <p>裁定的関与を維持し現在の不服申立先を維持することは、処分を行った自治体ではなく、国又は都道府県という別の団体が判断することになり、簡易・迅速性が落ちる可能性が高いからです。</p> <p>また、処分を行った団体と異なる団体で判断することによる客観性・公正性については、同じ行政である限り司法に比べれば断然低いものであり、簡易・迅速性を犠牲にするだけのメリットは少ないと考えます。</p> <p>国民としては、客観性・公正性は司法に期待するものであり、不服申立ては簡易迅速性を重視すべきと考えます。(今回の審理員制度によりある程度客観性が高まることからそれで十分と考えます。)</p> <p>なお、上記理由の他に、地方自治・地方分権の観点からも問題があり、裁定的関与を廃止すべきと考えます。</p> <p>説明の中で、「国と地方の関係の見直しの一環として行われるべきものであり、」とありますが、まさに現在、政府として地方分権改革推進本部を設置し、国と地方の関係の見直しを行っているところですので、この際見直しを行うべきと考えます。</p> <p>仮に、今回の見直し作業とは別とするのなら、法案の附則などで裁定的関与の廃止についての検討条項を設けるべきと考えます。</p>
76	個人	<p>2 審理体勢(2) 第三者機関について(6頁)</p> <p>第三者機関への諮問の仕組みは必ず設けるべきである。</p> <p>審査請求について、処分庁から独立した第三者機関による諮問を経なければ、処分庁の意向を汲んだ審査期間によって審理されることになり、客観的な審査がなされず、審査請求を行う意味が無くなる。</p> <p>4 不服申立期間について(12頁)</p> <p>不服申立期間は6か月とするべきである。</p> <p>審査請求を申立てようとする者が専門家でない場合には、処分の内容を理解するの二時間がかかるし、その後、弁護士に相談するか否か、どの弁護士に相談するかについても考慮する期間を有する。</p> <p>現行の60日ではその期間として短すぎる。仮に審査請求人が処分を受けてすぐに弁護士に依頼したとしても、処分に関係する事柄を調べて審査請求書を完成させるために60日ではあまりにも短い。審査請求人がしばらく考えた後、弁護士に依頼した場合には、期間内の審査請求はさらに困難になる。すると、期間の制限のために受任を断る弁護士も多くなり、審査請求人として、受任してくれる弁護士を探すのに苦労する。結果として、国民の権利利益が保障されない事態となる。</p> <p>仮に3か月に期間を延長するとしても、事態はあまり変わらない。</p> <p>取消訴訟の出訴期間と同じ、6か月に期間とすれば、訴状と同じくらい充実した審査請求書を提出することができ、審査請求の段階で十分な審理が可能となる。すると、早期の権利関係の決着に資することとなり、国民の利益にもなるし、行政庁の便宜にもなる。</p>
77	個人	<p>不服申し立て期間について、3カ月案にすべき。理由は広く国民の救済を図るためには6カ月という期間は長く、60日では短すぎるからである。</p> <p>審理員は不要。理由は国民から行政への手続きを単純化することで、より多くの国民を救済すべきであるからである。審理員設置の場合、国民は審査請求を審査庁に行い、証拠提出等を審理員にしなくてはならず、手間がかかる。また、公平性の確保の点を考えても、第三者機関があれば足りる。</p> <p>不服申立前置は必要である。理由は裁判所は裁判のプロであるけども、行政のプロではないため、一度行政のプロによって証拠等が整理されることが必要である。これによって、裁判所の負担を一定程度</p>

番号	分類	意見内容
		<p>減らすことができる。</p> <p>再審査請求については、裁判と再審査請求の自由選択制にすべき。理由は裁判を起こす金銭的余裕のない人等のことを考えますと、国民の救済という観点から、国民の選択の幅を広げることができるからであります。</p>
78	個人	<p>原子力規制委員会のような、いわゆる3条委員会が、不当な行政処分を行った場合に、同委員会以外に不服申立ができないとなると、国民の権利が救済されないおそれが極めて高いと思います。特に、現在の原子力規制委員会の委員長は国務大臣でないため、内閣による牽制も効きません。原子力規制委員会が傍若無人に振る舞い、そして理不尽な処分を行った場合、国民が泣き寝入りせざるをえないとの危険性は極めて高いと考えます。</p> <p>以上のことから、3条委員会の処分に対する処分については、例えば、内閣総理大臣などに対する特別不服申立制度を設けることを提案します。</p>
79	団体	<p>【総務省案】</p> <p>【第1案】</p> <p>1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>① 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等（審議会等、行政委員会、地方公共団体の議会その他これらに類するものとして政令で定めるものをいう。この項において同じ。）の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分が行われた場合</p> <p>② 裁決をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>③ 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、①に規定する審議会等の議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>④ 審査請求が、行政不服審査会等（「2.」の機関をいう。以下同じ。）によって諮問を要しないものと認められたものである場合</p> <p>⑤ 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>⑥ 審査請求に係る処分（事実行為及び法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分を除く。）の全部を取り消し、審査請求に係る事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとし、又は法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、若しくは認容する場合（これらの措置に反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）</p> <p>なお、上記に加え、例えば次のような一定の要件に該当する場合には、行政不服審査会等への諮問を要しないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>② 申請に対する処分であって、法令で基準が明確に定められているもの等</p> <p>② 審査請求人及び参加人が行政不服審査会等への諮問を希望しない場合</p> <p>2. 審査庁の諮問に応じ審査請求に係る事件について調査審議するため、総務省に行政不服審査会（仮称）を置くとともに、地方公共団体に、執行機関の附属機関を置くものとする。</p> <p>この場合において、地方公共団体は、例えば以下の措置をとることができる方向で、更に検討を進める。</p> <p>① 他の地方公共団体と共同して当該機関を設置する。</p> <p>② 他の地方公共団体に当該事務を委託して処理させる。</p> <p>③ 審査請求があった場合に臨時に委員を任命する。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>【第2案】 第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする。</p> <p>【意見】 第1案を採用すべきと考える。 第三者機関の設置により、行政処分の当・不当にまで立ち入った公正かつ中立的な判断を求めることができ、現在以上に行政不服審査による救済を増加させることができる。</p>
80	個人	<p>この度の行政不服審査法の改正案について、時代に即した見直しを行うのはもっともなことであると考えられる。改正箇所の2点について具体的に意見をお伝えする。</p> <p>1つ目に審理体制について、国民の行政に対する信頼の確保と審査の公平性・審理員の独立性をより重視するために、審査処分に関与したもの以外の者が審理員となるのは望ましいことであると思う。しかし審理員の外部登用を行う上では、各々の専門性の違いにより、問題が発生することが予想され、同じケースの審理でも判断結果が異なるといった事例が起きるといった問題の原因となりかねない。</p> <p>2つ目に不服審査請求期間の延長について、60日以内に請求をしなくてはならないという規定を3か月まで引き延ばすことに関しては、国民がより不服審査請求をしやすくする点で評価できるが、それ以上の期間の引き延ばしに関しては、逆に審理内容の信憑性を欠くものになってしまう恐れがある点や、担当機関の業務圧迫をもたらしかねないという点から妥当ではないと考える。</p>
81	個人	<p>【ページ：17】 「第4. 関係法令の改正」 「1. いわゆる「裁定的関与」について」</p> <p>【意見】 「裁定的関与」については、地方分権改革の観点からの議論に配慮し、「新法を適用すべきではない」あるいは「「裁定的関与」の仕組みを廃止すべき」という意見も見受けられる。</p> <p>しかし、地方自治体（行政）の処分等に不服のある住民が、当該自治体ではなく、より第三者的な立場にある国等に対して不服を申し立てられる道を設けておくことは、地方自治の本旨に基づいて住民一人ひとりの声を反映させていくという地方分権の趣旨にも合致するものと思われる。</p> <p>そもそも、地方分権改革の名の下に「裁定的関与」を除外したいと考えているのは、住民よりも、もっぱら地方自治体の長や職員であるように思われる。しかし、自治体及びその関係者の体面等のために、住民の不服申立て（行政救済）の道を閉ざすのは、むしろ地方分権の趣旨に反するものであって、本末転倒といわざるを得ない。</p> <p>また、地方自治体の違法・不当な処分を国等が取り消すことが地方分権改革に反するとするならば、同じく国権の一角を担う裁判所（司法府）が当該処分を取り消すことはどのように説明するのだろうか。裁判所には憲法第6章で司法権がゆだねられているから、その権限の行使として自治体の処分を取り消したとしても憲法92条の地方自治の本旨を侵害することにはならないが、そのような権限のない内閣（行政府）が自治体の処分を取り消すことは地方自治の本旨を侵害することになるのだろうか。しかし、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」という憲法76条2項後段の規定からすると、行政権を担う国等が準司法的な権限を行使することは憲法上予定されており、しかも当該制度が上記のように住民一人ひとりの声（不服等を含む。）を拾い上げるためのものである限り、当該法制度が地方自治の本旨に反し違憲であるということとはできないものと思われる。</p> <p>以上をふまえると、地方自治体の違法・不当な処分を国等が取り消す従来の制度は、今後も維持されるべきであると考えられる。</p> <p>（参考）地方分権の趣旨について・・・西尾勝『自治・分権再考』ぎょうせい、2013年3月</p>
82	団体	<p>「地方公務員災害補償法」は「第一条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と、この法律の目的</p>

番号	分類	意見内容
		<p>を定めています。</p> <p>つまり、地方公務員の公務（通勤）上に係わる負傷、疾病、死亡等について「迅速かつ公正」に「地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」が、地方公務員災害補償制度の根幹となっています。</p> <p>しかし、私がこれまで携わった事例からも、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定までに長期間かかっており、請求人の精神的側面も含め、多大な負担がかかっていると言わざるを得ません。このため、審査の迅速化をはかる必要がると痛感しています。</p> <p>一方、いわゆる「血の出ない労災（公災）」の公務上外の認定にあたって、実際の被災者の勤務していた現場の状況が十分に把握されず、机上の判断によって認定作業が行われているのではという懸念を強く持っているものです。</p> <p>また、公務外認定が行われた事案について、その決定取り消し訴訟の状況を見る時、裁判所において請求人の主張が認められ、「公務外決定の取り消し」判決が少なからずあるにもかかわらず、認定における基金の判断が一向に変化していないことについても、大きな疑念を持ちます。</p> <p>こうした中、今回の行政不服審査法の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化することが検討されているようです。これでは、これまで以上に、被災者の労働実態、職場状況と離れた審査が行われることになるのではという、強い懸念を持たざるを得ません。</p> <p>結果として、公務災害補償制度の本来目指していた目的から大きく外れてしまうのではという危惧を強く持ちます。</p> <p>については、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意されるよう強く要請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。 2. 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。 3. 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。 4. 審査会における口頭意見陳述にかかわる時間制限及び補佐人の人数制限について、緩和を行うこと。 <p>以上</p>
83	個人	<p>僕は六ページにある第三者機関についての意見を提示します。この説明では、総務省に第三者機関を設置する事によって様々な案件についての裁決の客観性が保たれると書いてあります。しかし、第三者機関を設置しない場合は、独自の審理が行え、かつ、見直し等がすべて迅速に行えるため、審理そのものが、スピーディーに行われる事が可能であると書いてあります。これらの事をふまえた上での僕個人の意見としては、第三者機関を置かず、審理そのもののスピーディーさを追い求め、多くの案件の審理を効率的におこなう事は確かに重要だと思います。しかし、第三者機関を置かないという事は、審理の客観性を保つ事が困難になる事を意味し、それでは、行政不服審査制度そのものの本来の意義、すなわち、行政が自らの処分を見直す事で行政の適正な運営を確保し、国民から信頼される公正な行政の基盤となるべきである、ということに反すると僕は考えました。故に、審理の客観性を保ち、国民に信頼される公正さを保つべく第三者機関の設置は必要であると僕は考えます。</p>
84	個人	<p>行政不服審査制度の「審理体制」について意見させていただきます。</p> <p>審理員を、審理庁とは別の、独立した存在として設置する意見に賛成です。</p> <p>公正や国民の信用を確立するためには、審理を実現する権利を持った団体が審理を行うのではなく、それとは別の団体による審理が必要だと考えるからです。</p> <p>現代の多様化した利害関係を単一の機関が処理するには、公平の面において限界があると思います。責任の所在が曖昧になってしまうという問題についてですが、審理を実際に行った審理員、方法、過程、根拠等を広く公開することで、この問題は解決できると考えます。</p>

番号	分類	意見内容
		審理員の活動機関設置の費用、人員、機構等については、国民の意見を広く募集し、同時に次に日本を担う世代の人々にも行政について関心を抱いてもらう機会としても利用すべきだと考えます。
85	個人	第三者機関について第1案に賛成です。 行政内部の者に審査させるよりも公平性が確保できると思います。
86	個人	<p>【総務省案】 法律に特別の定めがある場合には、審査請求に対する裁決に不服がある者は、法律で定めるところにより、「再審査請求」ができるものとする。</p> <p>【意見】 1) 20年法案で可。 2) 建築基準法第78条で規定された建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関する学識経験者等の委員で構成されている。したがって、専門知識を有する委員で構成された第三者機関による審理が行なわれ、不服申立事案等の審議において客観性、公正性は担保され、裁決後に提起できることを鑑みれば、個別案件に係る地方の実情を把握しにくい国による再審査請求制度は廃止で検討すべきである。 3) 地方分権改革の流れから逆行しており、「再審査請求」制度は廃止で検討すべきである。 4) 迅速な裁決ができ、国民の権利利益救済のために実益があるのであれば、制度として存置させることを検討してもよい。</p> <p>【総務省案】 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から3月を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>【意見】 1) 簡易迅速な手続きを基本としている審査請求制度の趣旨から、申立期間は現行の60日のままでよい。</p> <p>【総務省案】 不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行なうこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行なう方向で、更に検討を進める。</p> <p>【意見】 1) 建築確認に対する不服申立の場合は、不服申立案件の審議に時間を要すれば、建築物の完成により、訴訟における訴えの利益が消滅し、国民の権利利益救済に支障が生じる可能性が高くなる。 2) 不服申立前置が原則化されることで、短期間の不服申立期間を徒過したため、訴訟が不適法になれば、国民の権利利益救済に支障が生じる。 3) 国民の権利利益救済手段の選択肢を限定するような制度については、改正する必要がある。 1)～3) のことから、不服申立前置の廃止を検討すべきである。 4) 行政の附属機関である建築審査会と処分庁が同一の特定行政庁に所属していることは、不服申立前置主義を存置させるのであれば、検討すべき課題である。 (注) 個人に関する情報が含まれている部分については、削除いたしました。</p>
87	団体	<p>行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止して、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと考えます。さらに、申立人の権利救済といった面でも問題があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった懸念も生じてきます。</p> <p>従って、迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置し、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること

番号	分類	意見内容
		<p>3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること</p>
88	個人	<p>【総務省案】</p> <p>1. いわゆる「裁定的関与」に係る不服申立てについても、改正後の行政不服審査法（以下「新法」という。）の規定を適用するものとする。</p> <p>2. いわゆる「裁定的関与」に係る法律については、現在の不服申立先を維持することを基本として、改正後の行政不服審査法を適用するための規定の整備を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の行政不服審査法の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化となった場合には、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面から問題があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といったことも心配されます。</p> <p>つきましては、迅速化及び現場実情を踏まえた審理の実現を図るという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。</p> <p>1 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。</p> <p>2. 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。</p> <p>3. 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。</p>
89	個人	<p>【総務省案】</p> <p>1. いわゆる「裁定的関与」に係る不服申立てについても、改正後の行政不服審査法（以下「新法」という。）の規定を適用するものとする。</p> <p>2. いわゆる「裁定的関与」に係る法律については、現在の不服申立先を維持することを基本として、改正後の行政不服審査法を適用するための規定の整備を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の行政不服審査法の見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査の一元化となった場合には、これまで以上に、現場の実情に基づいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面から問題があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といったことも心配されます。</p> <p>つきましては、迅速化及び現場実情を踏まえた審理の実現を図るという観点から、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。</p> <p>1 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。</p> <p>2. 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。</p> <p>3. 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。</p>
90	団体	<p>地方公務員災害補償制度においては、脳・心疾患、精神疾患の公務上外の認定には、請求人の負担の点から、審査の迅速化をはかる必要がありますが、現実には相当時間がかかっています。また、現場の実情を十分踏まえた審査が行われていないのではないかと懸念もあります。その上、処分者と請求</p>

番号	分類	意見内容
		<p>人との間で、校務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。それをえぐって、校務外取消し訴訟が数多く発生しており、原告勝訴の判決も相当数に上っています。原告勝訴の理由としては、審査段階での事実認定が不十分であること、現場の実情をふまえた公務上外判定ではないことを裁判所が認めているからです。このことから、現行制度及び運用上の改題があると考えます。</p> <p>今般の行政不服審査法見直しに伴う地方公務員災害補償制度の見直しについて、仮に、支部審査会を廃止し、基金本部での審査一元化となった場合、これまで以上に現場の実情にもとづいた審査となりにくいのではないかと懸念があります。また、本部審査会においても、その審査件数が大幅に増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といった問題も生じてきます。</p> <p>迅速化、及び現場の実情をふまえた審理の実現をはかるという観点から、以下の点に留意すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支部審査会は存置して、支部段階審査の迅速化をはかる所要の措置を講じること 2 再審査請求は引き続き存置し、再審査請求と取消し訴訟とは、選択可能な制度とすること 3 対審的な審理構造を導入し、審査請求人等からの申立てがあった場合、審理官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること
91	団体	<p>【総務省案】</p> <p>一方、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされる処分等については、処理人員や処理期間の制約上、処分を行う際の審査に一定の限界があること等を踏まえれば、例外的に、審査請求に先立って、処分の事案・内容等を容易に把握できる行政庁に対し簡易な手続で改めて見直しを求める手続を設けることは、不服申立人の権利利益の簡易迅速な救済及び行政における効率的な事務遂行の双方に資する面もあると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>再調査請求については、より簡易迅速な救済を可能とするため、個別法で審査請求における特例として選択的に導入されることは意味があるが、そのためには、選択的制度のなかに「和解または話し合いによる合意制度」も含めるべきである。また、職権による再調査請求については、全部認容の場合に限定されるべきである。</p> <p>【総務省案】</p> <p>なお、外部登用は審理員の公正性を高める上で有効な手段であるが、任期付職員や非常勤職員など既存の仕組みがある一方、実務に精通していない者の登用は専門性・効率性の面で課題も生じ得ることを踏まえれば、審理員の人選、任期等については、運用に委ねるべきではないか。</p> <p>【意見】</p> <p>審理手続の公正性や信頼性を高めるためには、外部から審理官を登用するとともに、合議に参加できる非常勤審理官制度も導入すべきである。</p> <p>審理官を外部の専門家から登用する場合、それが常勤であれば、専門職種の業務を停止・廃止しなければならないので外部登用者が限られてくる。そこで、非常勤審理官制度を導入すれば、多才な人材が登用されることになる。</p> <p>【総務省第1案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 審査長庁の諮問に応じ審査請求に係る事件について調査審議するため、総務省に行政不服審査会（仮称）を置くとともに、地方公共団体に、執行機関を置くものとする。 <p>【意見】</p> <p>不服申立人の申し出により行政不服審査会への諮問を可能とし、機関は常設とし、短期間で意見を集約する。人選は行政寄りにならないよう関係機関、専門家士業に人選を依頼する。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>【総務省案】 しかしながら、簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図るとの行政不服審査制度の目的を踏まえ、審理手続については、審理員の職権判断により柔軟に対応することとすることが適切であり、対審構造をとることはなじまないものと考えられる。</p> <p>【意見】 対審的審理制度を採用し、「和解または話し合いによる合意制度」を導入すべきである。話し合いによる合意制度は、早期解決につながり、かつ、行政審査制度に対する信頼性が高まることになる。アメリカやドイツの行政審査でも導入され、実績を上げていることは参考にされるべきである。</p> <p>【総務省案】 わが国の場合、例えば土地の評価に関する争訟において、国税不服審判所で2年から3年、さらに地方裁判所で3年近くかかっているのが実情である。そのような事実認定にかかる事案については、和解または話し合いの合意により早期解決が可能なものがほとんどであるが、これが認められないわが国の現状は紛争解決機能として信頼性を失っている。</p> <p>【意見】 審理官の所持する証拠書類について、閲覧請求、謄写を認めるべきである。</p> <p>【総務省案】 大量に不服申立てがなされる処分については、これらが直ちに裁判所に提訴されると裁判所全体の負担が大きくなることから、不服申立前置とする意義はあると考えられる。 高度の専門技術性等を有する処分については、不服申立てを経ずに直ちに裁判所に提訴された場合には、争点及び証拠の整理等も含めた裁判所の負担は大きいものとなる。このため、高度な専門技術性等を有する処分であって、不服申立てにおいて第三者機関その他高度な専門技術性等を有する者による審理が確保されているものについては、不服申立前置とする意義はあると考えられる。</p> <p>【意見】 例えば、国税不服審判所は不服申立前置制度として有効に機能している。ただし、審判官を民間から登用し、第三者性を確保しつつあるが、韓国のような非常勤審判官の登用を図るとともに、国税庁とは切り離れた組織にすることができれば、国民からより信頼が得られるようになると考えられる。</p> <p>【総務省案】 法律に特別の定めがある場合には、審査請求に対する裁決に不服がある者は、法律で定めるところにより、「再審査請求」ができるものとする。 具体的な「再審査請求」の審理手続等については、更に検討を進める。なお、「再審査請求」の裁決を経なければ取消訴訟を提起することができない旨の規定は置かない方向で、更に検討を進める。</p> <p>【意見】 再審査請求を制度として認めるとしても、訴訟までに二度の不服申立てを義務付けることができることは迅速性の観点からも不服申立人の負担の観点からも過重となる場合も多いと思慮されるので、再審査請求と訴訟とは選択可能な制度とすることが適当と考えられる。</p> <p>【総務省案】 一方、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされる処分等については、処理人員や処理期間の制約上、処分を行う際の審査に一定の限界があること等を踏まえれば、例外的に、審査請求に先立って、処分の事案・内容等を容易に把握できる行政庁に対し簡易な手続で改めて見直しを求める手続を設けることは、不服申立人の権利利益の簡易迅速な救済及び行政における効率的な事務遂行の双方に資する面もあると考えられる。</p> <p>【意見】</p>

番号	分類	意見内容
		<p>再調査請求については、より簡易迅速な救済を可能とするため、個別法で審査請求における特例として選択的に導入されることは意味があるが、そのためには、選択的制度のなかに「和解または話し合いによる合意制度」も含めるべきである。また、職権による再調査請求については、全部認容の場合に限定されるべきである。</p> <p>【総務省案】 なお、外部登用は審理員の公正性を高める上で有効な手段であるが、任期付職員や非常勤職員など既存の仕組みがある一方、実務に精通していない者の登用は専門性・効率性の面で課題も生じ得ることを踏まえれば、審理員の人選、任期等については、運用に委ねるべきではないか。</p> <p>【意見】 審理手続の公正性や信頼性を高めるためには、外部から審理官を登用するとともに、合議に参加できる非常勤審理官制度も導入すべきである。 審理官を外部の専門家から登用する場合、それが常勤であれば、専門職種の業務を停止・廃止しなければならなくなるので外部登用者が限られてくる。そこで、非常勤審理官制度を導入すれば、多才な人材が登用されることになる。</p> <p>【総務省案】 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁判に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>【意見】 審理員は、審査庁から一定の独立性を有するとする考えもあるが、監査委員制度に不十分な点があり、外部監査制度が導入されたことを考えると、その独立性に限界があることは明らかであり、第三者機関である行政不服審査会等への諮問は、裁判の客観性・公正性を担保するために欠くべからざるものと考えられる。</p> <p>【総務省案】 しかしながら、簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図るとの行政不服審査制度の目的を踏まえると、審理手続については、審理員の職権判断により柔軟に対応することとすることが適切であり、対審構造をとることはなじまないものと考えられる。</p> <p>【意見】 対審的審理制度を採用し、「和解または話し合いによる合意制度」を導入すべきである。話し合いによる合意制度は、早期解決につながり、かつ、行政審査制度に対する信頼性が高まることになる。アメリカやドイツの行政審査でも導入され、実績を上げていることは参考にされるべきである。 わが国の場合、例えば土地の評価に関する争訟において、国税不服審判所で2年から3年、さらに地方裁判所で3年近くかかっているのが実情である。そのような事実認定にかかる事案については、和解または話し合いの合意により早期解決が可能なのものがほとんどであるが、これが認められないわが国の現状は紛争解決機能として信頼性を失っている。</p> <p>【総務省案】 大量に不服申立てがなされる処分については、これらが直ちに裁判所に提訴されると裁判所全体の負担が大きくなることから、不服申立前置とする意義はあると考えられる。 高度の専門技術性等を有する処分については、不服申立てを経ずに直ちに裁判所に提訴された場合に</p>

番号	分類	意見内容
		<p>は、争点及び証拠の整理等も含めた裁判所の負担は大きいものとなる。このため、高度な専門技術性等を有する処分であって、不服申立てにおいて第三者機関その他高度な専門技術性等を有する者による審理が確保されているものについては、不服申立前置とする意義はあると考えられる。</p> <p>【意見】 例えば、国税不服審判所は不服申立前置制度として有効に機能している。ただし、審判官を民間から登用し、第三者性を確保しつつあるが、韓国のような非常勤審判官の登用を図るとともに、国税庁とは切り離れた組織にすることができれば、国民からより信頼が得られるようになると思われる。</p> <p>【総務省案】 個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【内容】 「個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき」とされているが、一定の専門的見識を有する行政側に対して一般国民である不服申立人が反論し、あるいは証拠を提示し、または法令解釈を論じるには負担が過大となり、不服申立を断念させる要因となりかねない。必要に応じた専門的見識を有する者、就中有資格の士業者に代理権、陳述権等を与えることが、公平性の確保のために必要である。</p>
93	団体	<p>【総務省案】 不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>① 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか） ② 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか） ③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか）</p> <p>【意見】 国税に関して、単純に異議申立てを廃止し審査請求に一元化するのではなく、現行の異議申立て、審査請求を経た後でなければ提訴できないという「不服申立前置主義の強制」を廃止し、納税者の選択制とすべきである。</p> <p>（理由） 国税通則法においては、青色申告に係る更正処分に不服がある場合等以外は、原則として処分庁に対する異議申立てと国税不服審判所に対する審査請求の二段階の不服申立てを経た後でなければ提訴できないという二重の前置主義が採用されている。しかし、この二重の前置主義は、元々、不服申立てに期待していない納税者に対しては過度な負担を強いているといえ、納税者の利便性の観点から見直す必要がある。他方、現行の異議申立制度が納税者の権利救済制度の手段として一定の機能を果たしているという面は無視できず、単純に異議申立てを廃止することには問題がある。</p> <p>よって、納税者の判断により、異議申立て・審査請求・訴訟のいずれの権利救済制度でも選択できる制度とすべきである。</p> <p>【総務省案】 個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【意見】 別に検討される場合においても、税務行政の分野に関する不服申立については、国民の安全性の確保から、代理人は税理士に限るべきである。</p>
94	個人	<p>【総務省案】 第三者機関への諮問の仕組みを設けない案について</p> <p>【意見】 行政のスリム化を図っている今日の行政に対して新しい機関をつくって諮問・答申などをすることは</p>

番号	分類	意見内容
		<p>行政の肥大化を招き、国・地方が推し進めているものとの矛盾が生じる。また第三者機関を設けることによって不服の審査の裁決までの時間がかかる恐れがあるため、国民が行政に不服の申し立てをしにくい環境を作ってしまうのではないかと懸念される。第三者機関が間に介入することにより審理員の意見があまり意味をもたなくなってしまうのではないかと懸念される。また、第三者機関を通すことによって専門的な判断になりすぎて、国民には理解しがたい判断になってしまう恐れがあるのではないかと懸念される。審査に公正さや客観性をもたせるためにはわざわざ第三者機関を設ける必要はなく、審理員の人选などを慎重に行えばいいだけの問題だと考える。そうすることによって、行政内部は肥大化することなくスムーズに不服審査ができるようになる。</p>
95	個人	<p>審査請求についてですが、現在の見直しでは、最上級行政庁(本部)への審査請求の一元化という方向で検討されているようですが、例外的な規定又は現行制度における審査請求、再審査請求の制度を引き続き設けるべきと考えます。特に、審査請求を中央に一元化した場合には、地方住民等(申請者等)の負担が増加する懸念があり、やはり例外規定などを設けていただきたいと考えます。例えば、現行制度で審査事例の多数あるものは地方支部部局での審査請求(審査)を認め、再審査請求を最上級庁(本部)とすることなどとするべきだと思います。また、地域の実情なども把握した上で審査することなどもより公正・公平な審査請求制度の確立に資するとも考えます。</p> <p>あわせて、再審査請求と訴訟の自由選択の検討は、見直しの方向で進めるべきと考えます。審査及び再審査を経てからの裁判とするのではなく、審査請求後は、上級庁での再審査請求で解決を図るのか、訴訟によって図るのか、請求当事者に選択させることが望ましいと思います。</p> <p>以上、行政不服審査制度及びその関連法律が住民等にとってより良い制度となるように期待して、意見を提出させていただきます。</p>
96	個人	<p>まず、不服申立の構造について、現行の制度を存続すべきだと考える。最上級行政庁への委任は確かに有効的にも思えるが、現実的な実効性が無いからである。直接的な関係を持たない大臣などが審査をする前段階で、やはり処理できる仕事は当該処分行政庁で異議申し立てを許すべきである。異議申し立てができる事で請求権者たる国民の利益に迅速に資する事ができているのではないかと考える。</p> <p>次に、不服申立期間については、改正案の通り3ヶ月以内に変更することに賛成である。教示制度があるとはいえ、やはり期間の関係で不服申立が出来なくなってしまう場合もありうる。期間を延長することで、国民の不服申立もしやすくなり、行政庁のチェック機能が深まると考えられる。</p>
97	個人	<p>見直しにおける問題点と意見は以下のとおり。</p> <p>第1に、支部審査会の廃止である。審査には事実認定が重要であることは明白である。現場に近いことはその原因背景などの認知において重要であり、本部審査では臨場感なき中での審査になる可能性が高いため反対である。また、意見陳述などにおいても移動の負担、多くの意見を聴く体制の困難性なども危惧され、反対である。</p> <p>第2に、審査の公正を高めるために、審査請求人等の申し立てによる審理官の口頭意見陳述の義務化、申立人の処分庁等への質問権の認知が求められる。</p>
98	個人	<p>再審査請求については、制度として存置させるとともに、迅速性の観点から訴訟との自由選択制度を導入すべきであると考えます。ただし、再審査請求の前段である審査請求については、例外を設けず最上級庁に一元化すべきではなく、下級庁(支部)での手続きを引き続き存置させるべきである。</p>
99	個人	<p>審理員はいらないという意見</p> <p>審理員を新たに雇うという人件費などのコストや、審理員を通してから審査庁へ意見を提供するという時間や手間を省くためにも、審理員の設置は不必要であると考えた。</p>
100	個人	<p>私は初めは審理員も第三者機関としての行政不服審査会も特に必要性を感じませんでした。第三者機関として審査庁があるのにさらにいくつも第三者機関を置く意味が理解できませんでした。しかし東電の3.11の対応のときなどからも分かるように日本には隠蔽体質があるから、違法行政から国民を保護するためにもやはり第三者機関は必要と思いました。不服審査請求をする個人と行政では力も知識も全く異なるし、個人の主張をしっかりと汲み取るためにも両者から独立した有識者を置くべきだと思います。かといって採決がいつまでも時間がかかっているのはよくないので、第三者機関に諮問する項目については予</p>

番号	分類	意見内容
		め決めておいて、それ以外の項目の採決について請求人が異議がある時には第三者機関に諮問するという形がいいと思います。
101	団体	<p>まず、今回の制度見直しの主旨である、公正かつ国民が利用しやすい制度化という方向性には賛同するものである。</p> <p>しかしながら、現行制度が一定の機能を果たしている中、理念が先行するあまり、実態から乖離し、費用対効果の面から問題が生じるような制度変更はするべきでない。</p> <p>特に、国、都道府県、市町村では行財政規模や組織体制、人的資源が異なり、また、不服申立の処理件数・内容にも大きな差異があることから、その実情を十分に斟酌し、可能なものについては選択制や弾力的な運用を導入するなど、行政側の効率も向上させる見直しとなるよう十分留意願いたい。</p> <p>また、制度の見直しが行われた場合、地方公共団体に与える影響が極めて大きいことから、十分な準備期間を確保されたい。</p> <p>1 再調査の請求の創設〔P3 第2 1. 不服申立構造等（再調査の請求）〕</p> <p>再調査の請求については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済及び適正な行政運営を確保できる等の理由から基本的には賛成する。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査請求に前置させることにより、請求者・行政双方の負担になる ② 手続期間の長期化につながる ③ 一元化原則に反して分かりづらい <p>等の懸念もあることから、一律に義務付けるのではなく、申立人の選択制、又は申立人及び行政双方に利益となる分野に限定して認めること等による制度化を行われたい。</p> <p>2 再審査請求の存置〔P3 第2 1. 不服申立構造等（再審査請求）〕</p> <p>再審査請求の存置については、制度の分かりやすさや簡易迅速性の確保の観点、また、手続的保障は他の仕組みで確保できることなどから原則として反対であるが、個々の処分等の性質や、現行の救済措置の意義等も踏まえ、例外的に再審査請求が存置されるべきものもあると考えられるため、個別に慎重な判断を行うことが必要である。</p> <p>特に、全国一律の判断が必要である法定受託事務については再審査請求の存置、あるいは、そもそも審査請求を原権限庁へ一本化すべきである。</p> <p>3 審理員制度の創設〔P5 第2 2. 審理体制（1）審理の主催者〕</p> <p>審理員制度の創設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政改革で人員削減を進めていること ② 事務の効率性・迅速性を損なう恐れがあること ③ 人材確保の面から配置が困難であり、公正性に資する効果もあまり期待できないこと <p>等の理由により反対であるが、より公正な審理を確保する観点から制度創設されるのであれば、少なくとも各審査庁が任意選択できる制度とされたい。</p> <p>4 第三者機関への諮問制度の創設〔P6 第2 2. 審理体制（2）第三者機関〕</p> <p>第三者機関の設置の義務付けについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審理の長期化に繋がり、簡易・迅速な救済という不服申立て制度の目的に相容れないこと ② 処分庁と異なる第三者の審査庁が審理する場合にも第三者機関を設置し屋上屋を架していること ③ 組織・定員・予算増により行財政改革に逆行すること ④ 統一の組織で諮問を行うことは専門性の観点から疑問であること <p>等の理由により反対であり、第三者機関への諮問の仕組みは設けないこと（【第2案】）とされたい。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>5 不服申立期間の見直し〔P12 第2 4. 不服申立期間〕 不服申立期間については、不服申立ての趣旨が簡易迅速な制度であることからすれば、現行の「60日」の期間が特に短いということはなく、延長したとしても「3か月」程度が適当である。 行政処分の法的安定性の要請からすれば「6か月」のように過度に申立期間の延長をすべきでない。</p> <p>6 行政手続法の改正〔P14 第3 1. 処分等の求め／2. 行政指導の中止等の求め〕 「処分等の求め」については、何人も申し出ることが出来る手続であり、これに対する結果通知を必須とすると行政への過大な負担となることから、むしろ、結果通知義務がないことを積極的に明文化することが望ましい。 行政指導は、相手の任意の協力によってのみ実現されるものである、という法的位置付けを踏まえれば、「行政指導の中止等の求め」を規定することは、必要性に乏しい。</p> <p>7 不服申立前置の見直し〔P18 第4 2. 不服申立前置〕 不服申立人の負担軽減、不服申立制度と訴訟制度の機能分担の観点から、不服申立前置制度の見直しについては賛同する。 なお、見直しに当たっては、大量的処分、専門技術的処分など、不服申立を前置することにより申立人、行政の負担軽減に資するものがあることを踏まえ、不服申立前置制度の範囲を検討されたい。</p>
102	個人	<p>・意見その1 「再調査請求」及び「再審査請求」を設けることに反対する。 理由は、行政不服審査制度は行政機関内部で行政の行為によって侵害された国民の権利利益の救済を求めるものであって、最終的な救済は裁判所による判決によって確定するものである以上、行政機関内部での救済手続に段階を設ける必要性は全くない。「審査請求」のみで十分である。</p> <p>・意見その2 「第三者機関」については、設置を認める「第1案」を採用し、審査請求人及び参加人が第三者機関へ諮問することを求めない場合は諮問を要しないとする選択的諮問制度とするべきである。 理由は、選択的諮問制度とすれば、仮に運用を重ねるごとに第三者機関が審理員の判断を追随するだけの機関であることが明らかとなった場合でも、不服申立人は早期に行政訴訟にシフトすることができるようになる。ただでさえ行政不服審査制度は行政内部での救済にとどまり最終的な救済機関でない以上、余計な経済的・時間的コストを国民に負わせる仕組みはことごとく回避するように設計する必要がある。</p> <p>・意見その3 「審理手続」については、不服申立人による処分庁への口頭意見陳述につき応答義務を課さないのは不適切であり、処分庁に応答義務を課すべきである。 理由は、「見直し案」では当然解釈のごとく処分庁は回答に応ずるものと考えているが、手続保障は成文としなければ意味がなく、処分庁の応答義務を法定化すべきである。</p> <p>・意見その4 「不服申立期間」については、不服申立期間を3ヶ月とするのは不適切であり、6ヶ月とするべきである。 理由は、見直し案の説明にも記されているように「不服申立前置の場合、不服申立期間の徒過により訴訟提起ができなくなる一方、不服申立前置でない場合は、出訴期間を経過するまで処分が確定しないから不服申立期間を出訴期間より短くする意味はない」からである。</p> <p>・意見その5</p>

番号	分類	意見内容
		<p>「仮の義務付け」を認めない見直し案については、不適切であり、「仮の義務付け」を認めるべきである。</p> <p>理由は、一般に、「仮の義務付け」は義務付けに係る処分等がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があると判断した場合に行われるものであることから、およそそのような性質を持つ不服申立て事案は「本案について理由がある」か否かを判断するに至る過程で「義務付けに係る処分等がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要性」の有無も考慮するはずであり、審理遅滞を招き得るとの批判は当たらないからである。</p> <p>・意見その6</p> <p>「不服申立前置」については、残存させることを想定している見直し案は不適切でありこれを全廃すべきである。</p> <p>理由は、あくまでも行政不服審査制度は行政機関内部での救済を図る制度であり、最終的な救済は裁判所の判決によって決定することに鑑みれば、「不服申立前置」を設けることは、国民が権利救済を受けるための手続が長期化することを意味し、いわば余計な経済的・時間的コストを強いることに他ならない。「裁判所による訴訟の審理の前に、専門技術的知見を有する行政庁において争点及び証拠が整理されることは、より迅速かつ円滑な事案の解決に資する」との記述が見直し案にみられるが、そもそもこのような事前の証拠・争点整理は裁判所における公判前整理手続によって行うべきものであり、現に刑事裁判においては裁判員制度の導入に伴い公判前整理手続のより一層の充実化が図られているところである。よって、行政の専門性・技術性の名の下に行政機関内部での見直しを事前に経ることを義務付ける「不服申立前置」は不当な制度であり、これを廃止し、国民が即時訴訟を提起できる権利を法的に保障すべきである。なお、裁判所の処理能力を超えると指摘するならば、新司法試験制度下で過大な法曹有資格者が発生しており、これらの者を裁判官に登用し増員すればよいだけの話である。人件費等の財政的負担の問題については、東日本大震災からの復興に伴う財源確保のための裁判官給与の減額が行われている以上、憲法上の疑義なくして、司法制度の維持・充実のための裁判官増員に伴う給与支給総額の抑制のための給与減額を行えるため、問題は生じない。</p>
103	団体	<p>2頁 第2. 行政不服審査法の見直し> 1. 不服申立構造> 「再調査の請求」の手続について (意見) 審査請求前に処分庁が当該処分を簡易に見直す「再調査の請求」の手続を設けることは賛成である。 加えて、大量に同種事案の申し立てがあり、事実認定が問題となる類型の処分に対しては、審査請求手続との選択ではなく、審査請求前にこの手続を経なければならないものとすべきである。</p> <p>(理由) 国税通則法関係、社会保険関係、労働者災害補償保険法関係事案のような大量に同種事案が申し立てられる可能性がある。そのうち、事実認定が問題となるものに関しては、処分庁の再考を促すことによる、より簡易迅速な救済を可能とすべきである。 また、この場合は、簡易迅速性を徹底するためには、正規の審査請求手続との自由選択をとらない方がよい。</p> <p>2頁 第2. 行政不服審査法の見直し> 1. 不服申立構造> 「再審査請求」について (意見) 再審査請求は廃止とすべきである。</p> <p>(理由) 柔軟な救済の観点からは、訴訟と選択可能な救済手続として再審査請求を存置することも考えられるが、実績も少なく、簡易迅速性の観点から不服審査手続の一段階化を図ることに意義がある。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>5 頁 第 2. 行政不服審査法の見直し> 2. 審理体制> (1) 審理の主宰者について・(2) 第三者機関について (意見) 審査庁に属さない一定の独立性を持った者が審理すべきであり、その場合は、行政不服審査会等の第三者機関を置く必要はない。 (理由) 審査庁の職員が審理する場合は、その独立性(身分保障や権限の独立性)の確保が図られる必要があるが、同一の組織上の者が担当するとなると、組織の長の発する通達に拘束される等の審理範囲に限界が生じる可能性が高い。したがって、この場合には、公平性・公正性を確保するために、第三者機関の活用等の手当が必要となると思われる。しかし、第三者機関への諮問を必須化することは、簡易迅速な救済制度として機能を制約することになる可能性がある。また、第三者機関への諮問・答申のみでは、審査庁の裁決に対して実効性があるかどうかについて疑義が生じ、一方、実権のある機関を設置すると裁判所(行政事件訴訟)との役割分担が不明瞭となるおそれがある。 したがって、第三者機関等は置かずに、審査庁に属さない一定の独立性を持った者が審理すべきである。その場合は、専門的な知識や経験を持った者の確保と人員の配置(特に地方公共団体等)に配慮しなければならない。また、手続構造上、一定程度対審手続的な性格を持つこととなるので、申立人のサポート体制も考慮すべきと考える。</p> <p>10 頁 第 2. 行政不服審査法の見直し> 2. 審理手続> 「手続保障の充実等」について (意見) 総務省案のとおり、不服申立人等に対する手続保障の充実を図ることは賛成である。 (理由) 審理手続においては、処分庁の処分の根拠と審査対象となる争点の明確化が不可欠であるため、弁明書の必要的提出を整備し、口頭意見陳述の機会を与えることは、不服申立人の攻撃防御の権利を保障することとなるため、重要である。</p> <p>12 頁 第 2. 行政不服審査法の見直し> 4. 不服申立期間について (意見) 不服申立期間は、6 か月以内とすべきである。 (理由) 現行の 60 日以内では短く、3 か月としても実質 1 か月の延長にしかならない。一定期間内に行政不服申立か訴訟かを選択判断することを考慮すると、行政訴訟の出訴期間と同様に 6 か月とすべきである。 (行政事件訴訟法第 14 条)</p> <p>14 頁 第 3. 行政手続法の改正> 1. 処分等の求めについて (意見) 総務省案に賛成である。</p> <p>16 頁 第 3. 行政手続法の改正> 2. 行政指導の中止等の求めについて (意見) 「行政指導の中止等の求め」は、不服申立制度として新設すべきである。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>(理由)</p> <p>行政指導は、本来は、相手方の任意の協力を前提としており、権利利益に変動をもたらす「処分」ではないが、行政指導が公表されることで営業上の信用を失ったり、行政指導に従わないことが後の不利益処分の発令に影響を与える等の事実上の不利益がある場合もあり、不服申立の一つの態様として選択できることとする必要がある。</p> <p>18頁</p> <p>第4. 関係法令の改正>2. 不服申立前置について</p> <p>(意見)</p> <p>不服申立前置については見直すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>個別法において、不服申立前置主義が採用されている規定が多くあるが、行政事件訴訟法における原則も勘案し、国民の選択による直接訴訟の道を用意すべく、不服申立前置について緩和の方向で検討すべきである。</p> <p>20頁</p> <p>第4. 関係法令の改正>3. 代理人制度について</p> <p>(意見)</p> <p>個別の士業の代理権の付与については、行政不服審査制度の見直しとは別に検討することについて賛成である。</p>
104	団体	<p>【総務省案】</p> <p>3. 審査請求のほか、「再調査の請求（仮称。以下同じ。）及び「再審査請求（仮称。以下同じ。）」の仕組みを例外的に設けることができるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>事実認定が問題となるような大量処分について例外的に「再調査の請求」手続を前置することは、合理性があり、妥当であると考えます。</p> <p>「再審査請求」については、あくまで、例外的かつ選択的であるべきであると考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>迅速性や費用等の抑制という観点から、公正性を疑われない措置を講じることを前提に、妥当であると考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>公務員である審理員が行う審理手続きの公正性の担保及びそのことに対する国民の信頼の醸成といった観点からすれば、不必要な組織の拡大や費用の増加の抑制、簡易迅速性の確保について工夫をすることを前提に、意義があるとともに必要なことでもあると考えます。</p> <p>なお、その工夫として、諮問対象の限定（結論が明確である場合や不服申立人が希望しない場合等を除外する等）や、第三者機関の設置に際して、各都道府県に存在しその調査能力も相応なものであるこ</p>

番号	分類	意見内容
		<p>とが年金の第三者機関の設置に際し実証された行政評価事務所について、何等かの位置づけのもとにその活用を共同的に行う等の方策を検討されてはいかがかと考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審理員による審理手続として、審理手続の計画的進行、弁明書の提出、反論書等の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出、物件の提出要求、参考人の陳述及び鑑定の要求、検証、審理関係人への質問、審理手続の計画的遂行、手続の併合又は分離、審理員による執行停止の意見書の提出、審理手続の終結及び審理員意見書に関する規定を置くものとする。</p> <p>2. 前項のほか、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、行政不服審査法の規定により提出された書類その他の物件の閲覧又は謄写を求めることができることとし、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>なお、謄写を認める場合には、実費の範囲内で手数料の納付を求めることができるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>不当の問題も対象となることや、制度目的が簡易迅速な権利利益の救済という点にあることに配慮した、柔軟な運用が可能となる審理手続の構築がなされるべきだと考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から3月（当該処分について「再調査の請求」をしたときは、当該「再調査の請求」についての決定があったことを知った日から1月）を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国民の権利利益の救済と行政運営上の合理的負担との調和点として、申立てを検討している人の逡巡にも配慮しつつ、手続期間を実質的に現行の60日程度確保するには、3か月に延長することは妥当であると考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、権限を有する行政庁等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとする。申出を受けた行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>行政手続法に当該規定を新設することは、法令違反行為の是正手続きとして、妥当であると考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、原則として、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとする。申出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>行政手続法への規定の新設は、妥当であると考えます</p> <p>【総務省案】</p> <p>2. いわゆる「裁定的関与」に係る法律については、現在の不服申立先を維持することを基本として、</p>

番号	分類	意見内容
		<p>改正後の行政不服審査法を適用するための規定の整備を行うこととする。</p> <p>【意見】 規定の整備は、迅速になされるべきであると考えます。</p> <p>【総務省案】 不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>【意見】 迅速に検討を進めることを前提に、妥当であると考えます。</p> <p>【総務省案】 個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【意見】 行政の多岐性、制度利用率の向上が目標の一つでもあること等を踏まえ、国民と制度との架け橋として各種隣接法律専門職者を活用すべきではないかという問題意識からすると、そのように言い切ってしまうことは疑問であり、継続して検討すべきと考えます。</p>
105	個人	<p>行政不服審査制度の改正について2つの観点から意見を述べたいと思います。</p> <p>一点目は審理員の独立性についてです。今回の改正で新たに導入される審査員は行政不服審査法の趣旨を越えて審査庁の指揮監督を受けないなど、審査庁から一定の独立性を有するといわれ期待されていますが、審査員は審査庁から選ばれるという点で公正性が完全に確保されるのかという疑問があります。現行制度よりも高い公正性を追求するならば、いくら独立性をうたっていても裁決を下す審査庁の一端である限り、独立性が失われる可能性も否定できないと思います。審査員を導入するのであれば、実務の経験や専門的知見を有する外部の有識者から選ぶべきだと考えます。</p> <p>二点目は第三者機関の必要性についてです。今回の改正では「公正性」が追求されており、外部の有識者が諮問に対して審査庁に答申を出すことでより公平かつ多様な観点から審査できることに関しては利点を感じます。しかしながら、公正性という点から審理員と第三者機関を設置することは、機能的に役割が重複する部分があることに加え、それによって手続きが増加することは国民にとっても負担になるのではないのでしょうか。二重に公正性のための機関を置く必要はなく、むしろ一点目で述べたように審理員の独立性を外部の有識者によって構成することで独立性を高めたほうが行政の肥大化を防ぎ、より簡便かつ公正な手続きを達成するという点から好ましいと考えます。</p> <p>以上の点から、近年ADRが増加していることも考慮して、行政不服審査制度の改正については第三者機関は設置せず、審理員の独立性を高めることで公正性と簡便性を実現するのが望ましいと考えます。</p>
106	個人	<p>【総務省案】 1. 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。 3. 審理員は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者でなければならないものとする。</p> <p>【意見】 (結論) 総務省案に賛成する。 (理由) ・ 処分に関与した者に審理を行わせると、恣意的な判断のおそれが生じ、公正妥当な判断が期待できないと予想されるところ、審理員を審査請求に関与した者以外に限定することで、審理員の第三者性・独立性を確保でき、ひいては中立公正な審理を可能にすると考えられる。 ・ もっとも、その分野につき専門的知見を有する者(学者や弁護士)など審理員の選定に際しては一定の縛りをつける必要があると考えられる。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>【総務省案】</p> <p>【第1案】</p> <p>1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>以下省略。</p> <p>【意見】</p> <p>（結論）</p> <p>第1案に賛成する。第三者機関への諮問の仕組みを設けるべきである</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員は、審査庁から一定の独立性を有するといえるが、審査庁に所属する以上、最終的には内部基準等に拘束されることなどから、第三者機関である行政不服審査会等への諮問は、裁決の客観性・公正性をより高める上で有効であるといえるから、審理員を設けることと第三者機関への諮問をすることは二者択一で考えるべきではない。 ・ 審理員と第三者機関である行政不服審査会等への諮問の双方を共に運用することにより、裁決の客観性・公正性を高めることができ、ひいては国民の権利利益の救済につながる。 ・ 同じ穴の貉ではない行政不服審査会等が第三者的立場から意見を述べて公表し、審査庁がその意見を踏まえつつ最終的な判断を行う仕組みは、より客観的で合理的な解決を図るとともに、その判断の内容及び過程の透明性を高め、行政に対する国民の信頼を確保する上でも有効と考えられる。 ・ 不服申立ては年間3万件にも上り、行政訴訟に比べて多く利用されており、お金もかからず1審制で迅速な解決を期待できるものであることから、行政不服審査制度が国民の権利利益の救済に大きな役割を果たしている実態に鑑みると、裁決の客観性・公正性を高めることは重要である。 ・ 現行法上行政訴訟が国民の権利救済のための制度として機能しているとはいえないことからすれば、不服申し立ての担う役割は大きいといえ、不服申し立て制度を充実させるべきである。客観性・公正性を備えることによりさらに国民の権利救済に資するものとなるようにすべきである。
107	個人	<p>1. 公的サービスの視点</p> <p>行政苦情処理は、民主主義国家における最も重要な公的サービスである。</p> <p>国民は主権者であり、その権利の実現について助力するのは、国家機関の憲法上の義務である（憲法15条、32条、82条）。</p> <p>国民は、請願権と裁判を受ける権利を有し（憲法16条、32条）、請願法2条及び3条は、請願の手続を定める。</p> <p>真の民主主義国家においては、国民の権利が迅速かつ確実に実現される制度が不可欠である。行政不服申立に関する制度設計は、国民の権利が迅速・確実になされることを目標とし、行政の適法性確保を併せて実現するものとし、民主主義のシンボリック制度と位置付けるべきである。行政不服申立は、民主主義を実効的に確保する制度と理解するべきである。</p> <p>2. 行政法律相談との連携</p> <p>行政不服申立は、行政法律相談から始まる。総務省は、スタートライン（窓口）を軽視せず、行政法律相談を、弁護士・行政書士、社会保険労務士等と共に行えば行政不服申立制度は、飛躍的に活性化するとと思われる。</p> <p>行政法律相談と連携しない行政不服申立は、国民を来させない制度となる。</p> <p>年金記録確認第三者委員会では、多くの士業が参加して行われた。福島の子原子力損害賠償ADRも、多くの弁護士が関与して被害者を救済した。相談窓口に関する条文のない法律は利用されない。アメリカでは、納税申告等の補助を、多くのボランティアが協力して行っており、我国でも、納税申告相談や</p>

番号	分類	意見内容
		<p>還付請求相談を税理士が行っている。国民が権利を行使し、義務を履行するためには、相談窓口が不可欠である。</p> <p>3. 協議・和解制度（行政ADR）の導入 アメリカやドイツでは、行政事件処理が、国家の重要な公的サービスと把握されている。そして、膨大な数の行政事件について、「公法上の合意」を認め、協議・和解（行政ADR）によって解決している。 我国でも、刑事事件においてさえ、起訴便宜主義が認められ、事実上司法取引が行われている。又、反則金制度や課徴金減免制度があり、大量の事件処理や真実の解明を行うのに、司法取引（協議・和解）が効果的で、行政ADRの中で採用されている。我国において、事前手続や行政調査手続において、行政指導の形式で多くの事実上の和解が行われている。総務省と土業が協力して、公正処理基準を作り、現実に多数行われている事実上の和解を、ルール化するべきである。</p> <p>4. 重装備と軽装備システム 社会保障領域や地方税領域の行政事件は、大量に存在するから、行政相談（軽装備システム）を前置して行うべきで、協議・和解制度も併用するべきである。年金記録確認第三者委員会や原発損害賠償ADRの解決方法と成果を活用するべきである。 行政不服申立は、行政審判と異なり、「行政庁の再考」を中心に軽整備の制度運営がされないと、使われない制度となる。 行政不服申立は、事件が大量に存在する場面では、行政ADRとリンクした軽装備システムを中心にし、簡易・迅速に国民の権利を実現する制度とするべきである。 行政不服申立は、行政法律相談の延長にある制度であるから、後者との連動なしに前者の発展はない。但し、重装備なシステム（審査会・審判所など）が必要な紛争もあるので、事件の特質に合わせて、適合するシステムを選択利用できる制度にするのが良い。</p> <p>5. 行政ADRと土業との協働 行政不服申立は、国民の権利を実現するシステムであるから、国民の代理人である土業（弁護士・行政書士等）と協働して、サポート組織を立ち上げるべきである。 総務省は、行政相談制度の運営を行っているが、相談事項は全省庁の取扱い事項に及ぶ画期的な制度であるが、土業の参加が少なく、不活発である。制度ユーザーの参加しない運営は発展しない。 行政相談と行政不服申し立てを土業と協働して行えば、総務省は主権者の権威を基礎として、省庁の最上級機関として君臨することになる。 ここでも年金記録確認第三者委員会等の経験が活用されるべきである。 世界の趨勢は、行政ADRの活用であり、国民参加の方法が採用されている。民事ADR法は制定されているのに、行政ADR法がないのは、片手落ちであり、行服法改正の中に、協議・和解・斡旋等の制度（行政ADR）を導入するべきである。 これによって、行政庁の負担も大幅に軽減され、国民も迅速に救済される。</p> <p>6. 適正手続保障 紛争解決システムの構築において、最重要な原理は「執行機関と裁断機関の独立・分離」である。裁断者の独立・中立性を確保しなければ行政不服申立制度は、これまでの様に機能しないシステムとなる。紛争の裁断は、裁断者の独立性・中立性を確保しないと公正に行われたいとする原則は、人類の英知であり、憲法が求める適正手続保障の最重要な内容である。審理員や審査会の独立性・中立性の確保は不可欠であり、総務省が土業と協働して、その給源を確保するべきである。</p> <p>7. 争点主義と不利益変更禁止</p>

番号	分類	意見内容
		<p>行政庁に対し不服申立すると「江戸の仇を長崎で打つ」ようなことは、今なお行われている。行政争訟の運営は、処分理由に限定して行わないと、国民は、恐ろしくて利用できない。行政不服申立制度は、処分以上の不利益を与えることがない制度とし、これを明文で保障するべきである。</p> <p>国税不服審判所は、争点主義運営をすることを、納税者に対し明示的に表明している。他の行政法分野も、これに学び同様に運営するべきである。</p> <p>不利益変更禁止条項は行政不服申立制度の重要な内容であり、この条項がなければ、同制度は使えないシステムとなる。争点主義や処分理付記の要請は、適正手続保障の核心である。</p> <p>8. 救済支援調整官又は、保護官</p> <p>審理員の名称は、上から目線の表現であり、もっと国民を救済するイメージを表現するネーミングがベターである。アメリカや韓国の納税者保護官制度に学ぶべきである。再調査制度も国民に恐怖感を与えるから、再救済調整制度とネーミングし、不利益変更禁止条項を入れないと、多くの国民は、不服申立制度を利用しない。</p> <p>9. 裁決の拘束力</p> <p>処分取消裁決がなされた場合、関係行政庁は、矛盾した処分の取消と、十分な原状回復をなす義務がある。行政庁に対する強制執行する制度はないから、行政庁に取消し裁決に従わせる拘束力を、更に強化する条文が必要である。</p> <p>10. 審理員等の養成データベースの構築</p> <p>「行政法律相談との連携」「協議和解制度（行政ADR）の導入」「土業との協働」「適正手続の保障」「不利益変更禁止条項」「争点主義運営」が今回の改正に盛り込まれなければ行服法の改正によって成果は期待できない。</p> <p>平成16年に行政事件訴訟法が改正されたが、上記の実効的な制度の導入がなかったから、行政訴訟の活性化はなかった。（行政訴訟提起件数と原告救済率の向上は全くなかった）。</p> <p>公取委は、競争法フォーラムを、総務省は資産評価学会を、裁判所は倒産法研究会に深く関与している。同様に、行政相談担当員、審理官や関係者の研修システムも立ち上げるべきである。又、国税不服審判所HP、税務大学校HP、最高裁判所HPが行っているように、決定や裁決の公表やデータベースの構築も行わないと、国民にとって予測不可能性のない紛争処理システムとなる。</p> <p>マイナンバーカードと住基ネットカードは競争となり、今後は前者が主流となろう。総務省は、行政ADRシステムを土業と協働して構築すれば、他の省庁の監視者として上級行政庁となると思われる。総務省は、「地方自治と民主主義を推進する省」との目標を持ち、国民参加（土業参加）の下に、他省庁の監視を行う存在になるべきである。審理員や行政不服審査会の専門性を向上させるため、総務省が中心となり、土業と協働して、研究・研修団体を立ち上げ、独立した審査員・審査会養成作りのシステムを構築するべきである。</p>
108	個人	<p>今回の改正は極めて重要であり、改正作業に従事される総務省関係者の方々に対し、まず敬意を表します。そのうえで、次の4点に絞り、愚見を申し述べます。</p> <p>1. 第三者機関</p> <p>第1案を支持致します。</p> <p>行政不服審査は、裁判に比べ簡易迅速廉価である点、職権主義による進行がされうる点、不当性審査も可能である点、認容されれば一度で救済される点、専門技術性を有する点で、裁判とは異なる独自の重要な意義を有しています。これまで客観性、公正性だけが難点でしたが、この点は行政不服審査会に対する諮問制度が整備されれば大いに改善され、運用次第では、裁判所と並ぶ権利利益の救済制度となりうるものと思料いたします。</p> <p>その意味でも、審査会制度は今次改正最大の改革点であり、ユーザーの視点に立てばぜひとも導入が</p>

番号	分類	意見内容
		<p>必要です。</p> <p>2. 団体争訟制度について 先進諸外国と比べた場合、特に自然環境・文化財保護における行政救済制度は著しく劣後していると考えます。制度設計には多様な可能性があり得るため議論が必要ですが、ぜひとも客観争訟としての団体争訟制度の導入につき、検討を開始すべきです。</p> <p>3. 非申請型義務付けについて 処分等の求めに対して通知義務を課し、今次改正の行政手続法所定の手続きを経た者で、かつ審査請求人適格を持つ者は非申請型の義務付けを審査請求で求めうとする制度とすることはありうると考えます。 行政手続法に基づく求めをしたにもかかわらず、行政庁が何らの措置を取ろうとしない場合には、行政過程がそれ以上進行せず、通常は処分もされないため、行政上の救済を求める方法がありません。その場合に、ただちに裁判所に訴えるのではなく、不作為という判断がされ、その旨の通知がされた時点で紛争化し、行政手続法から行政不服審査法に移行すると考え、審査会制度を含む救済を活用できるとすることは、裁判所というフォーラムでいきなり行政紛争を解決するよりも両当事者にとって合理的であろうと存じます。</p> <p>4. 5年後見直しの規定について 今次改正は意欲的な改正であり、抜本的な事項を含むことから、施行状況を踏まえた再検討と、積み残し課題の検討を行うべく、たとえば施行後5年を経過した時点で、制度の見直しをすることを義務付けるべきものと思料致します。</p>
109	個人	<p>行政不服審査法に関して、公平性の目的に照らし合わせて検討されている第三者機関である行政不服審理会の設置は反対です。 総務省内に設置されるとのことですが、その点から公平性が大きく左右されるのではないかと懸念されます。また、行政申立制度の中では迅速な対応の支障となるだけではないかと考えます。 さらに、総務省内に設置されても、その機関の管理体制や責任の所在は総務省であることは明らかであり、結局両者から独立した等距離で公平な機関には成り得ないと思料致します。</p>
110	個人	<p>審理員の設置に賛成かつ、第三者機関の設置に反対します。 なぜなら現行の行政不服審査法では、審理を行うものについて規定はなく処分に関与した者が審理をする可能性もあるが、20年法案また今回の見直し案では審査庁に所属する職員のうち処分に関与していないものから指名された審理員が審理するので公平性が保たれる。また、外から担当している審理員が明確に分かるという点からも公平性が保たれていると考えられるからである。 一方、第三者機関については諮問に強制力がないため、形骸化してしまうおそれがある。また、第三者機関は国と関わりが少ない点で、意見を聞く側の安心に欠ける恐れがあり、存在が不安定である。 審理員と第三者機関の併用は考えられないと考える。 そして再審査請求には賛成である。行政不服審査法は救済の観点から考えられなくてはならず、そのためには救済の幅を広げる再審査請求は必要であると考えます。 訴訟と再審査請求を選べるという形をとることで、救済の幅は広がり、経済的理由などで訴訟が起こせない方のためにも、簡易の請求があるのは安心できると考えられる。 以上が私たちの意見である。</p>
111	個人	<p>1) 行政手続法中に処分・指導の申出を可能とする規定ができることは歓迎するが、結果としてどのような調査が行われ、あるいは指導・処分が行われたのかをフィードバックする旨を定めるべきと思料する。</p> <p>2) パブリックコメントの対象に法律案(特に内閣提出法案)を加えるべきである。法律案は法規命令に比べ国民への影響は多大であるのに、十分な周知もなく一般からの意見聴取もなく制定されていくとすれば、均衡を欠く。国会審議が予定されているとはいえ、法案として提出される前に十分関係者の意見を反映させる必要があることは自明である上、国会審議のみでは国民の声を拾い上げるのに十分な機会となっていないことも自明である。審議会情報などは省庁によっては開示はされているが、一</p>

番号	分類	意見内容
		<p>方的な開示に過ぎず意見の聴取にはなっていない。しかも省庁により審議会の開催も審議の精度もバラバラである（ように見えることもある）。パブコメ手続も任意になされているため、行うかどうかも期間も様々で、省庁ごとにばらつきが大きい。</p> <p>数年前に議論された法案であっても、数年のうちの事情変更を反映する必要もある。施行時の遵守を確保するためにも、ある日突然復活して国会に上程され、さしたる議論もなく通過する、しかも微妙に要綱と法案に相違がある、といった不意打ちがあってはならないのではないだろうか。</p> <p>現在、行手法上行われている政省令に対するものと同様の意見公募手続を、法律案についても義務化するべきと考える。</p>
112	個人	<p>1. 不服申立期間は現行のまま変えない →迅速性を保つため。 短い期間で多くの申し立てを受け付けられるように窓口を増やすべき。</p> <p>2. 行政指導中止の求めを設けることに賛成 →行政指導を受けそれに応じないという受け身の対応ではなく中止を求めるという積極的な行動に出られるようにすることで後続する不当な処分を防ぐことができる。</p> <p>3. 不服申立前置きは特定規定の縮小廃止に反対 →不服審査を裁判の前に置くことで資料集めの手間や争点の整理など裁判所への負担が軽減される。 裁判より不服審査はコストがかからないため国民への負担も軽減される。一度不服審査をしてから裁判に行くことで複数回主張でき民意を吸い上げやすい。</p> <p>4. 第三者機関の設置 →審理員、審査庁を廃止し、これらが担っていた役割を第三者機関に一本化することを提案。 審理員はあくまで行政側の機関であるため公平性が保たれにくい。そこで行政に属さない弁護士、専門家を設置し第三者機関を設けることでより公平性を保つことを目指す。 審理員、審査庁にかかっていた費用を第三者機関にまわすことでコスト面をカバーし、また弁護士や行政書士の資格を持った人で特定の事務所等に所属していない人々で組織を作り第三者機関の専属にすることで迅速性を補い、対応が滞らないようにする。</p>
113	個人	<p>地方自治体の長期病休者は、年々増加し全国で3万人にも達する状況であり、その多くは精神疾患でもあります。加えて自殺率も18人/10万人にのぼり、年間500人にも及んでいます。</p> <p>県内自治体でも、年々病気休職者が増加している傾向にあります。現状の公務災害認定請求では、疾病による請求に比べ、負傷による請求が多い状況にあります。上記の長期休職者の状況や、労災認定事案が増加する傾向にある中で、今後は請求件数が増加するとみておかねばなりません。さらに、いままでは請求という実行行為として表れてこなかったことも想定され、職員や家族の過重労働や過労死に対する意識の高まりからも、請求行為が増加し、公務災害の認定に係る事案も増加してくると思っておかねばなりません。</p> <p>他方、県内では高速道路整備によって自家用車による長距離通勤者が増加傾向にあり、通勤災害へも対応していく必要が増してきます。</p> <p>地方公務員災害補償では、通達による認定基準が多く判断基準とされますが、当該自治体の業務範囲の独自性や地域性から、個別事案に応じた対応を行っていくことが肝要であり、それぞれの基金支部における地域の判断がより重要であると考えます。</p> <p>今回の地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化となった場合には、これまで以上に、繁雑になることは明らかであり、さらに現場の実情や自治体の特殊性にもとづいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念が生じ、申立人の権利救済といった面から問題があります。また、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化といったことも心配されます。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>つきましては、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の支部審査会、本部審査会による審査制度を継続すること。 審理の迅速化のため、支部審査会の審査において「公務外」と判断された場合、基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。 審査請求人等からの申立てがあった場合、審査官は口頭意見陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁等への質問権を認めることにより、対審的な審理構造を導入すること。
114	個人	<p>地方公務員災害補償制度については、認定までに相当の期間を必要とするものがあり、請求人の負担軽減の観点から、審査の迅速化を図る必要があります。</p> <p>一方で、災害の実情を十分踏まえた審査が行われているかという懸念もあります。</p> <p>さらに、公務に起因する災害か否かを判定するのにあたって処分者と請求人との間で事実認定が争点となるケースが多く発生していると伺っています。</p> <p>今回の行政不服審査法の見直しにともなう地方公務員災害補償制度の見直しでは、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部へ審査を一元化するとされています。</p> <p>このことは、これまで以上に災害の実情に基づいた審査が行われにくくなるとともに申請人の救済といった面からも問題を生じる恐れがあります。</p> <p>また、本部の審査件数が増加し、審査会参与の負担の増加による審査の形骸化に繋がることも懸念されます。</p> <p>ついては、下記の点に留意され見直しをされるようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現行の支部審査会、本部審査会による審査制度を維持すること。 支部審査会において「公務外」と判断された場合、審理の迅速化を図るため、再審査請求と取消訴訟を選択可能な制度とすること。
115	個人	<p>このようなことが中央一極集中型・迅速化になることは非常に大きな問題に発展してしまうのではと懸念する。</p> <p>支部審査会での審査がなくなるということは、地域特有な環境・状況・実態が十分に反映できなくなり、一般的・総体的な判断になってしまわないか懸念がある。</p> <p>一審制で東京での開催となり、全国各地から審査請求者が自費で対応するには、時間的・経済的に非常に負担になり、審査請求自体を断念する事案が多くなり、本旨から外れていく懸念がある。</p>
116	個人	<p>地方公務員災害補償制度において、支部審査会を廃止することで、これまで以上に現場の実状に基づいた調査が行われにくくなるのが懸念される。しかしながら、請求人の負担を軽減するという観点からいえば、審査の迅速化もはかる必要がある。よって、審査の基金本部に対する再審査請求と取消訴訟を選択可能な形とすべき。</p>
117	個人	<p>今回の見直しは手続きの一元化によりわかりやすくなったり、審査等の迅速化につながる部分もあります。</p> <p>しかし、地方公務員災害補償制度においては、現場に身近な支部審査会の廃止が盛り込まれており、審査が十分におこなわれないことが危惧されます。</p> <p>そのため、現行の支部審査会、本部審査会の構造を継続するよう求めます。</p>
118	個人	<p>【総務省案】 第三者機関への諮問の仕組みを設けるとする第1案、および、設けないとする第2案。</p> <p>【意見】 私は、第三者機関への諮問の仕組みを設けるとする第1案に賛成である。 なぜならば、行政不服審査制度における裁決の客観性・公正性を高めることが非常に重要であるからだ。 行政不服審査制度は国民の権利救済の役割を担っている。行政内部での裁決では、国民の権利が十分に保障されるとはいえない。また、国民から見ても、行政内部の不透明さがあり、行政不服審査制度に</p>

番号	分類	意見内容
		<p>対する信用が確保できず、結果として行政不服審査制度が活用されなくなる。</p> <p>行政分野の専門知識を十分に有する審理員によれば、当事者の主張整理や事実認定、審理員意見書の作成等を行うことができる。第三者の視点により、事実認定を検分した上で、法令解釈等の妥当性を検証することは、裁決の客観性・公正性を高める上で大きな意義があると考えられる。</p> <p>以上の点から、私は第1案に賛成である。</p>
119	個人	<p>第三者機関を設置することに賛同する。(p6、第三者機関)</p> <p>現行法において、異議申し立ての場合には処分庁により決定がなされるが、処分をした処分庁に公正な判断は期待できず、異議申し立てがなされても判断が覆る可能性は極めて低いといえる。</p> <p>また、上級庁に審査請求した場合においても、上級庁に申し立てたほうが公正な審理判断が期待できるとはいえ、なお不十分であるといえる。</p> <p>審査請求で結論が覆らなければ取消訴訟を提起しなければならないため、審査請求の段階で国民の権利利益を救済する必要性は高い。</p> <p>第三者機関が公正な判断をすることによって、行政不服審査をより機能させるべきであると考えます。</p>
120	個人	<p>改正の方向性には概ね賛成であるが、第三者機関（行政不服審査会等）を必ず置くべきであると考えます。</p> <p>審理員は、結局処分庁、審査庁と全く無関係の人間がやるわけではないため、公平な審理をするのは難しい。</p> <p>第三者機関であれば、内部に完全にしがらみのない機関を作ることが可能になり、結論ありきでないより充実した審理をすることが可能になると考える。</p>
121	個人	<p>(3) 意見</p> <p>審理対象(5～7頁)のうちの有識者から成る第三者機関の諮問について意見の対象とする。</p> <p>私は、第三者機関への諮問の仕組みを設ける案に賛成する。</p> <p>第三者機関への諮問の仕組みを設けない案において述べられているように、客観的・中立的な立場から裁判所が審理を行い、手厚い手続保障の下で国民の権利利益の救済を図る行政訴訟が利用されるべきであるというののもっともであろう。</p> <p>しかし、裁判所は行政府の判断を一定の限度で尊重する必要があるし、諮問について裁判所がこれを行うことは常に容易であるとはいえないと私は考える。それゆえ、客観的・中立的な立場から審査を行うことが可能であるという理由のみで行政訴訟が利用されることが常に推奨されるべきではない。</p> <p>また、第三者機関への諮問の仕組みを設ける案において述べられているように、不服申立てに比べると行政訴訟の件数は少なく、行政不服審査制度が国民の権利利益の救済に大きな役割を果たしているという実態は見逃すことができない。</p> <p>第三者機関が設けられることとなれば、国民に不服申立、諮問の機会を失わせることなく、客観的・中立的な立場から審査を行うことができるようになると思う。以上より、私は第三者機関への諮問の仕組みを設ける案に賛成する。</p>
122	個人	<p>今回、行政不服審査法の見直しに伴い、地方公務員災害補償制度が見直され、地方公務員災害補償基金本部への審査の一元化、再審査請求を廃止、となった場合には、これまで以上に、現場の実情にもとづいた審査が行われにくくなるのではないかと懸念があり、申立人の権利救済といった面から問題があります。また、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化、といったことも心配されます。</p> <p>地方公務員災害補償では、処分者と請求人との間で、公務に起因する災害か否かを判断するにあたっての事実認定が争点となることが多くあります。現場の実情を踏まえた公務上外判定がなされていないため公務外取消し訴訟が数多く発生しており、審査段階における事実認定が不十分であり、現場の実情を踏まえた公務上外判定が行われていないため原告勝訴の判決も相当数に上っています。</p> <p>このため、今回の見直しによる審査の一元化はこれらの状況がさらに悪化してしまう可能性があります。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>す。</p> <p>つきまして、行政不服審査法改正の見直しに伴う地方公務員災害補償法の見直しについては、現在の支部審査会制度を継続すべきだと考えます。</p>
123	個人	<p>1. はじめに</p> <p>行政不服審査法の在り方として、従前よりも手続を厚くする方向で制度設計すべきものとする。現在の行政訴訟では、本案はおろか訴訟要件で却下される事例も珍しくない。このように裁判所による救済を期待することができない現状においては、行政庁自身による是正の可能性を拡大せざるをえないからである。</p> <p>2. 不服申立構造等</p> <p>まず、再調査の請求を導入しつつ、再審査請求を存置すべきである。簡易な手続と本格的な手続を並立させることは、前者における争点整理の効果が後者の手続を迅速にするから、必ずしも当事者行政双方の負担にはならないと思われる。</p> <p>また、不服申立人適格については、これを行訴法 9 条の「法律上の利益を有する者」に関する判例の進展（小田急訴訟など）を考慮して、柔軟に解釈すべきである。</p> <p>3. 審理体制について</p> <p>審理員制度と第三者機関諮問制度については、両者を導入すべきである。専門的知識や内部事情に精通した審理員の判断と、客観性・独立性の高い第三者機関の判断はそれぞれ独立した価値を持つであろう。このような内部と外部を並立する制度設計は会社法における監査役会などにも見られ、一般性を有すると思われる。</p> <p>第三者機関の組織や人選については、放送倫理番組向上機構などを参考にすべきである。</p>
124	個人	<p>【総務省案】</p> <p>【第 1 案】</p> <p>1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>① 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等（審議会等、行政委員会、地方公共団体の議会その他これらに類するものとして政令で定めるものをいう。この項において同じ。）の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分が行われた場合</p> <p>② 裁決をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>③ 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、①に規定する審議会等の議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>④ 審査請求が、行政不服審査会等（「2.」の機関をいう。以下同じ。）によって諮問を要しないものと認められたものである場合</p> <p>⑤ 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>⑥ 審査請求に係る処分（事実行為及び法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分を除く。）の全部を取り消し、審査請求に係る事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとし、又は法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、若しくは認容する場合（これらの措置に反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）</p> <p>なお、上記に加え、例えば次のような一定の要件に該当する場合には、行政不服審査会等への諮問を要しないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>① 申請に対する処分であって、法令で基準が明確に定められているもの等</p>

番号	分類	意見内容
		<p>② 審査請求人及び参加人が行政不服審査会等への諮問を希望しない場合</p> <p>2. 審査庁の諮問に応じ審査請求に係る事件について調査審議するため、総務省に行政不服審査会（仮称）を置くとともに、地方公共団体に、執行機関の附属機関を置くものとする。</p> <p>この場合において、地方公共団体は、例えば以下の措置をとることができるとする方向で、更に検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他の地方公共団体と共同して当該機関を設置する。 ② 他の地方公共団体に当該事務を委託して処理させる。 ③ 審査請求があった場合に臨時に委員を任命する。 <p>【意見】</p> <p>この点について、第1案に賛成します。</p> <p>審査請求の際、第三者機関を設置することに賛成します。現行法では、行政不服審査において、結局処分庁のお仲間である同僚が不服審査まで行い、審理の透明性が著しく欠けると考える。公正中立な第三者機関を置くことで、審理の透明性を図ることが可能となると考えられます。有識者が審理すること、1審制で判断をすること等からして、現行法と比較して、より一層、国民の権利救済を図ることが可能になると考えます。</p> <p>もちろん、行政庁の外部にいる有識者を採用することは予算の問題が生じると思われれます。しかし、それは些細な問題点に過ぎず、行政不服審査法は国民の権利救済を目的としている以上、それに資する第1案が成立することを希望します。</p>
125	個人	<p>【総務省案】</p> <p>1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等（審議会等、行政委員会、地方公共団体の議会その他これらに類するものとして政令で定めるものをいう。この項において同じ。）の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分が行われた場合 ② 裁決をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に、審議会等の議を経るべき旨又は議を経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合 ③ 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、①に規定する審議会等の議を経て裁決をしようとする場合 ④ 審査請求が、行政不服審査会等（「2.」の機関をいう。以下同じ。）によって諮問を要しないものと認められたものである場合 ⑤ 審査請求が不適法であり、却下する場合 ⑥ 審査請求に係る処分（事実行為及び法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分を除く。）の全部を取り消し、審査請求に係る事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとし、又は法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、若しくは認容する場合（これらの措置に反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。） <p>【意見】</p> <p>現行の不服審査制度だと、裁判所における、適法性についての判断しか求められなかったが、行政不服審査会等の第三者機関を設置し、妥当性の審査を行えるようにすることにより、判断の内容や過程の透明性が高まり、審査請求人である国民の利益をより尊重する方向にはたらくと考えられる。そのため、</p>

番号	分類	意見内容
126	個人	<p>第三者機関への諮問の仕組みを是非設けるべきであると考える。</p> <p>P5 審理の主催者について 従来のように処分庁と審査庁と審理の主催者が全部同一というのは公平性を著しく欠くので、それだけは改定していただきたい。 地方自治体においては特に第三者機関の委員も処分庁の長が選任するので、まったく無意味になっている。地方自治体の場合だが、処分を下した行政庁の職員が、行政不服審査法に基づく異議申し立ての審理をし、また第三者機関である情報公開制度運営審議会の事務局窓口も兼ねているという著しく公平性を欠いた制度となっている。 処分庁は証拠も示さず、処分庁の首長は「行政情報の提供が文書等の形で間違いなく行われたとまではいえません」などと他人事のような裁定をし、うやむやなまま申立人は引き下がらずを得なかった。 処分庁が審理員を兼ねている場合は、処分の根拠（証拠）を自ら保有するはずで、保有するべきであるにもかかわらず、これまで証拠調べはなかった（証拠を出すと不利になる場合が多いのだからそれは当然）。 しかし、「根拠となる行政情報はあった可能性が高いが、ないとは言い切れない」などの理不尽な行政情報不存理由で棄却することは許されないと考える。 審理員が処分庁に対し処分の根拠を求め、提出させる規定は必要不可欠だと考える。</p> <p>P6~9 第三者機関について 行政処分庁に異議申し立てをして棄却されたことに関し、情報公開制度運営審議会に審議を申し入れたにもかかわらず、審議会が判断をせず、処分庁広報課から返答が来るなどという第三者機関の形骸化ともいえることもあった。 第三者機関の委員の選任は必ず上位機関の責任、ないしは市民が関与しておこなうべきであり、第三者機関の事務局窓口は独立させて設置するべきだと考える。 また、審査庁から第三者機関への諮問だけでなく、申立人（請求人）から第三者機関への諮問（再審請求）の道も必要だと考える。</p> <p>P? 異議申し立てを審査請求に一元化することについて 審査請求は裁判と似た制度で、一般市民にはハードルが高い。 弁護士を付けず一人でも書面で対応できる異議申し立ての制度の存続を望む。</p> <p>P? 口頭による申立趣旨説明について 申立の趣旨説明を口頭でするかどうか審査機関が希望をとるが、希望したにもかかわらず審査庁の恣意により口頭説明の機会を与えられないことがあったが、希望を取る以上希望した人には説明させるべきである。 「審査機関が必要がないと認めた場合は機会を与えないことができる」とのことだったが、それならば希望を取る必要はなく、必要なときに口頭での説明を求めればよい。求めに応じるかどうかは申立人の自由であるはず。</p>
127	個人	<p>（３）意見 — 第２の２．審理体制について（５～１０ページ）</p> <p>１、意見要旨</p> <p>（１）第三者機関について、第１案を選択すべきと考える。 「行政不服審査制度の見直しについて（案）」等の資料を読み、審理体制をどのようなものにするかが今回の法改正の最重要論点であると考えた。 私は、行政不服審査制度の客観性・公正性を高め、より国民の権利利益救済に資する制度にするため、および行政の適正運営を確保し国民の信頼を向上させるため、第三者機関の設置が必要であると考える。 （２）以下において、審理の主宰者を審理員とする仕組みについての考えを述べた上で、審理員による審理の仕組み（以下「審理員制度」とする）を、より本改正の趣旨に合致するものとするためにも、第三者機関の設置が必要であるとの意見を述べる。</p>

番号	分類	意見内容
		<p>2、審理員制度について</p> <p>(1) 改正案は、審査請求の審理を、審査請求に係る処分等に関与していない審査庁職員から指名される審理員が行うものとしている。</p> <p>これは、処分に関与した者が審理する場合もあり得る現行制度と比べると、審理の客観性・公正性を向上させるものであるといえるが、以下に述べる通り、克服し難い難点を有している。</p> <p>(2) 克服し難い難点</p> <p>ア) たとえ、5ページの【説明】1つ目にあるように、法律上、審理員を審査庁から独立した機関と位置付け、一定の権限を付与し、審査庁の指揮監督による拘束を排除するものとしても、審理員が審査庁に所属する職員であり、当該処分を行った者の同僚（実際には上下関係等もある）であるという現実が存在する。</p> <p>そうであれば、審理に、当該審査庁内部の慣行や、処分者への遠慮や、職場人間関係と審理員自身の立場との兼ね合い（配慮や保身）等が影響することは、避けられない自然な現象である。</p> <p>また、同じ審査庁職員である審理員が、処分を行った職員と、審査請求をしてきた一市民とでどちらに感情移入しやすいかも、明白である。</p> <p>加えて、たとえ審理員が上記のような他事に影響されることなく審理を行うことができるとしても、この制度を外から見る国民にとっては、上記のような印象は拭えないため、国民の信頼を大きく向上させることは難しい。</p> <p>イ) 他方で、【説明】7点目（6ページ）にあるように、審理員の外部登用では、当該審査庁内部の実務に精通していないため、審査庁内部の資料や人材を活用して効率的に審理の充実を図ることがあまり期待できない。</p> <p>また、審査庁職員からの協力も形式的にしか得られないなどのデメリットもありうると考える。</p> <p>そしてこのことは、たとえ「(主な意見)」8点目（6ページ）の意見にあるように資格制度を創設したとしても、変えられないと思われる。</p> <p>ウ) たとえば審理員を複数名とした上、会社法上の社外取締役のように、一部の審理員を外部登用とするなどの仕組みも考え得るが、これも結局審理員同士の力関係の問題に帰着することとなり、第三者機関設置に比べると次善の策でしかない。</p> <p>エ) 以上に述べた通り、審理員制度は、客観性・公正性および国民の信頼の確保という本改正の目的に照らし、克服し難い難点を抱えており、審理員制度単体では限界があると考ええる。</p> <p>3、第三者機関の設置</p> <p>(1) 審理員制度に加えて第三者機関を設置することで、本改正は飛躍的に有意義なものとなると考える。その理由は、8ページの【第三者機関への諮問の仕組みを設ける案について】に挙げられた4点、とくに2点目（「審理員は、当該行政分野の専門知識も活用しつつ、当事者の主張の整理、事実認定、審理員意見書の作成を行う。行政不服審査会等が、第三者の視点で、こうした審理員による事実認定を見聞した上で、法令解釈等の妥当性を検討することは、裁決の客観性・公正性を高める上で大きな意義がある」と考える）に集約されている。</p> <p>審理員制度は、第三者機関設置があつてこそ、審理の客観性・公正性が制度的に担保されうる。また、審理員と第三者機関を共に設けることで、前述した審理員のメリットを活かしつつ、客観性・公正性および国民の信頼を確保しうるのだと考える。</p> <p>(2) 第2案からの批判に対する意見</p> <p>ア) 確かに、行政不服審査制度は行政訴訟に比べ手続保障と中立性において劣っているとも言える（9ページ【第三者機関…設けない案について】の1点目）。</p> <p>しかし、行政不服審査制度には、行政訴訟とは異なる固有の意義がある。両制度は、国民の権利利益救済と行政の適正運営確保という大きな目的は共通するが、目的を実現するための手段が異なる別制度である。手厚い手続保障・高度の中立性があるが、利用する国民には負担の大きい行政訴訟と、対審構</p>

番号	分類	意見内容
		<p>造を採らずより簡易に利用でき、訴訟に比べればずっと迅速に結論が出る行政不服審査制度は、両制度共通の目的である国民の権利救済のためどちらも必要で、併存させるべきであるし、併存させる以上は、それぞれ国民にとってより良いものにしていくべきである。</p> <p>行政不服審査制度の充実を考えたとき、第三者機関設置により多少迅速性が減少するとしても、それに勝るメリットがあるのであるから、「簡易迅速性を重視＝第三者機関を設けるのは不適切」ということにはならない。</p> <p>イ) 行政組織・定員・予算のスリム化を図る行政改革の観点から、第三者機関設置は行政の肥大化であり適切でないとの批判がある。</p> <p>しかし、制度利用者である国民の視点からは、国民の権利救済の一翼を担う行政不服審査制度における審理の公正性・適法性の確保は、予算のスリム化等に勝る要請であるし、この要請をおろそかにした行政改革に価値があるとは思われない。</p> <p>ウ) また、行政不服審査制度に第三者機関を設ける際、情報公開・個人情報保護審査会を改組し、両機関を統合することにより、形式的に同審査会を廃止することについては、新しい第三者機関の内部に実質的に同じものが存続するのであるから、何ら問題がないと考える。</p> <p>(3) 以上により、私は、第三者機関への諮問の仕組みを設ける第1案を支持する。</p>
128	個人	<p>行政不服審査の審査体制について、見直し案では、審査の公平性を高めるために対象の行政処分に関与していない職員から選ぶ「審理員」制度を導入するとしているが、賛成である。現行の法のもとでは、処分に関与した職員が不服審査を担当する可能性があり、処分が覆るのが難しい状態である。審査の公平性を高めるためにも、対象の行政処分に関与していない職員に担当させる審査の仕組みにしなければならない。</p> <p>民主党が法改正を検討した際には、民間有識者に審査を委ねる案が有力だったが、民間人による独自審査では、簡易迅速性が阻害され、個人の経験によって判断が異なってしまう可能性があり、中立・公正性の確保の保証ができないので、反対である。</p>
129	個人	<p>第三者機関を設けることについて（ページ6 第2 2. (2) 第三者機関）</p> <p>問題とされている処分について諮問・答申するという第三者審査会を設けることは、処分についての判断をするにあたり、客観的で公正な視点からの検討につながるもので、設けるべきであると考えます。これまでのように、処分をした行政庁の内部で問題とされている処分についての当否を判断するという方法では、判断する側が気を遣ってしまい公正な意見が出せなくなる可能性があります。行政庁の処分によって、国民の権利義務関係は大きく左右されるので、処分についての判断が馴れ合いになってしまっは困ります。そのようなことを防ぐためには、処分につき第三者的な立場からの検討を加えて、適切な判断をすることが求められていると思うので、行政不服審査会のような第三者審査会を設けてもらいたいです。</p> <p>また、今回の改正案では、審理員を設けるという案もありますが、審理員も結局は行政内部の人間であり、客観的で公正な判断をすることにも限界があるように思われるので、第三者機関は必要であると考えます。</p> <p>不服申立構造について（ページ2 第2 1. 不服申立構造等）</p> <p>今回の改正案では、原則として最上級行政庁への審査請求に一元化して、異議申立てをなくす方向性なのですが、救済の制度はどれだけあっても国民の利益の保護に資するので、異議申立てについては廃止しないでいただきたいと考えます。</p>
130	個人	<p>7頁 第2.2(2) 第三者機関</p> <p>【総務省案】 第三者機関への諮問の仕組みは設けないこととする</p> <p>【意見】 国民の権利利益の救済方法のひとつの手段として裁判があるが、裁判は三審制という性質から審理が</p>

番号	分類	意見内容
		<p>長期にわたるとい問題があり、また、対審構造であるため、原告の立証が失敗するというおそれもある。それゆえ、国民が負担する費用、労力も大きい。</p> <p>これに対して、不服申立は裁判に比べて審理も短くて済み、また、国民の立証責任もないことから、国民にとって負担が小さく、不服申立の重要性は大きい。実際の運用状況としても、裁判より不服申立の方が国民の権利利益が救済されやすい。</p> <p>以上のことから、国民の権利利益の救済に資する不服審査構造の改善は望ましいことである。そのひとつの方法である審査員は、審査庁からの一定の独立性を有するため、公正さは増すと考えられる。しかし、結局は審査庁内部のものであるため、拘束を受けざるをえず、その結果、国民の権利利益の救済手段として重要性が大きい不服審査が空振りに終わるとい事態は避けるべきである。そこで、より独立性を確保するために第三者機関への諮問の仕組みを設けることが望ましいと考える。</p>
131	個人	<p>【総務省案】 審査請求の審理は、原則として、審理員が行うものとする。 審理員は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者でなければならないものとする。</p> <p>【意見】 賛成である。</p> <p>1 現行制度の下では、処分をなした行政側の職員が再び審査を担当することについては、禁止されていない。したがって、結局同様の処分がなされる可能性が高く、公平性にかかる状況である。</p> <p>これに対して、本総務省案のように審理員を審査庁と独立した機関して置けば、一定程度の公平性が保たれる。</p> <p>2 また、不服申立てに対し、国民の主張が認められるのは、約一割程度と言われている。かようにわずかな件数のみしか認められない理由としては、そもそも不服申立てに現れる事案に失当であるものが多い、等確かにさまざまな理由が考えうる。もっとも、処分庁と審査長が重なる現行法の下では、このことがひとつの理由になっているのではないかと推測しえる。行政不服審査制度が、訴訟制度と異なり安価、簡便、迅速に国民の権利を救済する責務を負っており、国民にとって重要な制度であることから、高い公平性を保つ制度を取り入れる事は大変重要なことであると考ええる。</p> <p>【総務省案・説明】 なお、外部登用は審理員の公正性を高める上で有効な手段であるが、任期付職員や非常勤職員など既存の仕組みがある一方、実務に精通していない者の登用は専門性・効率性の面で課題も生じ得ることを踏まえれば、審理員の人選、任期等については、運用に委ねるべきではないか。</p> <p>【意見】 反対である。外部登用につき運用にゆだねた場合、仮に専門性・効率性の面で問題があるとすれば、コストの掛かるかような方法をあえてとることは期待し得ない。したがって、実質的に外部登用の仕組みが一切ないのと同様になってしまうのではないかと懸念がある。</p> <p>【総務省案】 1. 審査庁は、審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は外局である庁の長等である場合にあっては行政不服審査会（仮称）に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては、「2.」に定める地方公共団体の機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。</p> <p>【意見】 賛成である。審査長と独立した期間として審査員を設けることのみならず、原則的に第三者的立場の行政不服審査会が諮問機関として関与することにより、より強く行政の判断の公平性が保たれることとなる。</p> <p>確かに、諮問を経ることを原則とすれば、簡易迅速な救済を実現するという、行政不服審査法の利点</p>

番号	分類	意見内容
		を減殺させ得るものと言えよう。しかしながら、そもそも簡易迅速な救済はそもそも国民のためにあるのだから、自ら望まないときにこれをしないことができる旨を定めれば足ると解する。
132	個人	<p>第二. 1 (2) 第三者機関について。</p> <p>第三者機関を設けることには基本的に賛同しますが、7 頁[説明]にもあるように、採決までの期間をできる限り長期化しないような仕組みを検討していただきたいと思います。</p>
133	団体	<p>地方公務員災害補償に関わっては、精神疾患にかかわる公務上認定申請が急増しているが、その認定までに相当の期間を要していることも問題点である。そのため、審査の迅速化を図る必要は認識される。しかし、いっぽうでは審査においては、現場の実情が十分に踏まえられていないという事例も見受けられる。</p> <p>この点から、公務外取り消し訴訟が数多く発生しており、判決のなかでは審査段階での事実認定の不十分さが指摘されている。災害発生の背景は、それぞれの現場において特徴もあり、それを踏まえううえで明確な基準に照らして判断する必要性がある。</p> <p>今般の行政不服審査法改正により、再審査請求を廃止し、地方公務員災害補償基金本部での審査に一元化することは、これまで以上に現場の実情に基づいた審査がおこなわれにくくなるという懸念が生じ、地方から離れた場所での審査という面からも、審査請求がおこなわれにくくなるということも考えられる。</p> <p>また、本部審査件数の増加は、審査の形骸化にもつながる恐れがある。したがって、迅速化と現場の実情を踏まえた審査の実現を図るという観点から、行政不服審査法改正に伴う地方公務員災害補償法については、以下のとおり見直すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の再審査請求と訴訟との選択可能な制度とする。 2 審査請求人等からの申し立てにより、口頭意見陳述の機会を与える義務を課すことや、申し立て人から処分庁等への質問権を保障するなど、対審的な真理構造を導入するなど見直すべきである。 <p>第2 行政不服審査法の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不服申立構造等・・・2 2. 審理体制・・・10
134	個人	<p>第2 行政不服審査法の見直し</p> <p>2. 審理体制</p> <p>(1) 審理の主宰者について</p> <p>審査請求の審理は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者である審理員が行うべきである</p> <p><理由></p> <p>行政不服審査制度が、抗告訴訟と異なり、違法のみならず不当も審査対象となり、印紙代が不要などのメリットがあるにもかかわらず、国民の権利救済の役に立っていなかったのは、判断される側と判断主体が同一だからである。これでは判断主体に不利な裁決が出されるはずはないから、後述するように、独立した第三者機関を設けるとともに、審理員は処分に関与した者以外の者が就くべきである。</p> <p>(2) 第三者機関</p> <p>独立した第三者機関である行政不服審査会を設けるべきである。また諮問を要しない例外は少なくするべきである。</p> <p><理由></p> <p>上述のように、行政不服審査が国民の権利救済に資するためには、独立した公正中立な判断主体が必要である。個人的には、行政不服審査機関が判断主体となるべきであると考えているが、それが無理ならば、第1案のように、行政不服審査会を設けるべきであると考えている。現状でも、情報公開法制において、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会が一定の成果をあげているので、同審査会と同様に、全ての行政分野において、独立した公正中立な第三者機関に諮問するという制度にすべきである。また、第三者機関が機能するために、諮問しなくてよい例外は少なくするべきである。例えば、「審査請求が、行</p>

番号	分類	意見内容
		<p>政不服審査会等によって諮問を要しないものと認められたものである場合」や「申請に対する処分であって、法令で基準が明確に定められているもの等」といった例外は、行政庁のさじ加減でいくらでも諮問しなくてよいことになるため、このような例外は設けるべきではない。</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会は、個人的には行政不服審査会に発展的に解消すべきであると考えているが、その場合でも、同審査会の過去の答申は、先例として公開を続けるべきである。4. 不服申立期間 6か月に延ばすべきである。</p> <p><理由></p> <p>現行法の60日はあまりに短く、権利救済に資するとはいいがたい。抗告訴訟の6か月も短く、1年に延ばすべきである。</p> <p>第4 関係法令の改正</p> <p>2. 不服申立前置</p> <p>行政訴訟において弁護士を訴訟代理人に選任しない場合は、不服申立前置を強制すべきである</p> <p><理由></p> <p>司法修習生のときに、裁判所の民事部では、行政事件の数が少ないにもかかわらず、弁護士をつけていない本人訴訟が目立つという印象を受けた。また裁判官の方の実感も同様であった。行政訴訟は、法令が複雑であり、弁護士にとっても専門性が高い分野である。行政訴訟において弁護士を代理人としていない場合、原告である本人の提出する書面が読みにくく、そもそも何が不満なのか理解に苦しむことも多々あり、このような書面を裁判官が読むことで、真に重要な事件へのリソースが割けないことの弊害を強く感じた。また、原告の主張に一定の理があり、勝訴する可能性もありそうにもかかわらず、弁護士がついていないために、敗訴になってしまうという例もあった。限られた裁判所の司法コストの有効活用と国民の権利救済のためには、行政事件について弁護士を訴訟代理人とすることを強制するのが望ましいと考える。仮にそれが無理だとしても、本人訴訟の場合は、裁判所に抗告訴訟を提起する前に、行政不服審査を経ること（不服申立前置）を強制すべきである。なお、これを正当化するために、不服申立期間を現行法より延ばすことも必要である。</p> <p>3. 代理人制度</p> <p>行政書士に行政不服審査申立の代理権付与はすべきでない</p> <p><理由></p> <p>今般の法改正により、行政不服審査制度は、より国民の権利救済に資するための準司法手続的色彩を帯びることになるが、そのことは、不服審査の段階から抗告訴訟を見据えて、申立書面を起案することが求められるということの意味する。行政訴訟は、一般の民事訴訟に慣れた弁護士にとっても専門性の高い分野であり、全ての弁護士が扱えるというものではない。行政書士は、行政の申請書類の代行をする資格であり、訴訟をすることは弁護士法違反となる。これはどちらの資格が上などという問題ではなく、そもそも資格の対象としている分野が違うのである。訴訟を専門としない行政書士に、行政不服審査申立の代理権を付与することは、国民の権利救済に資するとはいえないのである。</p>
135	個人	<p>地方公務員災害補償基金の支部審査会参与を務めています。その立場から申し上げます。</p> <p>審査が一元化されると、これまで以上に現場の実情に基づいた審査が行われにくくなると懸念しています。また、本部審査会に審査が集中し、審査会自体も申立人も負担が増すのではないかと感じます。審査の形骸化も心配です。</p> <p>よって現行の支部審査会、本部審査会による二審制度を維持していただくようお願いします。</p> <p>また審査請求人から申し立てがあった場合は、審査官は口頭陳述の機会を与える義務を負い、申立人から処分庁への質問権を認めることにより、対審的な構造を導入するよう要望します。</p>
136	個人	<p>意見の対象となる「第2章 1. 不服申立構造等」に関して、地方公務員災害補償法に規定する不服申立ての手続きに照らし合わせ、以下のとおり意見を申し上げます。</p> <p>改正案によると、審査請求が最上級庁である地方公務員災害補償基金本部審査会へ一元化され、現行</p>

番号	分類	意見内容
		<p>の各県支部審査会が廃止されることとなります。</p> <p>このことは、申立人が高等意見陳述のために本部へ出向かなければならない等、負担増加につながります。また、被災者の現場状況等にもとづいた審査が行われにくくなるとの懸念があります。</p> <p>よって、現行の支部審査会の審査、本部審査会の再審査という審査制度を継続していただきたいことを要請します。</p>